

刑事訴訟規則(原文は縦書き)

昭和二三年一二月一日最高裁判所規則第三二号
改正 昭和二四年五月二八日最高裁判所規則第八号
同二四年七月一日同第一二号
同二五年四月一五日同第九号
同二五年四月二八日同第一一号
同二五年一二月二〇日同第二八号
同二六年一二月二〇日同第一五号
同二七年七月三十一日同第一九号
同二八年三月一四日同第五号
同二八年一〇月一五日同第二一号
同二九年五月二九日同第五号
同三二年二月一五日同第一号
同三五年三月二五日同第二号
同三六年六月一日同第六号
同四七年六月二四日同第五号
同五一年六月七日同第四号
同五一年一二月二〇日同第八号
同五七年九月三日同第七号
同六二年一二月一日同第八号
平成四年二月三日同第一号
同七年六月一日同第一号
同九年七月二九日同第五号
同一一年一二月一日同第九号
同一二年九月二七日同第一二号
同一二年一二月一五日同第一五号
同一三年二月一九日同第一号
同一五年三月一九日同第七号

同一七年六月二二日同第一〇号
同一八年五月一二日同第六号
同一八年七月二五日同第九号
同一八年七月二八日同第一一号
同一九年五月二五日同第六号
同一九年一二月七日同第一五号
同二〇年五月二一日同第五号
同二〇年五月二一日同第六号
同二〇年一〇月二日同第一四号
同二〇年一〇月二一日同第一七号
同二四年二月二〇日同第一号
同二八年四月七日同第四号
同二八年一〇月一八日同第六号
同三〇年一月一五日同第一号
令和三年四月二六日同第一号
同三年一二月二二日同第三号
同五年七月一八日同第三号
同五年九月一九日同第四号
同五年一二月二五日同第一〇号
同七年二月一二日同第二号
同七年二月一二日同第三号
同七年一二月二六日同第一七号

刑事訴訟規則を次のように定める。

刑事訴訟規則

目次（平一七最裁規一〇・全改）

第一編 総則（第一条）

第一章 裁判所の管轄（第二条―第八条）

- 第二章 裁判所職員の除斥、忌避及び回避（第九条－第十五条）
- 第三章 訴訟能力（第十六条）
- 第四章 弁護及び補佐（第十七条－第三十二条）
- 第五章 裁判（第三十三条－第三十六条）
- 第六章 書類及び送達（第三十七条－第六十五条）
- 第七章 期間（第六十六条・第六十六条の二）
- 第八章 被告人の召喚、勾引及び勾留（第六十七条－第九十二条の三）
- 第九章 押収、搜索等（第九十三条－第一百条）（令七最裁規一七・一部改正）
- 第十章 検証（第一百一条－第一百五条）
- 第十一章 証人尋問（第一百六条－第一百二十七条）
- 第十二章 鑑定（第一百二十八条－第一百三十五条）
- 第十三章 通訳及び翻訳（第一百三十六条）
- 第十四章 証拠保全（第一百三十七条・第一百三十八条）
- 第十五章 訴訟費用（第一百三十八条の二－第一百三十八条の七）（平一八最裁規一一・追加）
- 第十六章 費用の補償（第一百三十八条の八・第一百三十八条の九）（平一八最裁規一一・旧第十五章繰下）
- 第二編 第一審
 - 第一章 捜査（第一百三十九条－第一百六十三条）
 - 第二章 公訴（第一百六十四条－第一百七十五条）
 - 第三章 公判
 - 第一節 公判準備及び公判手続（第一百七十六条－第二百七条）
 - 第二節 争点及び証拠の整理手続（平二〇最裁規六・旧第一節の二繰下）
 - 第一款 公判前整理手続
 - 第一目 通則（第二百七条の二－第二百七条の十九）
 - 第二目 争点及び証拠の整理（第二百七条の二十一－第二百七条の二十五）
 - 第三目 証拠開示に関する裁定（第二百七条の二十六－第二百七条の二十八）
 - 第二款 期日間整理手続（第二百七条の二十九）

第三款 公判手続の特例（第二百十七條の三十一―第二百十七條の三十三）

第三節 被害者参加（第二百十七條の三十四―第二百十七條の四十）（平二〇最裁規六・追加）

第四節 公判の裁判（第二百十八條―第二百二十二條の十三）（平二〇最裁規六・旧第二節線下）

第四章 即決裁判手続（平一八最裁規一一・追加）

第一節 即決裁判手続の申立て（第二百二十二條の十四―第二百二十二條の十六）
（平一八最裁規一一・追加）

第二節 公判準備及び公判手続の特例（第二百二十二條の十七―第二百二十二條の二十四）（平一八最裁規一一・追加）

第三編 上訴

第一章 通則（第二百二十三條―第二百三十四條）

第二章 控訴（第二百三十五條―第二百五十條）

第三章 上告（第二百五十一條―第二百七十條）

第四章 抗告（第二百七十一條―第二百七十六條）

第四編 少年事件の特別手続（第二百七十七條―第二百八十二條）

第五編 再審（第二百八十三條―第二百八十六條）

第六編 略式手続（第二百八十七條―第二百九十四條）

第七編 裁判の執行（第二百九十四條の二―第二百九十五條の十二）（令七最裁規一七・追加）

第八編 補則（第二百九十六條―第三百五條）

附則

第一編 総則

（この規則の解釈、運用）

第一条 この規則は、憲法の所期する裁判の迅速と公正とを図るようこれを解釈し、運用しなければならない。

2 訴訟上の権利は、誠実にこれを行使し、濫用してはならない。

第一章 裁判所の管轄

(管轄の指定、移転の請求の方式・法第十五条等)

第二条 管轄の指定又は移転の請求をするには、理由を附した請求書を管轄裁判所に差し出さなければならない。

(管轄の指定、移転の請求の通知・法第十五条等)

第三条 検察官は、裁判所に係属する事件について管轄の指定又は移転の請求をしたときは、速やかにその旨を裁判所に通知しなければならない。

(請求書の謄本の交付、意見書の差出・法第十七条)

第四条 検察官は、裁判所に係属する事件について刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号。以下法という。）第十七条第一項各号に規定する事由のため管轄移転の請求をした場合には、速やかに請求書の謄本を被告人に交付しなければならない。

2 被告人は、謄本の交付を受けた日から三日以内に管轄裁判所に意見書を差し出すことができる。

(被告人の管轄移転の請求・法第十七条)

第五条 被告人が管轄移転の請求書を差し出すには、事件の係属する裁判所を経由しなければならない。

2 前項の裁判所は、請求書を受け取つたときは、速やかにこれをその裁判所に対応する検察庁の検察官に通知しなければならない。

(訴訟手続の停止・法第十五条等)

第六条 裁判所に係属する事件について管轄の指定又は移転の請求があつたときは、決定があるまで訴訟手続を停止しなければならない。ただし、急速を要する場合又は当該請求が訴訟を遅延させる目的のみでされたことが明らかである場合は、この限りでない。

(令五最裁規四・一部改正)

(移送の請求の方式・法第十九条)

第七条 法第十九条の規定による移送の請求をするには、理由を附した請求書を裁判所に差し出さなければならない。

(意見の聴取・法第十九条)

第八条 法第十九条の規定による移送の請求があつたときは、相手方又はその弁護人の意見を聴いて決定をしなければならない。

2 職権で法第十九条の規定による移送の決定をするには、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かななければならない。

第二章 裁判所職員の除斥、忌避及び回避

(忌避の申立て・法第二十一条)

第九条 合議体の構成員である裁判官に対する忌避の申立ては、その裁判官所属の裁判所に、受命裁判官、地方裁判所の一人の裁判官又は家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官に対する忌避の申立ては、忌避すべき裁判官にこれをしなければならない。

2 忌避の申立てをするには、その原因を示さなければならない。

3 忌避の原因及び忌避の申立てをした者が事件について請求若しくは陳述をした際に忌避の原因があることを知らなかつたこと又は忌避の原因が事件について請求若し

くは陳述をした後に生じたことは、申立てをした日から三日以内に書面でこれを疎明しなければならない。

(昭二四最裁規八・平一三最裁規一・平二〇最裁規一四・一部改正)

(申立てに対する意見書・法第二十三条)

第十条 忌避された裁判官は、次に掲げる場合を除いては、忌避の申立てに対し意見書を差し出さなければならない。

- 一 地方裁判所の一人の裁判官又は家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官が忌避の申立てを理由があるものとするとき。
- 二 忌避の申立てが訴訟を遅延させる目的のみでされたことが明らかであるとしてこれを却下するとき。
- 三 忌避の申立てが法第二十二条の規定に違反し、又は前条第二項若しくは第三項に定める手続に違反してされたものとしてこれを却下するとき。

(昭二四最裁規八・平一三最裁規一・平二〇最裁規一四・一部改正)

(訴訟手続の停止)

第十一条 忌避の申立があつたときは、前条第二号及び第三号の場合を除いては、訴訟手続を停止しなければならない。但し、急速を要する場合は、この限りでない。

(除斥の裁判・法第二十三条)

第十二条 忌避の申立について決定をすべき裁判所は、法第二十条各号の一に該当する者があると認めるときは、職権で除斥の決定をしなければならない。

- 2 前項の決定をするには、当該裁判官の意見を聴かななければならない。
- 3 当該裁判官は、第一項の決定に関与することができない。

4 裁判所が当該裁判官の退去により決定をすることができないときは、直近上級の裁判所が、決定をしなければならない。

(回避)

第十三条 裁判官は、忌避されるべき原因があると思料するときは、回避しなければならない。

2 回避の申立は、裁判官所属の裁判所に書面でこれをしなければならない。

3 忌避の申立について決定をすべき裁判所は、回避の申立について決定をしなければならない。

4 回避については、前条第三項及び第四項の規定を準用する。

(除斥、回避の裁判の送達)

第十四条 前二条の決定は、これを送達しない。

(準用規定)

第十五条 裁判所書記官については、この章の規定を準用する。

2 受命裁判官に附属する裁判所書記官に対する忌避の申立は、その附属する裁判官にこれをしなければならない。

(昭二四最裁規一二・一部改正)

第三章 訴訟能力

(被疑者の特別代理人選任の請求・法第二十九条)

第十六条 被疑者の特別代理人の選任の請求は、当該被疑事件を取り扱う検察官又は司法警察員の所属の官公署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所にこれをしてしなければならない。

第四章 弁護及び補佐

(被疑者の弁護人の選任・法第三十条)

第十七条 公訴の提起前にした弁護人の選任は、弁護人と連署した書面を当該被疑事件を取り扱う検察官又は司法警察員に差し出した場合に限り、第一審においてもその効力を有する。

(被告人の弁護人の選任の方式・法第三十条)

第十八条 公訴の提起後における弁護人の選任は、弁護人と連署した書面を差し出してこれをしてしなければならない。

(追起訴された事件の弁護人の選任・法第三十条)

第十八条の二 法第三十条に定める者が一の事件についてした弁護人の選任は、その事件の公訴の提起後同一裁判所に公訴が提起され且つこれと併合された他の事件についてもその効力を有する。但し、被告人又は弁護人がこれと異なる申述をしたときは、この限りでない。

(昭二六最裁規一五・追加)

(被告人、被疑者に対する通知・法第三十一条の二)

第十八条の三 刑事収容施設（刑事施設、留置施設及び海上保安留置施設をいう。以下同じ。）に収容され、又は留置されている被告人又は被疑者に対する法第三十一条の二第三項の規定による通知は、刑事施設の長、留置業務管理者（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第十六条第一項に規定す

る留置業務管理者をいう。以下同じ。)又は海上保安留置業務管理者(同法第二十六条第一項に規定する海上保安留置業務管理者をいう。以下同じ。)にする。

2 刑事施設の長、留置業務管理者又は海上保安留置業務管理者は、前項の通知を受けたときは、直ちに当該被告人又は被疑者にその旨を告げなければならない。

(平一八最裁規一一・追加、平一九最裁規六・一部改正)

(主任弁護人・法第三十三条)

第十九条 被告人に数人の弁護人があるときは、その一人を主任弁護人とする。但し、地方裁判所においては、弁護士でない者を主任弁護人とすることはできない。

2 主任弁護人は、被告人が単独で、又は全弁護人の合意でこれを指定する。

3 主任弁護人を指定することができる者は、その指定を変更することができる。

4 全弁護人のする主任弁護人の指定又はその変更は、被告人の明示した意思に反してこれを行うことができない。

(主任弁護人の指定、変更の方式・法第三十三条)

第二十条 被告人又は全弁護人のする主任弁護人の指定又はその変更は、書面を裁判所に差し出してしなければならない。但し、公判期日において主任弁護人の指定を変更するには、その旨を口頭で申述すれば足りる。

(昭二六最裁規一五・全改)

(裁判長の指定する主任弁護人・法第三十三条)

第二十一条 被告人に数人の弁護人がある場合に主任弁護人がないときは、裁判長は、主任弁護人を指定しなければならない。

2 裁判長は、前項の指定を変更することができる。

3 前二項の主任弁護人は、第十九条の主任弁護人ができるまで、その職務を行う。

(主任弁護人の指定、変更の通知・法第三十三条)

第二十二条 主任弁護人の指定又はその変更については、被告人がこれをしたときは、直ちにその旨を検察官及び主任弁護人となつた者に、全弁護人又は裁判長がこれをしたときは、直ちにその旨を検察官及び被告人に通知しなければならない。

(副主任弁護人・法第三十三条)

第二十三条 裁判長は、主任弁護人に事故がある場合には、他の弁護人のうち一人を副主任弁護人に指定することができる。

2 主任弁護人があらかじめ裁判所に副主任弁護人となるべき者を届け出た場合には、その者を副主任弁護人に指定しなければならない。

3 裁判長は、第一項の指定を取り消すことができる。

4 副主任弁護人の指定又はその取消については、前条後段の規定を準用する。

(主任弁護人、副主任弁護人の辞任、解任・法第三十三条)

第二十四条 主任弁護人又は副主任弁護人の辞任又は解任については、第二十条の規定を準用する。

2 主任弁護人又は副主任弁護人の辞任又は解任があつたときは、直ちにこれを訴訟関係人に通知しなければならない。但し、被告人が解任をしたときは、被告人に対しては、通知することを要しない。

(主任弁護人、副主任弁護人の権限・法第三十四条)

第二十五条 主任弁護人又は副主任弁護人は、弁護人に対する通知又は書類の送達について他の弁護人を代表する。

2 主任弁護人及び副主任弁護人以外の弁護人は、裁判長又は裁判官の許可及び主任弁護人又は副主任弁護人の同意がなければ、申立、請求、質問、尋問又は陳述をすることができない。但し、証拠物の謄写の許可の請求、裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本の交付の請求及び公判期日において証拠調が終つた後にする意見の陳述については、この限りでない。

(被告人の弁護人の数の制限・法第三十五条)

第二十六条 裁判所は、特別の事情があるときは、弁護人の数を各被告人について三人までに制限することができる。

2 前項の制限の決定は、被告人にこれを告知することによつてその効力を生ずる。

3 被告人の弁護人の数を制限した場合において制限した数を超える弁護人があるときは、直ちにその旨を各弁護人及びこれらの弁護人を選任した者に通知しなければならない。この場合には、制限の決定は、前項の規定にかかわらず、その告知のあつた日から七日の期間を経過することによつてその効力を生ずる。

4 前項の制限の決定が効力を生じた場合になお制限された数を超える弁護人があるときは、弁護人の選任は、その効力を失う。

(被疑者の弁護人の数の制限・法第三十五条)

第二十七条 被疑者の弁護人の数は、各被疑者について三人を超えることができない。但し、当該被疑事件を取り扱う検察官又は司法警察員の所属の官公署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所が特別の事情があるものと認めて許可をした場合は、この限りでない。

2 前項但書の許可は、弁護人を選任することができる者又はその依頼により弁護人となろうとする者の請求により、これをする。

3 第一項但書の許可は、許可すべき弁護人の数を指定してこれをしなければならない。

(国選弁護人選任の請求・法第三十六条等)

第二十八条 法第三十六条、第三十七条の二又は第三百五十条の十七第一項の請求をするには、その理由を示さなければならない。

(平一八最裁規一一・平三〇最裁規一・一部改正)

(国選弁護人選任の請求先裁判官・法第三十七条の二)

第二十八条の二 法第三十七条の二の請求は、勾留の請求を受けた裁判官、その所属する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官又はその地方裁判所の所在地（その支部の所在地を含む。）に在る簡易裁判所の裁判官にこれをしなければならない。

(平一八最裁規一一・追加)

(国選弁護人選任請求書等の提出・法第三十七条の二等)

第二十八条の三 刑事収容施設に収容され、又は留置されている被疑者が法第三十七条の二又は第三百五十条の十七第一項の請求をするには、裁判所書記官の面前で行う場合を除き、刑事施設の長、留置業務管理者若しくは海上保安留置業務管理者又はその代理者を經由して、請求書及び法第三十六条の二に規定する資力申告書を裁判官に提出しなければならない。

2 前項の場合において、刑事施設の長、留置業務管理者若しくは海上保安留置業務管理者又はその代理者は、被疑者から同項の書面を受け取ったときは、直ちにこれを裁判官に送付しなければならない。ただし、法第三百五十条の十七第一項の請求をする場合を除き、勾留を請求されていない被疑者から前項の書面を受け取った場合には、当該被疑者が勾留を請求された後直ちにこれを裁判官に送付しなければならない。

3 前項の場合において、刑事施設の長、留置業務管理者若しくは海上保安留置業務管理者又はその代理者は、第一項の書面をファクシミリを利用して送信することにより裁判官に送付することができる。

4 前項の規定による送付がされたときは、その時に、第一項の書面の提出があつたものとみなす。

5 裁判官は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、刑事施設の長、留置業務管理者又は海上保安留置業務管理者に対し、送信に使用した書面を提出させることができる。

(平一八最裁規一一・追加、平一九最裁規六・平三〇最裁規一・一部改正)

(弁護人の選任に関する処分をすべき裁判官)

第二十八条の四 法第三十七条の四の規定による弁護人の選任に関する処分は、勾留の請求を受けた裁判官、その所属する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官又はその地方裁判所の所在地（その支部の所在地を含む。）に在る簡易裁判所の裁判官がこれをしなければならない。

(平一八最裁規一一・追加)

第二十八条の五 法第三十七条の二第一項又は第三十七条の四の規定により弁護人が付されている場合における法第三十七条の五の規定による弁護人の選任に関する処分は、最初の弁護人を付した裁判官、その所属する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官又はその地方裁判所の所在地（その支部の所在地を含む。）に在る簡易裁判所の裁判官がこれをしなければならない。

(平一八最裁規一一・追加)

(国選弁護人の選任・法第三十八条)

第二十九条 法の規定に基づいて裁判所又は裁判長が付すべき弁護人は、裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内に在る弁護士会に所属する弁護士の中から裁判長がこれを選任しなければならない。ただし、その管轄区域内に選任すべき事件について弁護人としての活動をするのできる弁護士がないときその他やむを得ない事情があるときは、これに隣接する他の地方裁判所の管轄区域内に在る弁護士会に所属する弁護士その他適当な弁護士の中からこれを選任することができる。

2 前項の規定は、法の規定に基づいて裁判官が弁護人を付する場合について準用する。

3 第一項の規定にかかわらず、控訴裁判所が弁護人を付する場合であつて、控訴審の審理のため特に必要があると認めるときは、裁判長は、原審における弁護人（法の規定に基づいて裁判所若しくは裁判長又は裁判官が付したものに限る。）であつた弁護士を弁護人に選任することができる。

4 前項の規定は、上告裁判所が弁護人を付する場合について準用する。

5 被告人又は被疑者の利害が相反しないときは、同一の弁護人に数人の弁護をさせることができる。

（昭二五最裁規二八・平一八最裁規一一・一部改正）

（弁護人の解任に関する処分をすべき裁判官・法第三十八条の三）

第二十九条の二 法第三十八条の三第四項の規定による弁護人の解任に関する処分は、当該弁護人を付した裁判官、その所属する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官又はその地方裁判所の所在地（その支部の所在地を含む。）に在る簡易裁判所の裁判官がこれをしなければならない。

（平一八最裁規一一・追加）

（国選弁護人の選任等の通知・法第三十八条等）

第二十九条の三 法の規定に基づいて裁判長又は裁判官が弁護人を選任したときは、直ちにその旨を検察官及び被告人又は被疑者に通知しなければならない。この場合には、日本司法支援センターにも直ちにその旨を通知しなければならない。

2 前項の規定は、法の規定に基づいて裁判所又は裁判官が弁護人を解任した場合について準用する。

(平一八最裁規一一・追加)

(裁判所における接見等・法第三十九条)

第三十条 裁判所は、身体の拘束を受けている被告人又は被疑者が裁判所の構内にいる場合においてこれらの者の逃亡、罪証の隠滅又は戒護に支障のある物の授受を防ぐため必要があるときは、これらの者と弁護人又は弁護人を選任することができる者の依頼により弁護人となろうとする者との接見については、その日時、場所及び時間を指定し、又、書類若しくは物の授受については、これを禁止することができる。

(弁護人の書類の閲覧等・法第四十条)

第三十一条 弁護人は、裁判長の許可を受けて、自己の使用人その他の者に訴訟に関する書類及び証拠物を閲覧又は謄写させることができる。

(補佐人の届出の方式・法第四十二条)

第三十二条 補佐人となるための届出は、書面でこれをしなければならない。

第五章 裁判

(決定、命令の手續・法第四十三条)

第三十三条 決定は、申立により公判廷でするとき、又は公判廷における申立によりするときは、訴訟関係人の陳述を聴かななければならない。その他の場合には、訴訟関

係人の陳述を聴かないでこれを行うことができる。但し、特別の定めのある場合は、この限りでない。

2 命令は、訴訟関係人の陳述を聴かないでこれを行うことができる。

3 決定又は命令をするについて事実の取調をする場合において必要があるときは、法及びこの規則の規定により、証人を尋問し、又は鑑定を命ずることができる。

4 前項の場合において必要と認めるときは、検察官、被告人、被疑者又は弁護人を取調又は処分に立ち合わせることができる。

(裁判の告知)

第三十四条 裁判の告知は、公判廷においては、宣告によつてこれをし、その他の場合には、裁判書の謄本を送達してこれをしなければならない。ただし、特別の定めのある場合は、この限りでない。

(令五最裁規一〇・一部改正)

第三十四条の二 法第二百七十一条の二第二項の規定による起訴状抄本等の提出があつた事件について、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの（法第二百七十一条の五第一項の決定により通知することとされたものを除く。第五項及び第六項において同じ。）が法第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、検察官の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書の抄本であつて当該個人特定事項の記載がないものその他の裁判書の謄本に代わるものの謄本を被告人に送達して裁判の告知を行うことができる。

2 法第三百十二条の二第二項の規定による訴因変更等請求書面抄本等（同項に規定する訴因変更等請求書面抄本等をいう。以下同じ。）の提出があつた事件について、訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記

載がないもの（法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する法第二百七十一条の五第一項の決定により通知することとされたものを除く。第五項及び第六項において同じ。）が法第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、検察官の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書の抄本であつて当該個人特定事項の記載がないものその他の裁判書の謄本に代わるものの謄本を被告人に送達して裁判の告知をすることができる。

3 法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの交付があつた事件について、勾留状に記載された個人特定事項のうち勾留状に代わるものに記載がないもの（法第二百七条の三第一項の裁判により通知することとされたものを除く。第七項及び第八項において同じ。）が法第二百一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、検察官の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書の抄本であつて当該個人特定事項の記載がないものその他の裁判書の謄本に代わるものの謄本を被疑者に送達して裁判の告知をすることができる。

4 法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項の規定による鑑定留置状に代わるものの交付があつた事件について、鑑定留置状に記載された個人特定事項のうち鑑定留置状に代わるものに記載がないもの（法第二百二十四条第三項において準用する法第二百七条の三第一項の裁判により通知することとされたものを除く。第七項及び第八項において同じ。）が法第二百一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、検察官の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書の抄本であつて当該個人特定事項の記載がないものその他の裁判書の謄本に代わるものの謄本を被疑者に送達して裁判の告知をすることができる。

5 法第二百七十一条の三第一項若しくは第二百七十一条の四第二項の規定による起訴状の謄本の提出があつた事件について、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが法第二百七十一条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合又は法第三百十二条の二第四項において準用

する法第二百七十一条の三第一項若しくは第二百七十一条の四第二項の規定による訴因変更等請求書面の謄本の提出があつた事件について、訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものが法第二百七十一条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、被告人に弁護人があり、検察官の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護人に対し、裁判書の謄本を送達して裁判の告知をするに当たり、当該裁判書に記載されているこれらの個人特定事項を被告人に知らせはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。

6 法第二百七十一条の三第三項若しくは第二百七十一条の四第四項の規定による起訴状抄本等の提出があつた事件について、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが法第二百七十一条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合又は法第三百十二条の二第四項において準用する法第二百七十一条の三第三項若しくは第二百七十一条の四第四項の規定による訴因変更等請求書面抄本等の提出があつた事件について、訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものが法第二百七十一条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、被告人に弁護人があり、検察官の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護人に対し、裁判書の抄本であつてこれらの個人特定事項の記載がないものその他の裁判書の謄本に代わるものの謄本を送達して裁判の告知をし、又は裁判書の謄本を送達して裁判の告知をするに当たり、当該裁判書に記載されているこれらの個人特定事項を被告人に知らせはならない旨の条件を付し、若しくは被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。

7 法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの交付があつた事件について、勾留状に記載された個人特定事項のうち勾留状に代わるものに記載がないものが法第二百一条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合又は法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項の規定による鑑定留置状に代わるものの交付があつた事件について、鑑定留置

状に記載された個人特定事項のうち鑑定留置状に代わるものに記載がないものが法第二百一条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、被疑者に弁護人があり、検察官の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護人に対し、裁判書の謄本を送達して裁判の告知をするに当たり、当該裁判書に記載されているこれらの個人特定事項を被疑者に知らせてはならない旨の条件を付することができる。

8 法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの交付があつた事件について、勾留状に記載された個人特定事項のうち勾留状に代わるものに記載がないものが法第二百一条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合又は法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項の規定による鑑定留置状に代わるものの交付があつた事件について、鑑定留置状に記載された個人特定事項のうち鑑定留置状に代わるものに記載がないものが法第二百一条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、被疑者に弁護人があり、検察官の意見を聴き、前項の規定による措置によつては、法第二百一条の二第一項第一号ハ(1)若しくは第二号イに規定する名誉若しくは社会生活の平穏が著しく害されること又は同項第一号ハ(2)若しくは第二号ロに規定する行為を防止できないおそれがあると認めるときは、弁護人に対し、裁判書の抄本であつてこれらの個人特定事項の記載がないものその他の裁判書の謄本に代わるものの謄本を送達して裁判の告知をすることができる。

(令五最裁規一〇・追加)

(処置をとるべきことの請求)

第三十四条の三 裁判所又は裁判官は、前条第五項から第七項までの規定により付した条件に弁護人が違反したとき、又は同条第五項若しくは第六項の規定による時期若しくは方法の指定に弁護人が従わなかつたときは、弁護士である弁護人については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求することができる。

2 前項の規定による請求を受けた者は、そのとつた処置をその請求をした裁判所又は裁判官に通知しなければならない。

(令五最裁規一〇・追加)

(裁判の宣告)

第三十五条 裁判の宣告は、裁判長がこれを行う。

2 判決の宣告をするには、主文及び理由を朗読し、又は主文の朗読と同時に理由の要旨を告げなければならない。

3 法第二百九十条の二第一項又は第三項の決定があつたときは、前項の規定による判決の宣告は、被害者特定事項を明らかにしない方法でこれを行うものとする。

4 法第二百九十条の三第一項の決定があつた場合における第二項の規定による判決の宣告についても、前項と同様とする。この場合において、同項中「被害者特定事項」とあるのは「証人等特定事項」とする。

(平一九最裁規一五、平二八最裁規六・一部改正)

(謄本、抄本の送付)

第三十六条 検察官の執行指揮を要する裁判をしたときは、速やかに裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を検察官に送付しなければならない。ただし、特別の定めのある場合は、この限りでない。

2 前項の規定により送付した抄本が第五十七条第二項から第四項までの規定による判決書又は判決を記載した調書の抄本で拘禁刑の執行指揮に必要なものであるときは、速やかに、その判決書又は判決を記載した調書の抄本で罪となるべき事実を記載したものを検察官に追送しなければならない。

(昭二八最裁規二一・一部改正)

第六章 書類及び送達

(訴訟書類の作成者)

第三十七条 訴訟に関する書類は、特別の定のある場合を除いては、裁判所書記官がこれを作らなければならない。

(昭二四最裁規一二・一部改正)

(証人等の尋問調書)

第三十八条 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問については、調書を作らなければならない。

2 調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 尋問に立ち会った者の氏名

二 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の宣誓の有無及びこれらの者が宣誓をしなかつたときは、その事由

三 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述並びにこれらの者を尋問する機会を尋問に立ち会った者に与えたこと。

四 法第百五十七条の二第一項各号に掲げる条件により証人尋問を行つたこと。

五 法第百五十七条の四第一項に規定する措置を採つたこと並びに証人に付き添つた者の氏名及びその者と証人との関係

六 法第百五十七条の五に規定する措置を採つたこと。

七 法第百五十七条の六第一項又は第二項に規定する方法により証人尋問を行つたこと。

八 法第百五十七条の六第四項の規定により証人の同意を得てその尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録したこと並びにその記録媒体の種類及び数量

九 法第三百十六条の三十九第一項に規定する措置を採つたこと並びに被害者参加人（法第三百十六条の三十三第三項に規定する被害者参加人をいう。以下同じ。）に付き添つた者の氏名及びその者と被害者参加人との関係

十 法第三百十六条の三十九第四項に規定する措置を採つたこと。

3 調書（法第百五十七条の六第四項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体を除く。次項及び第五項において同じ。）は、裁判所書記官をしてこれを供述者に読み聞かせ、又は供述者に閲覽させて、その記載が相違ないかどうかを問わなければならない。

4 供述者が増減変更を申し立てたときは、その供述を調書に記載しなければならない。

5 尋問に立ち会った検察官、被告人、被疑者又は弁護人が調書の記載の正確性について異議を申し立てたときは、申立の要旨を調書に記載しなければならない。この場合には、裁判長又は尋問をした裁判官は、その申立についての意見を調書に記載することができる。

6 調書には、供述者に署名押印させなければならない。

7 法第百五十七条の六第五項の規定により記録媒体がその一部とされた調書については、その旨を調書上明らかにしておかななければならない。

（昭二四最裁規一二・平一二最裁規一二第一条・同第二条・平二〇最裁規六・平二四最裁規一・平三〇最裁規一・令七最裁規一七・一部改正）

（被告人、被疑者の陳述の調書）

第三十九条 被告人又は被疑者に対し、被告事件又は被疑事件を告げこれに関する陳述を聴く場合には、調書を作らなければならない。

2 前項の調書については、前条第二項第三号前段、第三項、第四項及び第六項の規定を準用する。

（速記、録音）

第四十条 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述並びに訴訟関係人の申立又は陳述については、裁判所速記官その他の速記者にこれを速記させ、又は録音装置を使用してこれを録取させることができる。

(昭三五最裁規二・全改)

(検証、押収等の調書)

第四十一条 検証、差押状を発しないでする押収又は電磁的記録提供命令（法第百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令をいう。以下同じ。）（同項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）による電磁的記録（法第九十九条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）の提供については、調書を作らなければならない。

2 検証調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 検証に立ち会った者の氏名

二 法第三百十六条の三十九第一項に規定する措置を採ったこと並びに被害者参加人に付き添った者の氏名及びその者と被害者参加人との関係

三 法第三百十六条の三十九第四項に規定する措置を採ったこと。

3 押収（電磁的記録提供命令（法第百二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により電磁的記録を提供させることを除く。）をしたとき、又は電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させたときは、押収物の品目又は当該電磁的記録の標目を記載した目録を作り、これを調書に添付しなければならない。

(平二〇最裁規六・平二四最裁規一・令七最裁規一七・一部改正)

(調書の記載要件)

第四十二条 第三十八条、第三十九条及び前条の調書には、裁判所書記官が取調又は処分をした年月日及び場所を記載して署名押印し、その取調又は処分をした者が認印しなければならない。但し、裁判所が取調又は処分をしたときは、認印は裁判長がしなければならない。

2 前条の調書には、処分をした時をも記載しなければならない。

(昭二四最裁規一二・昭二六最裁規一五・一部改正)

(差押状等の執行調書、搜索調書)

第四十三条 差押状若しくは搜索状の執行又は勾引状若しくは勾留状を執行する場合における被告人若しくは被疑者の搜索については、執行又は搜索をする者が、自ら調書を作らなければならない。

2 調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 執行又は搜索をした年月日時及び場所

二 執行をすることができなかつたときは、その事由

3 第一項の調書については、第四十一条第二項第一号及び第三項の規定を準用する。

(平二〇最裁規六・平二四最裁規一・令七最裁規一七・一部改正)

(公判調書の記載要件・法第四十八条)

第四十四条 公判調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 被告事件名及び被告人の氏名

二 公判をした裁判所及び年月日

三 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第六十九条第二項の規定により他の場所で法廷を開いたときは、その場所

- 四 裁判官及び裁判所書記官の官氏名
- 五 検察官の官氏名
- 六 出頭した被告人、弁護人、代理人及び補佐人の氏名
- 七 裁判長が第百八十七条の四の規定による告知をしたこと。
- 八 出席した被害者参加人及びその委託を受けた弁護士の氏名
- 九 法第三百十六条の三十九第一項に規定する措置を採ったこと並びに被害者参加人に付き添った者の氏名及びその者と被害者参加人との関係
- 十 法第三百十六条の三十九第四項又は第五項に規定する措置を採ったこと。
- 十一 公開を禁じたこと及びその理由
- 十二 裁判長が被告人を退廷させる等法廷における秩序維持のための処分をしたこと。
- 十三 法第二百九十一条第五項の機会にした被告人及び弁護人の被告事件についての陳述
- 十四 証拠調べの請求その他の申立て
- 十五 証拠と証明すべき事実との関係（証拠の標目自体によつて明らかである場合を除く。）
- 十六 取調べを請求する証拠が法第三百二十八条の証拠であるときはその旨
- 十七 法第三百九条の異議の申立て及びその理由
- 十八 主任弁護人の指定を変更する旨の申述
- 十九 被告人に対する質問及びその供述
- 二十 出頭した証人、鑑定人、通訳人及び翻訳人の氏名
- 二十一 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の宣誓の有無及びこれらの者に宣誓をさせなかつたときは、その事由
- 二十二 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述
- 二十三 証人その他の者が宣誓、証言等を拒んだこと及びその事由
- 二十四 法第百五十七条の二第一項各号に掲げる条件により証人尋問を行つたこと。
- 二十五 法第百五十七条の四第一項に規定する措置を採ったこと並びに証人に付き添った者の氏名及びその者と証人との関係
- 二十六 法第百五十七条の五に規定する措置を採ったこと。
- 二十七 法第百五十七条の六第一項又は第二項に規定する方法により証人尋問を行つたこと。
- 二十八 法第百五十七条の六第四項の規定により証人の同意を得てその尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録したこと並びにその記録媒体の種類及び数量

- 二十九 裁判長が第二百二条の処置をしたこと。
- 三十 法第三百二十六条の同意
- 三十一 取り調べた証拠の標目及びその取調べの順序
- 三十二 公判廷における検証、押収及び電磁的記録提供命令（法第二百二条の二第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）による電磁的記録の提供
- 三十三 法第三百十六条の三十一の手續をしたこと。
- 三十四 法第三百三十五条第二項の主張
- 三十五 訴因又は罰条の追加、撤回又は変更に関する事項（起訴状の訂正に関する事項を含む。）
- 三十六 法第二百九十二条の二第一項の規定により意見を陳述した者の氏名
- 三十七 前号に規定する者が陳述した意見の要旨
- 三十八 法第二百九十二条の二第六項において準用する法第一百五十七条の四第一項に規定する措置を採つたこと並びに第三十六号に規定する者に付き添つた者の氏名及びその者と同号に規定する者との関係
- 三十九 法第二百九十二条の二第六項において準用する法第一百五十七条の五に規定する措置を採つたこと。
- 四十 法第二百九十二条の二第六項において準用する法第一百五十七条の六第一項又は第二項に規定する方法により法第二百九十二条の二第一項の規定による意見の陳述をさせたこと。
- 四十一 法第二百九十二条の二第八項の規定による手續をしたこと。
- 四十二 証拠調べが終わつた後に陳述した検察官、被告人及び弁護人の意見の要旨
- 四十三 法第三百十六条の三十八第一項の規定により陳述した被害者参加人又はその委託を受けた弁護士の意見の要旨
- 四十四 被告人又は弁護人の最終陳述の要旨
- 四十五 判決の宣告をしたこと。
- 四十六 法第二百七十一条の五第一項又は第二項（これらの規定を法第三百十二条の二第四項において準用する場合を含む。）の請求に関する事項
- 四十七 法第二百九十九条の五第一項又は第二項の規定による裁定に関する事項
- 四十八 決定及び命令。ただし、次に掲げるものを除く。
- イ 被告人又は弁護人の冒頭陳述の許可（第九十八条）
- ロ 証拠調べの範囲、順序及び方法を定め、又は変更する決定（法第一百五十七条の二第一項又は第一百五十七条の三第一項の請求に対する決定を除く。）（法第二百九十七条）

- ハ 被告人の退廷の許可（法第二百八十八条）
- ニ 主任弁護人及び副主任弁護人以外の弁護人の申立て、請求、質問等の許可（第二十五条）
- ホ 証拠決定についての提示命令（第百九十二条）
- ヘ 速記、録音、撮影等の許可（第四十七条及び第二百十五条）
- ト 証人の尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録する旨の決定（法第一百五十七条の六第四項）
- チ 証拠書類又は証拠物の謄本の提出の許可（法第三百十条）

四十九 公判手続の更新をしたときは、その旨及び次に掲げる事項

- イ 被告事件について被告人及び弁護人が前と異なる陳述をしたときは、その陳述
- ロ 取り調べない旨の決定をした書面及び物

五十 法第三百五十条の二十二第一号若しくは第二号に該当すること又は法第二百九十一条第五項の手続に際し、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述をしなかつたことを理由として即決裁判手続の申立てを却下したときは、その旨

五十一 法第三百五十条の二十五第一項第一号、第二号又は第四号に該当すること（同号については、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述と相反するか又は実質的に異なつた供述をしたことにより同号に該当する場合に限る。）となつたことを理由として法第三百五十条の二十二の決定を取り消したときは、その旨

2 前項に掲げる事項以外の事項であつても、公判期日における訴訟手続中裁判長が訴訟関係人の請求により又は職権で記載を命じた事項は、これを公判調書に記載しなければならない。

（昭二六最裁規一五・全改、昭二八最裁規二一・平一二最裁規一二第一条・同第二条・平一七最裁規一〇・平二〇最裁規六・平二八最裁規六・平三〇最裁規一・令三最裁規一・令五最裁規一〇・令七最裁規一七・一部改正）

（公判調書の供述の記載の簡易化・法第四十八条）

第四十四条の二 訴訟関係人が同意し、且つ裁判長が相当と認めるときは、公判調書には、被告人に対する質問及びその供述並びに証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋

問及び供述の記載に代えて、これらの者の供述の要旨のみを記載することができる。
この場合には、その公判調書に訴訟関係人が同意した旨を記載しなければならない。

(昭二六最裁規一五・追加)

(公判調書の作成の手續・法第四十八条)

第四十五条 公判調書については、第三十八条第三項、第四項及び第六項の規定による手續をすることを要しない。

2 供述者の請求があるときは、裁判所書記官にその供述に関する部分を読み聞かさせなければならない。尋問された者が増減変更の申立をしたときは、その供述を記載させなければならない。

(昭二四最裁規一二・一部改正)

(公判調書の署名押印、認印・法第四十八条)

第四十六条 公判調書には、裁判所書記官が署名押印し、裁判長が認印しなければならない。

2 裁判長に差し支えがあるときは、他の裁判官の一人が、その事由を付記して認印しなければならない。

3 地方裁判所の一人の裁判官又は簡易裁判所の裁判官に差し支えがあるときは、裁判所書記官が、その事由を付記して署名押印しなければならない。

4 裁判所書記官に差し支えがあるときは、裁判長が、その事由を付記して認印しなければならない。

(昭二四最裁規八・昭二四最裁規一二・昭二六最裁規一五・平一三最裁規一・平二〇最裁規一四・一部改正)

(公判廷の速記、録音)

第四十七条 公判廷における証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述、被告人に対する質問及び供述並びに訴訟関係人の申立又は陳述については、第四十条の規定を準用する。

2 検察官、被告人又は弁護人は、裁判長の許可を受けて、前項の規定による処置をとることができる。

(昭三五最裁規二・一部改正)

(異議の申立の記載・法第五十条等)

第四十八条 公判期日における証人の供述の要旨の正確性又は公判調書の記載の正確性についての異議の申立があつたときは、申立の年月日及びその要旨を調書に記載しなければならない。この場合には、裁判所書記官がその申立についての裁判長の意見を調書に記載して署名押印し、裁判長が認印しなければならない。

(昭二四最裁規一二・昭二六最裁規一五・一部改正)

(調書への引用)

第四十九条 調書には、書面、写真その他裁判所又は裁判官が適当と認めるものを引用し、訴訟記録に添附して、これを調書の一部とすることができる。

(調書の記載事項別編てつ)

第四十九条の二 調書は、記載事項により区分して訴訟記録に編てつすることができる。この場合には、調書が一体となるものであることを当該調書上明らかにしておかなければならない。

(昭五一最裁規八・追加、平成一一最裁規九・一部改正)

(被告人の公判調書の閲覧・法第四十九条)

第五十条 弁護人のない被告人の公判調書の閲覧は、裁判所においてこれをしなければならない。

2 前項の被告人が読むことができないとき又は目の見えないときにすべき公判調書の朗読は、裁判長の命により、裁判所書記官がこれをしなければならない。

(昭二四最裁規一二・一部改正)

(証人の供述の要旨等の告知・法第五十条)

第五十一条 裁判所書記官が公判期日外において前回の公判期日における証人の供述の要旨又は審理に関する重要な事項を告げるときは、裁判長の面前でこれをしなければならない。

(昭二四最裁規一二・一部改正)

(公判調書の整理・法第四十八条等)

第五十二条 法第四十八条第三項ただし書の規定により公判調書を整理した場合には、その公判調書の記載の正確性についての異議の申立期間との関係においては、その公判調書を整理すべき最終日にこれを整理したものとみなす。

(平二〇最裁規五・一部改正)

(公判準備における証人等の尋問調書)

第五十二条の二 公判準備において裁判所、受命裁判官又は受託裁判官が証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人を尋問する場合の調書については、被告人又は弁護人が尋問に立ち会い、且つ立ち会った訴訟関係人及び供述者が同意したときは、次の例によることができる。

一 証人その他の者の尋問及び供述の記載に代えて、これらの者の供述の要旨のみを記載すること。

二 第三十八条第三項から第六項までの規定による手続をしないこと。

2 前項各号の例によつた場合には、その調書に訴訟関係人及び供述者が同意した旨を記載しなければならない。

3 第一項第二号の例による調書が整理されていない場合において、検察官、被告人又は弁護人の請求があるときは、裁判所書記官は、裁判長、受命裁判官又は受託裁判官の面前で、証人その他の者の供述の要旨を告げなければならない。

4 前項の場合において、検察官、被告人又は弁護人が供述の要旨の正確性について異議を申し立てたときは、申立の年月日及びその要旨を調書に記載しなければならない。この場合には、裁判所書記官がその申立についての裁判長、受命裁判官又は受託裁判官の意見を調書に記載して署名押印し、裁判長、受命裁判官又は受託裁判官が認印しなければならない。

5 第一項第二号の例による調書を公判期日において取り調べた場合において、検察官、被告人又は弁護人が調書の記載の正確性について異議を申し立てたときは、前項の規定を準用する。

(昭二六最裁規一五・追加、昭三五最裁規二・一部改正)

(速記録の作成)

第五十二条の三 裁判所速記官は、速記をしたときは、すみやかに速記原本を反訳して速記録を作らなければならない。ただし、第五十二条の四ただし書又は第五十二条の七ただし書の規定により速記録の引用が相当でないとされる場合及び第五十二条の八の規定により速記原本が公判調書の一部とされる場合は、この限りでない。

(昭三五最裁規二・追加)

(証人の尋問調書等における速記録の引用)

第五十二条の四 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述並びに訴訟関係人の申立又は陳述を裁判所速記官に速記させた場合には、速記録を調書に引用し、訴訟記録に添附して調書の一部とするものとする。ただし、裁判所又は裁判官が、尋問又は手続に立ち会った検察官及び被告人、被疑者又は弁護人の意見を聴き、速記録の引用を相当でないと認めるときは、この限りでない。

(昭三五最裁規二・追加)

(速記録引用の場合の措置)

第五十二条の五 前条本文の規定により証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述を速記した速記録を調書の一部とするについては、第三十八条第三項から第六項までの規定による手続をしない。

2 前項の場合には、次の例による。

- 一 裁判所速記官に速記原本を訳読させ、供述者にその速記が相違ないかどうかを問うこと。
- 二 供述者が増減変更を申し立てたときは、その供述を速記させること。
- 三 尋問に立ち会った検察官、被告人、被疑者又は弁護人が速記原本の正確性について異議を申し立てたときは、その申立を速記させること。この場合には、裁判長又は尋問をした裁判官は、その申立についての意見を速記させることができること。
- 四 裁判所書記官に第一号に定める手続をした旨を調書に記載させ、かつ、供述者をしてその調書に署名押印させること。

3 供述者が速記原本の訳読を必要としない旨を述べ、かつ、尋問に立ち会った検察官及び被告人、被疑者又は弁護人に異議がないときは、前項の手続をしない。この場合には、裁判所書記官にその旨を調書に記載させ、かつ、供述者をしてその調書に署名押印させなければならない。

4 公判準備における証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述を速記した速記録を調書の一部とする場合には、前二項の規定を適用しない。ただし、供述者が速記原本の訳読を請求したときは、第二項第一号及び第二号に定める手続をしなければならない。

(昭三五最裁規二・追加)

第五十二条の六 前条の例による調書が整理されていない場合において、その尋問に立ち会い又は立ち会うことのできた検察官、被告人、被疑者又は弁護人の請求があるときは、裁判所書記官は、裁判所速記官に求めて速記原本の訳読をさせなければならない。

2 前項の場合において、その速記原本が公判準備における尋問及び供述を速記したものであるときは、検察官、被告人又は弁護人は、速記原本の正確性について異議を申し立てることができる。

3 前項の異議の申立があつたときは、裁判所書記官が申立の年月日及びその要旨を調書に記載し、かつ、その申立についての裁判長、受命裁判官又は受託裁判官の意見を調書に記載して署名押印し、裁判長、受命裁判官又は受託裁判官が認印しなければならない。

4 前条の例により公判準備における尋問及び供述を速記した速記録をその一部とした調書を公判期日において取り調べた場合において、検察官、被告人又は弁護人が調書の正確性について異議を申し立てたときは、前項の規定を準用する。

(昭三五最裁規二・追加)

(公判調書における速記録の引用)

第五十二条の七 公判廷における証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述、被告人に対する質問及び供述並びに訴訟関係人の申立又は陳述を裁判所速記官に速記

させた場合には、速記録を公判調書に引用し、訴訟記録に添附して公判調書の一部とするものとする。ただし、裁判所が、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、速記録の引用を相当でないと認めるときは、この限りでない。

(昭三五最裁規二・追加)

(公判調書における速記原本の引用)

第五十二条の八 前条の裁判所速記官による速記がされた場合において、裁判所が相当と認め、かつ、訴訟関係人が同意したときは、速記原本を公判調書に引用し、訴訟記録に添附して公判調書の一部とすることができる。この場合には、その公判調書に訴訟関係人が同意した旨を記載しなければならない。

(昭三五最裁規二・追加)

(速記原本の訳読等)

第五十二条の九 第五十二条の七本文又は前条の規定により速記録又は速記原本が公判調書の一部とされる場合において、供述者の請求があるときは、裁判所速記官にその供述に関する部分の速記原本を訳読させなければならない。尋問された者が増減変更の申立をしたときは、その供述を速記させなければならない。

(昭三五最裁規二・追加)

第五十二条の十 第五十二条の七本文又は第五十二条の八の規定により速記録又は速記原本を公判調書の一部とする場合において、その公判調書が次回の公判期日までに整理されなかつたときは、裁判所書記官は、検察官、被告人又は弁護人の請求により、次回の公判期日において又はその期日までに、裁判所速記官に求めて前回の公判期日における証人の尋問及び供述を速記した速記原本の訳読をさせなければならない。この場合において、請求をした検察官、被告人又は弁護人が速記原本の正確性について異議を申し立てたときは、第四十八条の規定を準用する。

2 法第五十条第二項の規定により裁判所書記官が前回の公判期日における審理に関する重要な事項を告げる場合において、その事項が裁判所速記官により速記されたものであるときは、裁判所書記官は、裁判所速記官に求めてその速記原本の訳読をさせることができる。

(昭三五最裁規二・追加)

第五十二条の十一 検察官又は弁護人の請求があるときは、裁判所書記官は、裁判所速記官に求めて第五十二条の八の規定により公判調書の一部とした速記原本の訳読をさせなければならない。弁護人のない被告人の請求があるときも、同様である。

2 前項の場合において、速記原本の正確性についての異議の申立があつたときは、第四十八条の規定を準用する。

(昭三五最裁規二・追加)

(速記原本の反訳等)

第五十二条の十二 裁判所は、次の場合には、裁判所速記官に第五十二条の八の規定により公判調書の一部とされた速記原本をすみやかに反訳して速記録を作らせなければならない。

- 一 検察官、被告人又は弁護人の請求があるとき。
- 二 上訴の申立があつたとき。ただし、その申立が明らかに上訴権の消滅後にされたものであるときを除く。
- 三 その他必要があると認めるとき。

2 裁判所書記官は、前項の速記録を訴訟記録に添附し、その旨を記録上明らかにし、かつ、訴訟関係人に通知しなければならない。

3 前項の規定により訴訟記録に添附された速記録は、公判調書の一部とされた速記原本に代わるものとする。

(昭三五最裁規二・追加)

(速記録添附の場合の異議申立期間・法第五十一条)

第五十二条の十三 前条第二項の規定による通知が最終の公判期日後にされたときは、公判調書の記載の正確性についての異議の申立ては、速記録の部分に関する限り、その通知のあつた日から十四日以内に行うことができる。ただし、法第四十八条第三項ただし書の規定により判決を宣告する公判期日後に整理された公判調書について、これを整理すべき最終日前に前条第二項の規定による通知がされたときは、その最終日から十四日以内に行うことができる。

(昭三五最裁規二・追加、平二〇最裁規五・一部改正)

(録音反訳による証人の尋問調書等)

第五十二条の十四 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述並びに訴訟関係人の申立て又は陳述を録音させた場合において、裁判所又は裁判官が相当と認めるときは、録音したもの（以下「録音体」という。）を反訳した調書を作成しなければならない。

(平九最裁規五・追加)

(録音反訳の場合の措置)

第五十二条の十五 前条の規定により証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述を録音した録音体を反訳した調書を作成する場合には、第三十八条第三項から第六項までの規定による手続をしない。

2 前項に規定する場合には、次に掲げる手続による。

一 裁判所書記官に録音体を再生させ、供述者にその録音が相違ないかどうかを問うこと。

- 二 供述者が増減変更を申し立てたときは、その供述を録音させること。
- 三 尋問に立ち会った検察官、被告人、被疑者又は弁護人が録音体の正確性について異議を申し立てたときは、その申立てを録音させること。この場合には、裁判長又は尋問をした裁判官は、その申立てについての意見を録音させることができること。
- 四 裁判所書記官に第一号の手續をした旨を調書に記載させ、かつ、供述者をしてその調書に署名押印させること。

3 供述者が録音体の再生を必要としない旨を述べ、かつ、尋問に立ち会った検察官及び被告人、被疑者又は弁護人に異議がないときは、前項の手續をしない。この場合には、裁判所書記官にその旨を調書に記載させ、かつ、供述者をしてその調書に署名押印させなければならない。

4 公判準備における証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述を録音した録音体を反訳した調書を作成する場合には、前二項の規定を適用しない。ただし、供述者が録音体の再生を請求したときは、第二項第一号及び第二号の手續をしなければならない。

(平九最裁規五・追加)

第五十二条の十六 前条第一項に規定する調書が整理されていない場合において、その尋問に立ち会い又は立ち会うことのできた検察官、被告人、被疑者又は弁護人の請求があるときは、裁判所書記官は、録音体を再生しなければならない。

2 前項に規定する場合において、その録音体が公判準備における尋問及び供述を録音したものであるときは、検察官、被告人又は弁護人は、録音体の正確性について異議を申し立てることができる。

3 前項に規定する異議の申立てがあつたときは、裁判所書記官が、申立ての年月日及びその要旨を調書に記載し、かつ、その申立てについての裁判長、受命裁判官又は

受託裁判官の意見を調書に記載して署名押印し、裁判長、受命裁判官又は受託裁判官が認印しなければならない。

4 前条第四項に規定する調書を公判期日において取り調べた場合において、検察官、被告人又は弁護人が調書の正確性について異議を申し立てたときは、前項の規定を準用する。

(平九最裁規五・追加)

(録音反訳による公判調書)

第五十二条の十七 公判廷における証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述、被告人に対する質問及び供述並びに訴訟関係人の申立て又は陳述を録音させた場合において、裁判所が相当と認めるときは、録音体を反訳した公判調書を作成しなければならない。

(平九最裁規五・追加)

(公判調書における録音反訳の場合の措置)

第五十二条の十八 前条の規定により公判調書を作成する場合において、供述者の請求があるときは、裁判所書記官にその供述に関する部分の録音体を再生させなければならない。この場合において、尋問された者が増減変更の申立てをしたときは、その供述を録音させなければならない。

(平九最裁規五・追加)

(公判調書未整理の場合の録音体の再生等)

第五十二条の十九 公判調書が次回の公判期日までに整理されなかつたときは、裁判所は、検察官、被告人又は弁護人の請求により、次回の公判期日において又はその期日までに、前回の公判期日における証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供

述、被告人に対する質問及び供述並びに訴訟関係人の申立て又は陳述を録音した録音体又は法第百五十七条の六第四項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体について、再生する機会を与えなければならない。

2 前項の規定により再生する機会を与えた場合には、これをもつて法第五十条第一項の規定による要旨の告知に代えることができる。

3 法第五十条第二項の規定により裁判所書記官が前回の公判期日における審理に関する重要な事項を告げるときは、録音体を再生する方法によりこれを行うことができる。

(平九最裁規五・追加、平二〇最裁規五・全改、平三〇最裁規一・令七最裁規一七・一部改正)

(公判調書における録音体の引用)

第五十二条の二十 公判廷における証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述、被告人に対する質問及び供述並びに訴訟関係人の申立て又は陳述を録音させた場合において、裁判所が相当と認め、かつ、検察官及び被告人又は弁護人が同意したときは、録音体を公判調書に引用し、訴訟記録に添付して公判調書の一部とすることができる。

(平二〇最裁規五・追加)

(録音体の内容を記載した書面の作成)

第五十二条の二十一 裁判所は、次の場合には、裁判所書記官に前条の規定により公判調書の一部とされた録音体の内容を記載した書面を速やかに作らせなければならない。

- 一 判決の確定前に、検察官、被告人又は弁護人の請求があるとき。
- 二 上訴の申立てがあつたとき。ただし、その申立てが明らかに上訴権の消滅後にさ

れたものであるときを除く。

三 その他必要があると認めるとき。

(平二〇最裁規五・追加)

(裁判書の作成)

第五十三条 裁判をするときは、裁判書を作らなければならない。但し、決定又は命令を宣告する場合には、裁判書を作らないで、これを調書に記載させることができる。

(裁判書の作成者)

第五十四条 裁判書は、裁判官がこれを作らなければならない。

(裁判書の署名押印)

第五十五条 裁判書には、裁判をした裁判官が、署名押印しなければならない。裁判長が署名押印することができないときは、他の裁判官の一人が、その事由を附記して署名押印し、他の裁判官が署名押印することができないときは、裁判長が、その事由を附記して署名押印しなければならない。

(昭二六最裁規一五・平四最裁規一・一部改正)

(裁判書の記載要件)

第五十六条 裁判書には、特別の定のある場合を除いては、裁判を受ける者の氏名、年齢、職業及び住居を記載しなければならない。裁判を受ける者が法人（法人でない社団、財団又は団体を含む。以下同じ。）であるときは、その名称及び事務所を記載しなければならない。

2 判決書には、前項に規定する事項の外、公判期日に出席した検察官の官氏名を記載しなければならない。

(裁判書等の謄本、抄本等)

第五十七条 裁判書、裁判を記載した調書、勾留状に代わるものその他の令状に代わるもの又は裁判書の謄本に代わるもの（第二百九十条第二項の略式命令の謄本に代わるものを含む。）の謄本又は抄本は、原本又は謄本によりこれを作らなければならない。

2 判決書又は判決を記載した調書の抄本は、裁判の執行をすべき場合において急速を要するときは、前項の規定にかかわらず、被告人の氏名、年齢、職業、住居及び本籍、罪名、主文、適用した罰条、宣告をした年月日、裁判所並びに裁判官の氏名を記載してこれを作ることができる。

3 前項の抄本は、判決をした裁判官がその記載が相違ないことを証明する旨を付記して認印したものに限り、その効力を有する。

4 前項の場合には、第五十五条後段の規定を準用する。ただし、署名押印に代えて認印することができる。

5 判決書に起訴状その他の書面に記載された事実が引用された場合には、その判決書の謄本又は抄本には、その起訴状その他の書面に記載された事実をも記載しなければならない。ただし、抄本について当該部分を記載することを要しない場合は、この限りでない。

6 判決書に公判調書に記載された証拠の標目が引用された場合において、訴訟関係人の請求があるときは、その判決書の謄本又は抄本には、その公判調書に記載された証拠の標目をも記載しなければならない。

7 第三十四条の二第一項から第四項まで、第六項及び第八項の裁判書の謄本に代わるものには、それぞれその根拠となる規定によるものである旨を記載し、裁判長又は裁判官が、これに記名押印しなければならない。

(昭二六最裁規一五・昭三五最裁規二・平四最裁規一・令五最裁規一〇・一部改正)

(公務員の書類)

第五十八条 官吏その他の公務員が作るべき書類には、特別の定めのある場合を除いては、年月日を記載して署名押印し、その所属の官公署を表示しなければならない。

2 裁判官その他の裁判所職員が作成すべき裁判書、調書、令状に代わるもの若しくは裁判書の謄本に代わるもの（第二百九十条第二項の略式命令の謄本に代わるものを含む。）又はそれらの謄本若しくは抄本のうち、訴訟関係人その他の者に送達、送付又は交付（裁判所又は裁判官に対してする場合及び被告事件の終結その他これに類する事由による場合を除く。）をすべきものについては、毎葉に契印し、又は契印に代えて、これに準ずる措置をとらなければならない。

3 検察官、検察事務官、司法警察職員その他の公務員（裁判官その他の裁判所職員を除く。）が作成すべき書類（裁判所又は裁判官に対する申立て、意見の陳述、通知その他これらに類する訴訟行為に関する書類を除く。）には、毎葉に契印しなければならない。ただし、その謄本又は抄本を作成する場合には、契印に代えて、これに準ずる措置をとることができる。

(平四最裁規一・平一一最裁規九・令五最裁規一〇・一部改正)

(公務員の書類の訂正)

第五十九条 官吏その他の公務員が書類を作成するには、文字を改変してはならない。文字を加え、削り、又は欄外に記入したときは、その範囲を明らかにして、訂正した部分に認印しなければならない。ただし、削った部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。

(平一一最裁規九・一部改正)

(公務員以外の者の書類)

第六十条 官吏その他の公務員以外の者が作るべき書類には、年月日を記載して署名押印しなければならない。

(署名押印に代わる記名押印)

第六十条の二 裁判官その他の裁判所職員が署名押印すべき場合には、署名押印に代えて記名押印することができる。ただし、判決書に署名押印すべき場合については、この限りでない。

2 次に掲げる者が、裁判所若しくは裁判官に対する申立て、意見の陳述、通知、届出その他これらに類する訴訟行為に関する書類に署名押印すべき場合又は書類の謄本若しくは抄本に署名押印すべき場合も、前項と同様とする。

- 一 検察官、検察事務官、司法警察職員その他の公務員（前項に規定する者を除く。）
- 二 弁護士又は弁護士を選任することができる者の依頼により弁護士となろうとする者
- 三 法第三百十六条の三十三第一項に規定する弁護士又は被害者参加人の委託を受けて法第三百十六条の三十四若しくは第三百十六条の三十六から第三百十六条の三十八までに規定する行為を行う弁護士

(平四最裁規一・追加、平二〇最裁規一七・一部改正)

(署名押印に代わる代書又は指印)

第六十一条 官吏その他の公務員以外の者が署名押印すべき場合に、署名することができないとき（前条第二項により記名押印することができるときを除く。）は他人に代書させ、押印することができないときは指印しなければならない。

2 他人に代書させた場合には、代書した者が、その事由を記載して署名押印しなければならない。

(平四最裁規一・一部改正)

(条件を付する場合等の裁判長等による記名押印)

第六十一条の二 裁判所又は裁判官が法又はこの規則の規定により個人特定事項を被告人又は被疑者に知らせてはならない旨の条件を付する場合において、書面でこれをするときは、当該書面には、被告人又は被疑者に知らせてはならない個人特定事項及び当該個人特定事項を被告人又は被疑者に知らせてはならない旨を記載し、裁判長又は裁判官が、これに記名押印するものとする。

2 裁判所又は裁判官が法又はこの規則の規定により個人特定事項を被告人に知らせる時期又は方法を指定する場合において、書面でこれをするときは、当該書面には、被告人に知らせる時期又は方法を指定する個人特定事項及び当該個人特定事項を被告人に知らせる時期又は方法を記載し、裁判長又は裁判官が、これに記名押印するものとする。

(令五最裁規一〇・追加)

(送達のための届出・法第五十四条)

第六十二条 被告人、代理人、弁護士又は補佐人は、書類の送達を受けるため、書面でその住居又は事務所を裁判所に届け出なければならない。裁判所の所在地に住居又は事務所を有しないときは、その所在地に住居又は事務所を有する者を送達受取人に選任し、その者と連署した書面でこれを届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、同一の地に在る各審級の裁判所に対してその効力を有する。

3 前二項の規定は、刑事施設に収容されている者には、これを適用しない。

4 送達については、送達受取人は、これを本人とみなし、その住居又は事務所は、これを本人の住居とみなす。

(平一八最裁規六・一部改正)

(書留郵便等に付する送達・法第五十四条)

第六十三条 住居、事務所又は送達受取人を届け出なければならない者がその届出をしないときは、裁判所書記官は、書類を書留郵便又は一般信書便事業者若しくは特定信書便事業者の提供する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別に最高裁判所規則で定めるもの(次項において「書留郵便等」という。)に付して、その送達をすることができる。ただし、起訴状の謄本、起訴状抄本等、略式命令の謄本及び第二百九十条第二項の略式命令の謄本に代わるものの謄本の送達については、この限りでない。

2 前項の送達は、書類を書留郵便等に付した時に、これをしたものとみなす。

(昭二四最裁規一二・平一五最裁規七・令五最裁規一〇・一部改正)

(就業場所における送達の要件・法第五十四条)

第六十三条の二 書類の送達は、これを受けるべき者に異議がないときに限り、その者が雇用、委任その他の法律上の行為に基づき就業する他人の住居又は事務所においてこれを行うことができる。

(昭五七最裁規七・追加)

(検察官に対する送達・法第五十四条)

第六十四条 検察官に対する送達は、書類を検察庁に送付してこれをしなければならない。

(交付送達・法第五十四条)

第六十五条 裁判所書記官が本人に送達すべき書類を交付したときは、その送達があったものとみなす。

(昭二四最裁規一二・一部改正)

第七章 期間

(裁判所に対する訴訟行為をする者のための法定期間の延長・法第五十六条)

第六十六条 裁判所は、裁判所に対する訴訟行為をすべき者の住居又は事務所の所在地と裁判所の所在地との距離及び交通通信の便否を考慮し、法定の期間を延長するのを相当と認めるときは、決定で、延長する期間を定めなければならない。

2 前項の規定は、宣告した裁判に対する上訴の提起期間には、これを適用しない。

(昭二六最裁規一五・全改)

(検察官に対する訴訟行為をする者のための法定期間の延長・法第五十六条)

第六十六条の二 検察官は、検察官に対する訴訟行為をすべき者の住居又は事務所の所在地と検察庁の所在地との距離及び交通通信の便否を考慮し、法定の期間を延長するのを相当と思料するときは、裁判官にその期間の延長を請求しなければならない。

2 裁判官は、前項の請求を理由があると認めるときは、すみやかに延長する期間を定めなければならない。

3 前項の裁判は、検察官に告知することによつてその効力を生ずる。

4 検察官は、前項の裁判の告知を受けたときは、直ちにこれを当該訴訟行為をすべき者に通知しなければならない。

(昭二六最裁規一五・追加)

第八章 被告人の召喚、勾引及び勾留

(召喚の猶予期間・法第五十七条)

第六十七条 被告人に対する召喚状の送達と出頭との間には、少くとも十二時間の猶予を置かなければならない。但し、特別の定のある場合は、この限りでない。

2 被告人に異議がないときは、前項の猶予期間を置かないことができる。

(勾引、勾留についての身体、名誉の保全)

第六十八条 被告人の勾引又は勾留については、その身体及び名誉を保全することに注意しなければならない。

(裁判所書記官の立会・法第六十一条)

第六十九条 法第六十一条の規定により被告人に対し被告事件を告げこれに関する陳述を聴く場合には、裁判所書記官を立ち合わせなければならない。

(昭二四最裁規一二・一部改正)

(勾留状の記載要件・法第六十四条)

第七十条 勾留状には、法第六十四条に規定する事項の外、法第六十条第一項各号に定める事由を記載しなければならない。

(勾引状に代わるもの、勾留状に代わるものの記載要件・法第二百七十一条の八等)

第七十条の二 法第二百七十一条の八第一項第二号（法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の勾引状に代わるもの又は同号の勾留状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、裁判長又は裁判官が、これに記名押印しなければならない。

一 被告人の氏名及び住居

二 罪名

三 起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載が

ないものを明らかにしない方法により記載した公訴事実の要旨

四 当該書面が法第二百七十一条の八第一項第二号の規定によるものである旨

五 引致すべき場所又は勾留すべき刑事施設

六 勾引状又は勾留状の有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず
勾引状に代わるもの又は勾留状に代わるものはこれを返還しなければならない旨

七 勾引状又は勾留状発付の年月日

八 勾引状又は勾留状に記名押印した裁判長又は裁判官の氏名

九 勾留状に代わるものを交付するときは、法第六十条第一項各号に定める事由

2 被告人の氏名が明らかでないときは、人相、体格その他被告人を特定するに足りる事項で被告人を指示することができる。

3 被告人の住居が明らかでないときは、これを記載することを要しない。

(令五最裁規一〇・追加)

(裁判長の令状の記載要件・法第六十九条)

第七十一条 裁判長は、法第六十九条の規定により召喚状、勾引状又は勾留状を発する場合には、その旨を令状に記載しなければならない。

(勾引状、勾留状の原本の送付・法第七十条)

第七十二条 検察官の指揮により勾引状又は勾留状を執行する場合には、これを発した裁判所又は裁判官は、その原本を検察官に送付しなければならない。

(勾引状等の数通交付)

第七十三条 勾引状又は勾引状に代わるものは、数通を作り、これを検察事務官又は司法警察職員数人に交付することができる。

(令五最裁規一〇・一部改正)

(勾引状、勾留状の謄本の被告人への交付の請求等)

第七十四条 勾引状又は勾留状の執行を受けた被告人は、その謄本の被告人への交付を請求することができる。

2 前項の規定による請求があつた場合には、次項各号に掲げるときを除き、被告人に対し、勾引状又は勾留状の謄本を交付するものとする。

3 第一項の規定による請求があつた場合であつて、次の各号に掲げるときは、被告人に対し、当該各号に定めるものを交付するものとする。

一 法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの交付があつた場合（同項の規定による措置に係る個人特定事項の全部について法第二百七条の三第一項の裁判があつた場合を除く。）であつて、法第二百七十一条の二第二項の規定による起訴状抄本等の提出があつたとき 当該勾留状に代わるもの（法第二百七条の三第三項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたときは、当該勾留状に代わるもの及び法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの）の謄本

二 法第二百七十一条の八第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾引状に代わるもの又は勾留状に代わるものの交付があつたとき 当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものの謄本

三 法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する法第二百七十一条の八第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾引状に代わるもの又は勾留状に代わるものの交付があつたとき 当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものの謄本

(令五最裁規一〇・一部改正)

(勾引状、勾留状の謄本の弁護士への交付の請求等)

第七十四条の二 勾引状又は勾留状の執行を受けた被告人又はその弁護士は、その謄本の弁護士への交付を請求することができる。

2 前項の規定による請求があつた場合には、次項各号に掲げるときを除き、弁護人に対し、勾引状又は勾留状の謄本を交付するものとする。この場合において、法第二百七十一条の三第一項若しくは第二百七十一条の四第二項の規定による起訴状の謄本の提出があつたとき又は法第三百十二条の二第四項において準用する法第二百七十一条の三第一項若しくは第二百七十一条の四第二項の規定による訴因変更等請求書面の謄本の提出があつたとき（第一号の個人特定事項につき、裁判所若しくは裁判官が法若しくはこの規則の規定により被告人に知らせる時期の指定をし、その時期が到来したとき又は検察官から法第二百九十九条の四第十一項の規定により被告人に知らせる時期を指定した旨の通知があり、その時期が到来したときを除く。）であつて、次の各号に掲げるときは、弁護人に対し、当該各号に定める措置をとるものとする。

一 次号に掲げるとき以外のとき 勾引状の公訴事実の要旨又は勾留状の公訴事実の要旨若しくは被疑事実の要旨中に記載された個人特定事項（起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの（法第二百七十一条の五第一項の決定により通知することとされたものを除く。）及び訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないもの（法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する法第二百七十一条の五第一項の決定により通知することとされたものを除く。）に限る。）を被告人に知らせてはならない旨の条件を付すること。

二 前号の個人特定事項につき、裁判所若しくは裁判官が法若しくはこの規則の規定により被告人に知らせる時期若しくは方法の指定をしたとき又は検察官から法第二百九十九条の四第十一項の規定により被告人に知らせる時期若しくは方法を指定した旨の通知があつたとき 当該個人特定事項を被告人に知らせる時期又は方法を指定すること。

3 第一項の規定による請求があつた場合であつて、次の各号に掲げるときは、弁護人に対し、当該各号に定めるものを交付するものとする。

一 法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの交付があつた場合（同項の規定による措置に係る個人特定事項の全部について法第二百七条の三第一項の裁判があつた場合を除く。）であつて、法第二百七十一条の三第三項又は第二百七十一条の四第四項の規定による起訴状抄本等の提出があつたとき 当該勾留状に代わるもの（法第二百七条の三第三項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたときは、当該勾留状に代わるもの及び法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの）の謄本

二 法第二百七十一条の三第三項又は第二百七十一条の四第四項の規定による起訴状抄本等の提出があつた場合であつて、法第二百七十一条の八第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾引状に代わるもの又は勾留状に代わるものの交付があつたとき 当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものの謄本

三 法第三百十二条の二第四項において準用する法第二百七十一条の三第三項又は第二百七十一条の四第四項の規定による訴因変更等請求書面抄本等の提出があつた場合であつて、法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する法第二百七十一条の八第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾引状に代わるもの又は勾留状に代わるものの交付があつたとき 当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものの謄本

（令五最裁規一〇・追加）

（勾引状、勾留状の謄本の弁護人への交付の請求の方式）

第七十四条の三 前条第一項の規定による請求は、書面でこれをしなければならない。

2 前項の書面においては、前条第一項の規定による請求であることを明らかにしなければならない。

3 第一項の書面において前条第一項の規定による請求であることが明らかでない場合には、請求者が被告人である請求については第七十四条第一項の規定による請求と

みなし、請求者が弁護人である請求については前条第一項の規定による請求とみなす。

(令五最裁規一〇・追加)

(処置をとるべきことの請求)

第七十四条の四 裁判所は、第七十四条の二第二項後段の規定により付した条件に弁護人が違反したとき、又は同項後段の規定による時期若しくは方法の指定に弁護人が従わなかつたときは、弁護士である弁護人については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求することができる。

2 前項の規定による請求を受けた者は、そのとつた処置をその請求をした裁判所に通知しなければならない。

(令五最裁規一〇・追加)

(勾引状、勾留状執行後の処置)

第七十五条 勾引状又は勾留状を執行したときは、これに執行の場所及び年月日時を記載し、これを執行することができなかつたときは、その事由を記載して記名押印しなければならない。

2 勾引状又は勾留状の執行に関する書類は、執行を指揮した検察官又は裁判官を経由して、勾引状又は勾留状を発した裁判所又は裁判官にこれを差し出さなければならない。

3 勾引状の執行に関する書類を受け取つた裁判所又は裁判官は、裁判所書記官に被告人が引致された年月日時を勾引状に記載させなければならない。

(昭二四最裁規一二・一部改正)

(囑託による勾引状・法第六十七条)

第七十六条 囑託によつて勾引状を發した裁判官は、勾引状の執行に関する書類を受け取つたときは、裁判所書記官に被告人が引致された年月日時を勾引状に記載させなければならない。

2 囑託によつて勾引状を發した裁判官は、被告人を指定された裁判所に送致する場合には、勾引状に被告人が指定された裁判所に到着すべき期間を記載して記名押印しなければならない。

3 勾引の囑託をした裁判所又は裁判官は、勾引状の執行に関する書類を受け取つたときは、裁判所書記官に被告人が到着した年月日時を勾引状に記載させなければならない。

(昭二四最裁規一二・一部改正)

(裁判所書記官の立会・法第七十六条等)

第七十七条 裁判所又は裁判官が法第七十六条又は第七十七条の処分をするときは、裁判所書記官を立ち合わせなければならない。

(昭二四最裁規一二・一部改正)

(調書の作成・法第七十六条等)

第七十八条 法第七十六条又は第七十七条の処分については、調書を作らなければならない。

(勾留の通知・法第七十九条)

第七十九条 被告人を勾留した場合において被告人に弁護人、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹がないときは、被告人の申出により、その指定する者一人にその旨を通知しなければならない。

(被告人の移送)

第八十条 検察官は、裁判長の同意を得て、勾留されている被告人を他の刑事施設に移すことができる。

2 検察官は、被告人を他の刑事施設に移したときは、直ちにその旨及びその刑事施設を裁判所及び弁護人に通知しなければならない。被告人に弁護人がないときは、被告人の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹のうち被告人の指定する者一人にその旨及びその刑事施設を通知しなければならない。

3 前項の場合には、前条の規定を準用する。

(平一八最裁規六・一部改正)

(勾留の理由開示の請求の方式・法第八十二条)

第八十一条 勾留の理由の開示の請求は、請求をする者ごとに、各別の書面で、これをしてしなければならない。

2 法第八十二条第二項に掲げる者が前項の請求をするには、被告人との関係を書面で具体的に明らかにしなければならない。

(昭二五最裁規二八・全改)

(開示の請求の却下)

第八十一条の二 前条の規定に違反してされた勾留の理由の開示の請求は、決定で、これを却下しなければならない。

(昭二五最裁規二八・追加)

(開示の手続・法第八十三条)

第八十二条 勾留の理由の開示の請求があつたときは、裁判長は、開示期日を定めなければならない。

2 開示期日には、被告人を召喚しなければならない。

3 開示期日は、検察官、弁護士及び補佐人並びに請求者にこれを通知しなければならない。

(公判期日における開示・法第八十三条)

第八十三条 勾留の理由の開示は、公判期日においても、これを行うことができる。

2 公判期日において勾留の理由の開示をするには、あらかじめ、その旨及び開示をすべき公判期日を検察官、被告人、弁護士及び補佐人並びに請求者に通知しなければならない。

(開示の請求と開示期日)

第八十四条 勾留の理由の開示をすべき期日とその請求があつた日との間には、五日以上を置くことはできない。但し、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

(開示期日の変更)

第八十五条 裁判所は、やむを得ない事情があるときは、開示期日を変更することができる。

(被告人、弁護人の退廷中の開示・法第八十三条)

第八十五条の二 開示期日において被告人又は弁護士が許可を受けないで退廷し、又は秩序維持のため裁判長から退廷を命ぜられたときは、その者の在廷しないままで勾留の理由の開示を行うことができる。

(昭二八最裁規二一・追加)

(開示期日における意見陳述の時間の制限等・法第八十四条)

第八十五条の三 法第八十四条第二項本文に掲げる者が開示期日において意見を述べる時間は、各十分を超えることができない。

2 前項の者は、その意見の陳述に代え又はこれを補うため、書面を差し出すことができる。

(昭二五最裁規二八・追加、昭二八最裁規二一・旧第八十五条の二繰下、一部改正)

(開示期日の調書)

第八十六条 開示期日における手続については、調書を作り、裁判所書記官が署名押印し、裁判長が認印しなければならない。

(昭二六最裁規一五・全改)

(開示の請求の却下決定の送達)

第八十六条の二 勾留の理由の開示の請求を却下する決定は、これを送達することを要しない。

(昭二五最裁規二八・追加)

(保釈の保証書の記載事項・法第九十四条等)

第八十七条 保釈の保証書には、保証金額及びいつでもその保証金を納める旨を記載しなければならない。

2 保証書をもつて法第九十八条の九第七項に規定する増額分の保証金に代える場合における前項の規定の適用については、同項中「保証金額」とあるのは、「増額分の保証金額」とする。

(令五最裁規一〇・一部改正)

(執行停止についての意見の聴取・法第九十五条)

第八十八条 勾留の執行を停止するには、検察官の意見を聴かなければならない。但し、急速を要する場合は、この限りでない。

第八十九条 削除 (昭二六最裁規一五)

(委託による執行停止・法第九十五条)

第九十条 勾留されている被告人を親族、保護団体その他の者に委託して勾留の執行を停止するには、これらの者から何時でも召喚に応じ被告人を出頭させる旨の書面を差し出させなければならない。

(保証金等の還付・法第九十六条、第九十八条の八、第九十八条の九、第九十八条の十一、第三百四十三条等)

第九十一条 次の場合には、没取されなかつた保証金は、これを還付しなければならない。

- 一 勾留が取り消され、又は勾留状が効力を失つたとき。
 - 二 保釈が取り消され又は効力を失つたため被告人が刑事施設に收容されたとき。
 - 三 保釈が取り消され又は効力を失つた場合において、被告人が刑事施設に收容される前に、新たに、保釈の決定があつて保証金が納付されたとき又は勾留の執行が停止されたとき。
- 2 前項第三号の保釈の決定があつたときは、前に納付された保証金は、新たな保証金の全部又は一部として納付されたものとみなす。
- 3 法第九十八条の九第六項の規定により保証金額が減額されたときは、減額分の保証金を還付しなければならない。

4 次の場合には、没取されなかつた監督保証金は、これを還付しなければならない。

- 一 勾留が取り消され、又は勾留状が効力を失つたとき。
- 二 保釈が取り消され又は効力を失つたとき。
- 三 勾留の執行停止が取り消され又は効力を失つたとき。
- 四 監督者が解任され又は死亡したとき。

(昭二六最裁規一五・全改、平一八最裁規六・一部改正、令五最裁規一〇・一部改正)

(上訴中の事件等の勾留に関する処分・法第九十七条)

第九十二条 上訴の提起期間内の事件でまだ上訴の提起がないものについて勾留の期間を更新すべき場合には、原裁判所が、その決定をしなければならない。

2 上訴中の事件で訴訟記録が上訴裁判所に到達していないものについて、勾留の期間を更新し、勾留を取り消し、又は保釈若しくは勾留の執行停止をし、若しくはこれを取り消すべき場合にも、前項と同様である。

3 勾留の理由の開示をすべき場合には、前項の規定を準用する。

4 上訴裁判所は、被告人が勾留されている事件について訴訟記録を受け取つたときは、直ちにその旨を原裁判所に通知しなければならない。

(拘禁刑以上の刑に処せられた被告人の収容手続・法第三百四十三条、第九十八条等)

第九十二条の二 法第三百四十三条第二項において準用する法第九十八条の規定により被告人を刑事施設に収容するには、言い渡した刑並びに判決の宣告をした年月日及び裁判所を記載し、かつ、裁判長又は裁判官が相違ないことを証明する旨付記して認印した勾留状の謄本を被告人に示せば足りる。

2 法第二百七十一条の八第一項（第二号に係る部分に限る。）（法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による勾留状に代わるものの交付があつた場合又は法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの交付があつた場合における前項の規定の適用については、同項中「勾留状の謄本」とあるのは、「法第二百七十一条の八第一項第二号（法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の勾留状に代わるもの又は法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの」とする。

（昭二六最裁規一五・追加、平一八最裁規六・令五最裁規一〇・一部改正）

（監督保証金に代わる保証書の記載事項・法第九十八条の六等）

第九十二条の三 監督保証金に代わる保証書には、監督保証金額及びいつでもその監督保証金を納める旨を記載しなければならない。

（令五最裁規一〇・追加）

第九章 押収、搜索等

（押収、搜索等についての秘密、名誉の保持）

第九十三条 押収（電磁的記録提供命令（法第二百二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。）、搜索及び電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）（当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。）については、秘密を保ち、かつ、処分を受ける者の名誉を害しないように注意しなければならない。

（令七最裁規一七・一部改正）

（差押状等の記載事項・法第七十条）

第九十四条 差押状又は搜索状には、必要があると認めるときは、差押え又は搜索をすべき事由をも記載しなければならない。

(平二四最裁規一・令七最裁規一七・一部改正)

(準用規定)

第九十五条 差押状又は搜索状については、第七十二条の規定を準用する。

(平二四最裁規一・令七最裁規一七・一部改正)

(搜索証明書、押収品目録の作成者・法第百十九条等)

第九十六条 法第百十九条又は第百二十条第一項の証明書又は目録は、搜索又は差押えが令状の執行によつて行われた場合には、その執行をした者がこれを作つて交付しなければならない。

(平二四最裁規一・令七最裁規一七・一部改正)

(差押状等執行後の処置)

第九十七条 差押状又は搜索状の執行をした者は、速やかに執行に関する書類及び差し押さえた物を令状を発した裁判所に差し出さなければならない。検察官の指揮により執行をした場合には、検察官を経由しなければならない。

(平二四最裁規一・令七最裁規一七・一部改正)

(押収物等の処置)

第九十八条 押収物については、喪失又は破損を防ぐため、相当の処置をしなければならない。

2 押収物に記録された電磁的記録及び電磁的記録提供命令（法第百二条の二第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提供させた電磁的記

録については、消去、改変又は漏えいを防ぐため、相当の処置をしなければならない。

(令七最裁規一七・追加)

(差押状の執行調書の記載)

第九十九条 差押状の執行をした者は、第九十六条若しくは前条又は法第二百二十一条第一項若しくは第二項の処分をしたときは、その旨を調書に記載しなければならない。

(平二四最裁規一・令七最裁規一七・一部改正)

(押収、搜索の立会い)

第一百条 差押状を発しないで押収をするときは、裁判所書記官を立ち合わせなければならない。

2 差押状又は搜索状を執行するときは、それぞれ他の検察事務官、司法警察職員又は裁判所書記官を立ち合わせなければならない。

(昭二四最裁規一二・平二四最裁規一・令七最裁規一七・一部改正)

第十章 検証

(検証についての注意)

第一百一条 検証をするについて、死体を解剖し、又は墳墓を発掘する場合には、礼を失わないように注意し、配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹があるときは、これに通知しなければならない。

(被告人の身体検査の召喚状等の記載要件・法第六十三条等)

第百二条 被告人に対する身体の検査のための召喚状又は勾引状には、身体の検査のために召喚又は勾引する旨をも記載しなければならない。

(被告人以外の者の身体検査の召喚状等の記載要件・法第三百三十六条等)

第百三条 被告人以外の者に対する身体の検査のための召喚状には、その氏名及び住居、被告人の氏名、罪名、出頭すべき年月日時及び場所、身体の検査のために召喚する旨並びに正当な理由がなく出頭しないときは過料又は刑罰に処せられ且つ勾引状を発することがある旨を記載し、裁判長が、これに記名押印しなければならない。

2 被告人以外の者に対する身体の検査のための勾引状には、その氏名及び住居、被告人の氏名、罪名、引致すべき場所、身体の検査のために勾引する旨、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日を記載し、裁判長が、これに記名押印しなければならない。

(準用規定)

第百四条 身体の検査のためにする被告人以外の者に対する勾引については、第七十二条、第七十三条、第七十四条第一項及び第二項、第七十五条並びに第七十六条の規定を準用する。

(令五最裁規一〇・一部改正)

(検証の立会)

第百五条 検証をするときは、裁判所書記官を立ち合わせなければならない。

(昭二四最裁規一二・一部改正)

第十一章 証人尋問

(尋問事項書・法第三百四条等)

第百六条 証人の尋問を請求した者は、裁判官の尋問の参考に供するため、速やかに尋問事項又は証人が証言すべき事項を記載した書面を差し出さなければならない。但し、公判期日において訴訟関係人にまず証人を尋問させる場合は、この限りでない。

2 前項但書の場合においても、裁判所は、必要と認めるときは、証人の尋問を請求した者に対し、前項本文の書面を差し出すべきことを命ずることができる。

3 前二項の書面に記載すべき事項は、証人の証言により立証しようとする事項のすべてにわたらなければならない。

4 公判期日外において証人の尋問をする場合を除いて、裁判長は、相当と認めるときは、第一項の規定にかかわらず、同項の書面を差し出さないことを許すことができる。

5 公判期日外において証人の尋問をする場合には、速やかに相手方及びその弁護人の数に応ずる第一項の書面の謄本を裁判所に差し出さなければならない。

(昭二五最裁規二八・一部改正)

(請求の却下)

第百七条 前条の規定に違反してされた証人尋問の請求は、これを却下することができる。

(決定の告知・法第一百五十七条の二等)

第百七条の二 法第一百五十七条の二第一項及び第一百五十七条の三第一項の請求に対する決定、法第一百五十七条の四第一項に規定する措置を採る旨の決定、法第一百五十七条の五に規定する措置を採る旨の決定、法第一百五十七条の六第一項及び第二項に規定する方法により証人尋問を行う旨の決定並びに同条第四項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録する旨の決定は、公判期日前にする場合においても、これを送達することを要しない。

2 前項の場合には、速やかに、それぞれ決定の内容を訴訟関係人に通知しなければならない。

(平一二最裁規一二第一条・追加、同第二条・平三〇最裁規一・令七最裁規一七・一部改正)

(映像等の送受信による通話の方法による尋問・法第百五十七条の六)

第百七条の三 裁判所は、法第百五十七条の六第二項に規定する方法によつて尋問する場合（証人が他の裁判所の構内以外の場所に在席する場合に限る。）は、尋問前に、証人の陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがあると認める者の在席する場所でないことその他証人の在席する場所が当該方法によつて尋問するために適当であることを確認しなければならない。

(平三〇最裁規一・追加、令七最裁規一七・一部改正)

(尋問事項の告知等・法第百五十八条)

第百八条 裁判所は、公判期日外において検察官、被告人又は弁護人の請求にかかる証人を尋問する場合には、第百六条第一項の書面を参考として尋問すべき事項を定め、相手方及びその弁護人に知らせなければならない。

2 相手方又はその弁護人は、書面で、前項の尋問事項に附加して、必要な事項の尋問を請求することができる。

(職権による公判期日外の尋問・法第百五十八条)

第百九条 裁判所は、職権で公判期日外において証人を尋問する場合には、あらかじめ、検察官、被告人及び弁護人に尋問事項を知らせなければならない。

2 検察官、被告人又は弁護人は、書面で、前項の尋問事項に附加して、必要な事項の尋問を請求することができる。

(召喚状、勾引状の記載要件・法第百五十三条等)

第百十条 証人に対する召喚状には、その氏名及び住居、被告人の氏名、罪名、出頭すべき年月日時及び場所並びに正当な理由がなく出頭しないときは過料又は刑罰に処せられ且つ勾引状を発することがある旨を記載し、裁判長が、これに記名押印しなければならない。

2 証人に対する勾引状には、その氏名及び住居、被告人の氏名、罪名、引致すべき年月日時及び場所、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日を記載し、裁判長が、これに記名押印しなければならない。

(昭二八最裁規二一・一部改正)

(召喚の猶予期間・法第四百四十三条の二)

第百十一条 証人に対する召喚状の送達と出頭との間には、少なくとも二十四時間の猶予を置かなければならない。ただし、急速を要する場合は、この限りでない。

(平二八最裁規六・一部改正)

(準用規定)

第百十二条 証人の勾引については、第七十二条、第七十三条、第七十四条第一項及び第二項、第七十五条並びに第七十六条の規定を準用する。

(令五最裁規一〇・一部改正)

(尋問上の注意、在廷証人)

第百十三条 召喚により出頭した証人は、速やかにこれを尋問しなければならない。

2 証人が、法第一百五十七条の六第一項に規定する同一構内にいるとき、又は同条第二項に規定する同一構内以外にある場所であつて適当と認めるものにいるときは、召喚をしない場合でも、これを尋問することができる。

(平三〇最裁規一・令七最裁規一七・一部改正)

(尋問の立会)

第百十四条 証人を尋問するときは、裁判所書記官を立ち合わせなければならない。

(昭二四最裁規一二・一部改正)

(人定尋問)

第百十五条 証人に対しては、まず、その人違でないかどうかを取り調べなければならない。

(宣誓の趣旨の説明等・法第百五十五条)

第百十六条 証人が宣誓の趣旨を理解することができる者であるかどうかについて疑があるときは、宣誓前に、この点について尋問し、且つ、必要と認めるときは、宣誓の趣旨を説明しなければならない。

(宣誓の時期・法第百五十四条)

第百十七条 宣誓は、尋問前に、これをさせなければならない。

(宣誓の方式・法第百五十四条)

第百十八条 宣誓は、証人が、良心に従つて、真実を述べ何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を述べる方式（当該事項を述べることができない場合にあつては、裁判所書記官が当該事項を記載した書面を朗読し、証人が当該書面に署名する方式）によりしなければならない。

2 宣誓は、起立して厳粛に行わなければならない。

(昭二四最裁規一二・令七最裁規一七・一部改正)

(個別宣誓・法第百五十四条)

第百十九条 証人の宣誓は、各別にこれをさせなければならない。

(偽証の警告・法第百五十四条)

第百二十条 宣誓をさせた証人には、尋問前に、偽証の罰を告げなければならない。

(証言拒絶権の告知等・法第百四十六条等)

第百二十一条 証人に対しては、尋問前に、自己又は法第百四十七条に規定する者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受ける虞のある証言を拒むことができる旨を告げなければならない。

2 裁判所は、法第百五十七条の二第二項の決定をした場合には、前項の規定にかかわらず、証人に対し、尋問前に、当該決定の内容及び法第百四十七条に規定する者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある証言を拒むことができる旨を告げなければならない。

3 裁判所は、法第百五十七条の三第二項の決定をした場合には、証人に対し、それ以後の尋問前に、当該決定の内容及び法第百四十七条に規定する者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある証言を拒むことができる旨を告げなければならない。

4 法第百四十九条に規定する者に対しては、必要と認めるときは、同条の規定により証言を拒むことができる旨を告げなければならない。

(平三〇最裁規一・一部改正)

(証言の拒絶・法第百四十六条等)

第百二十二条 証言を拒む者は、これを拒む事由を示さなければならない。

2 証言を拒む者がこれを拒む事由を示さないときは、過料その他の制裁を受けることがある旨を告げて、証言を命じなければならない。

(個別尋問)

第二百二十三条 証人は、各別にこれを尋問しなければならない。

- 2 後に尋問すべき証人が在廷するときは、退廷を命じなければならない。

(対質)

第二百二十四条 必要があるときは、証人と他の証人又は被告人と対質させることができる。

(書面による尋問)

第二百二十五条 証人が耳が聞えないときは、書面で問い、口がきけないときは、書面で答えさせることができる。

(公判期日外の尋問調書の閲覧等・法第百五十九条)

第二百二十六条 裁判所は、検察官、被告人又は弁護人が公判期日外における証人尋問に立ち会わなかつた場合において証人尋問調書が整理されたとき、又はその送付を受けたときは、速やかにその旨を立ち会わなかつた者に通知しなければならない。

- 2 被告人は、前項の尋問調書を閲覧することができる。
- 3 被告人は、読むことができないとき、又は目の見えないときは、第一項の尋問調書の朗読を求めることができる。
- 4 前二項の場合には、第五十条の規定を準用する。

(受命、受託裁判官の尋問・法第百六十三条)

第二百二十七条 受命裁判官又は受託裁判官が証人を尋問する場合においても、第百六条第一項から第三項まで及び第五項、第百七条から第百九条まで（第百七条の三を除く。）並びに前条の手続は、裁判所がこれをしなければならない。

(昭二六最裁規一五・平三〇最裁規一・一部改正)

第十二章 鑑定

(宣誓・法第百六十六条)

第二百二十八条 鑑定人の宣誓は、鑑定をする前に、これをさせなければならない。

2 宣誓は、鑑定人が、良心に従つて誠実に鑑定することを誓う旨を述べる方式（当該事項を述べることができない場合にあつては、裁判所書記官が当該事項を記載した書面を朗読し、鑑定人が当該書面に署名する方式）によりしなければならない。

(令七最裁規一七・一部改正)

(鑑定の報告)

第二百二十九条 鑑定の経過及び結果は、鑑定人に鑑定書により又は口頭でこれを報告させなければならない。

2 鑑定人が数人あるときは、共同して報告をさせることができる。

3 鑑定の経過及び結果を鑑定書により報告させる場合には、鑑定人に対し、鑑定書に記載した事項に関し公判期日において尋問を受けることがある旨を告げなければならない。

(裁判所外の鑑定)

第三百十条 裁判所は、必要がある場合には、裁判所外で鑑定をさせることができる。

2 前項の場合には、鑑定に関する物を鑑定人に交付することができる。

(鑑定留置状の記載要件・法第百六十七条)

第百三十条の二 鑑定留置状には、被告人の氏名及び住居、罪名、公訴事実の要旨、留置すべき場所、留置の期間、鑑定の目的、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず令状は返還しなければならない旨並びに発付の年月日を記載し、裁判長が記名押印しなければならない。

(昭二八最裁規二一・追加)

(看守の申出の方式・法第百六十七条)

第百三十条の三 法第百六十七条第三項の規定による申出は、被告人の看守を必要とする事由を記載した書面を差し出してしなければならない。

(昭二八最裁規二一・追加)

(鑑定留置期間の延長、短縮・法第百六十七条)

第百三十条の四 鑑定のためにする被告人の留置の期間の延長又は短縮は、決定でなければならない。

(昭二八最裁規二一・追加)

(収容費の支払・法第百六十七条)

第百三十条の五 裁判所は、鑑定のため被告人を病院その他の場所に留置した場合には、その場所の管理者の請求により、入院料その他の収容に要した費用を支払うものとする。

2 前項の規定により支払うべき費用の額は、裁判所の相当と認めるところによる。

(昭二八最裁規二一・追加)

(準用規定)

第三百十一条 鑑定のためにする被告人の留置については、この規則に特別の定めのあるもののほか、勾留に関する規定を準用する。但し、保釈に関する規定は、この限りでない。

(昭二八最裁規二一・一部改正)

(鑑定留置状に代わるものの記載要件・法第六十七条、第二百七十一条の八等)

第三百十一条の二 法第六十七条第五項において準用する法第二百七十一条の八第一項第二号（法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の鑑定留置状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、裁判長が、これに記名押印しなければならない。

- 一 被告人の氏名及び住居
- 二 罪名
- 三 起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものを明らかにしない方法により記載した公訴事実の要旨
- 四 当該書面が法第六十七条第五項において準用する法第二百七十一条の八第一項第二号の規定によるものである旨
- 五 留置すべき場所
- 六 留置の期間
- 七 鑑定の目的
- 八 鑑定留置状の有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず鑑定留置状に代わるものはこれを返還しなければならない旨
- 九 鑑定留置状発付の年月日
- 十 鑑定留置状に記名押印した裁判長の氏名

2 第七十条の二第二項及び第三項の規定は、法第百六十七条第五項において準用する法第二百七十一条の八第一項第二号の鑑定留置状に代わるものについてこれを準用する。

(令五最裁規一〇・追加)

(準用規定)

第三百三十二条 鑑定人が死体を解剖し、又は墳墓を発掘する場合には、第百一条の規定を準用する。

(鑑定許可状の記載要件・法第百六十八条)

第三百三十三条 法第百六十八条の許可状には、有効期間及びその期間経過後は許可された処分に着手することができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日をも記載し、裁判長が、これに記名押印しなければならない。

2 鑑定人のすべき身体の検査に関し条件を附した場合には、これを前項の許可状に記載しなければならない。

(鑑定のための閲覧等)

第三百三十四条 鑑定人は、鑑定について必要がある場合には、裁判長の許可を受けて、書類及び証拠物を閲覧し、若しくは謄写し、又は被告人に対し質問する場合若しくは証人を尋問する場合にこれに立ち会うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、法第百五十七条の六第五項に規定する記録媒体は、謄写することができない。

3 鑑定人は、被告人に対する質問若しくは証人の尋問を求め、又は裁判長の許可を受けてこれらの者に対し直接に問を発することができる。

(平一二最裁規一二第二条・平三〇最裁規一・令七最裁規一七・一部改正)

(準用規定)

第三百三十五条 鑑定については、勾引に関する規定を除いて、前章の規定を準用する。

第十三章 通訳及び翻訳

(準用規定)

第三百三十六条 通訳及び翻訳については、前章の規定を準用する。

第十四章 証拠保全

(処分をすべき裁判官・法第七十九条)

第三百三十七条 証拠保全の請求は、次に掲げる地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官にこれをしなければならない。

- 一 押収（電磁的記録提供命令（法第二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により電磁的記録を提供させることを除く。）については、押収すべき物の所在地
- 二 電磁的記録提供命令については、これを受ける者の現在地
- 三 搜索又は検証については、搜索又は検証すべき場所、身体又は物の所在地
- 四 証人の尋問については、証人の現在地
- 五 鑑定については、鑑定の対象の所在地又は現在地

2 鑑定の処分の請求をする場合において前項第五号の規定によることができないときは、その処分をするのに最も便宜であると思料する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官にその請求をすることができる。

(平二四最裁規一・令七最裁規一七・一部改正)

(請求の方式・法第七十九条)

第百三十八条 証拠保全の請求は、書面でこれをしなければならない。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 事件の概要
- 二 証明すべき事実
- 三 証拠及びその保全の方法
- 四 証拠保全を必要とする事由

3 証拠保全を必要とする事由は、これを疎明しなければならない。

第十五章 訴訟費用（平一八最裁規一一・追加）

（請求先裁判所・法第百八十七条の二）

第百三十八条の二 法第百八十七条の二の請求は、公訴を提起しない処分をした検察官が所属する検察庁の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所にこれをしなければならない。

（平一八最裁規一一・追加）

（請求の方式・法第百八十七条の二）

第百三十八条の三 法第百八十七条の二の請求は、次に掲げる事項を記載した書面でこれをしなければならない。

- 一 訴訟費用を負担すべき者の氏名、年齢、職業及び住居
- 二 前号に規定する者が被疑者でないときは、被疑者の氏名及び年齢
- 三 罪名及び被疑事実の要旨
- 四 公訴を提起しない処分をしたこと。
- 五 訴訟費用を負担すべき理由
- 六 負担すべき訴訟費用

(平一八最裁規一一・追加)

(資料の提供・法第百八十七条の二)

第百三十八条の四 法第百八十七条の二の請求をするには、次に掲げる資料を提供しなければならない。

- 一 訴訟費用を負担すべき理由が存在することを認めるべき資料
- 二 負担すべき訴訟費用の額の算定に必要な資料

(平一八最裁規一一・追加)

(請求書の謄本の差出し、送達・法第百八十七条の二)

第百三十八条の五 法第百八十七条の二の請求をするときは、検察官は、請求と同時に訴訟費用の負担を求められた者の数に応ずる請求書の謄本を裁判所に差し出さなければならない。

2 裁判所は、前項の謄本を受け取ったときは、遅滞なく、これを訴訟費用の負担を求められた者に送達しなければならない。

(平一八最裁規一一・追加)

(意見の聴取・法第百八十七条の二)

第百三十八条の六 法第百八十七条の二の請求について決定をする場合には、訴訟費用の負担を求められた者の意見を聴かななければならない。

(平一八最裁規一一・追加)

(請求の却下・法第百八十七条の二)

第百三十八条の七 法第百八十七条の二の請求が法令上の方式に違反しているとき、又は訴訟費用を負担させないときは、決定で請求を却下しなければならない。

(平一八最裁規一一・追加)

第十六章 費用の補償 (昭五一最裁規四・追加、平一八最裁規一一・旧第十五章繰下)

(準用規定)

第三百三十八条の八 書面による法第百八十八条の四の補償の請求については、第二百二十七条及び第二百二十八条の規定を準用する。

(昭五一最裁規四・追加、平一八最裁規一一・旧第三百三十八条の二繰下)

(裁判所書記官による計算・法第百八十八条の三等)

第三百三十八条の九 法第百八十八条の二第一項又は第百八十八条の四の補償の決定をする場合には、裁判所は、裁判所書記官に補償すべき費用の額の計算をさせることができる。

(昭五一最裁規四・追加、平一八最裁規一一・旧第三百三十八条の三繰下)

第二編 第一審

第一章 捜査

(令状請求の方式)

第三百三十九条 令状の請求は、書面でこれをしなければならない。

2 逮捕状の請求書には、謄本一通を添附しなければならない。

(令状請求の却下)

第四百十条 裁判官が令状の請求を却下するには、請求書にその旨を記載し、記名押印してこれを請求者に交付すれば足りる。

(令状請求書の返還)

第四百十一条 裁判官は、令状を発し、又は令状の請求を却下したときは、前条の場合を除いて、速やかに令状の請求書を請求者に返還しなければならない。

(逮捕状請求権者の指定、変更の通知等)

第四百十一条の二 国家公安委員会又は都道府県公安委員会は、法第九十九条第二項の規定により逮捕状を請求することができる司法警察員を指定したとき又は法第二百一条の二第一項の規定により逮捕状に代わるものの交付を請求することができる司法警察員を指定したときは、国家公安委員会においては最高裁判所に、都道府県公安委員会においてはその所在地を管轄する地方裁判所にその旨を通知しなければならない。その通知の内容に変更が生じたときも、同様である。

(昭二八最裁規二一・追加、昭三二最裁規一・令五最裁規一〇・一部改正)

(逮捕状請求書の記載要件)

第四百十二条 逮捕状の請求書には、次に掲げる事項その他逮捕状に記載することを要する事項及び逮捕状発付の要件たる事項を記載しなければならない。

- 一 被疑者の氏名、年齢、職業及び住居
- 二 罪名及び被疑事実の要旨
- 三 被疑者の逮捕を必要とする事由
- 四 請求者の官公職氏名
- 五 請求者が警察官たる司法警察員であるときは、法第九十九条第二項の規定による指定を受けた者である旨
- 六 七日を超える有効期間を必要とするときは、その旨及び事由
- 七 逮捕状を数通必要とするときは、その旨及び事由
- 八 同一の犯罪事実又は現に捜査中である他の犯罪事実についてその被疑者に対し前に逮捕状の請求又はその発付があつたときは、その旨及びその犯罪事実

2 被疑者の氏名が明らかでないときは、人相、体格その他被疑者を特定するに足りる事項でこれを指定しなければならない。

3 被疑者の年齢、職業又は住居が明らかでないときは、その旨を記載すれば足りる。

(昭二八最裁規二一・昭三二最裁規一・一部改正)

(逮捕状に代わるものの交付請求書の記載要件)

第四百二十二条の二 法第二百一条の二第一項の規定による請求は、書面でこれをしなければならない。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 被疑者の氏名及び住居

二 罪名

三 法第二百一条の二第一項の規定による請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨

四 法第二百一条の二第一項の規定による請求に係る者がそれぞれ同項第一号イ、ロ若しくはハ(1)若しくは(2)又は第二号イ若しくはロのいずれに該当するかの別

五 前条第一項第四号及び第五号に掲げる事項

六 逮捕状に代わるものを数通必要とするときは、その旨及び事由

七 引致すべき官公署その他の場所

3 前項の場合には、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

(令五最裁規一〇・追加)

(資料の提供)

第四百三十三条 逮捕状を請求するには、逮捕の理由（逮捕の必要を除く逮捕状発付の要件をいう。以下同じ。）及び逮捕の必要があることを認めるべき資料を提供しなければならない。

2 法第二百一条の二第一項の規定による請求をするには、前条第二項第四号に掲げる事項を認めるべき資料をも提供しなければならない。

（昭二八最裁規二一・令五最裁規一〇・一部改正）

（逮捕状請求者の陳述聴取等）

第四百三十三条の二 逮捕状の請求を受けた裁判官は、必要と認めるときは、逮捕状の請求をした者の出頭を求めてその陳述を聴き、又はその者に対し書類その他の物の提示を求めることができる。

（昭二八最裁規二一・追加）

（明らかに逮捕の必要がない場合）

第四百三十三条の三 逮捕状の請求を受けた裁判官は、逮捕の理由があると認める場合においても、被疑者の年齢及び境遇並びに犯罪の軽重及び態様その他諸般の事情に照らし、被疑者が逃亡する虞がなく、かつ、罪証を隠滅する虞がない等明らかに逮捕の必要がないと認めるときは、逮捕状の請求を却下しなければならない。

（昭二八最裁規二一・追加）

（逮捕状の記載要件）

第四百四十四条 逮捕状には、請求者の官公職氏名をも記載しなければならない。

（逮捕状に代わるものの記載要件）

第四百四十四条の二 逮捕状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

- 一 被疑者の氏名及び住居
- 二 罪名
- 三 法第二百一条の二第一項の規定による請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨
- 四 当該書面が法第二百一条の二第二項の規定によるものである旨
- 五 引致すべき官公署その他の場所
- 六 請求者の官公職氏名
- 七 逮捕状の有効期間及びその期間経過後は逮捕をすることができず逮捕状に代わるものはこれを返還しなければならない旨
- 八 逮捕状発付の年月日
- 九 逮捕状を発付した裁判官の氏名

2 第七十条の二第二項及び第三項の規定は、逮捕状に代わるものについてこれを準用する。

(令五最裁規一〇・追加)

(逮捕状の作成)

第四百四十五条 逮捕状は、逮捕状請求書及びその記載を利用してこれを作ることができる。

(逮捕状に代わるものの作成)

第四百四十五条の二 逮捕状に代わるものは、第四百四十二条の二第一項の書面及びその記載を利用してこれを作ることができる。

(令五最裁規一〇・追加)

(数通の逮捕状等)

第四百四十六条 逮捕状及び逮捕状に代わるものは、請求により、数通を発することができる。

(令五最裁規一〇・一部改正)

(逮捕状に代わるものの交付請求の却下等)

第四百四十六条の二 第四百十条及び第四百十一条の規定は、法第二百一条の二第一項の規定による請求があつた場合について準用する。

(令五最裁規一〇・追加)

(勾留請求書の記載要件・法第二百四条等)

第四百四十七条 被疑者の勾留の請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 被疑者の氏名、年齢、職業及び住居
 - 二 罪名、被疑事実の要旨及び被疑者が現行犯人として逮捕された者であるときは、罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由
 - 三 法第六十条第一項各号に定める事由
 - 四 検察官又は司法警察員がやむを得ない事情によつて法に定める時間の制限に従うことができなかつたときは、その事由
 - 五 被疑者に弁護人があるときは、その氏名
- 2 被疑者の年齢、職業若しくは住居、罪名又は被疑事実の要旨の記載については、これらの事項が逮捕状請求書の記載と同一であるときは、前項の規定にかかわらず、その旨を請求書に記載すれば足りる。
- 3 第一項の場合には、第四百四十二条第二項及び第三項の規定を準用する。

(昭二六最裁規一五・一部改正)

(勾留状に代わるものの交付等請求書の記載要件・法第二百七条の二)

第四百七条の二 法第二百七条の二第一項の規定による請求は、書面でこれをしなければならない。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 被疑者の氏名及び住居

二 罪名

三 法第二百七条の二第一項の規定による請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨

四 法第二百七条の二第一項の規定による請求に係る者がそれぞれ法第二百一条の二第一項第一号イ、ロ若しくはハ(1)若しくは(2)又は第二号イ若しくはロのいずれに該当するかを別及びその事由

3 被疑者の住居、罪名、法第二百七条の二第一項の規定による請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨又は同項の規定による請求に係る者がそれぞれ法第二百一条の二第一項第一号イ、ロ若しくはハ(1)若しくは(2)若しくは第二号イ若しくはロのいずれに該当するかを別の記載については、これらの事項が第四百十二条の二第一項の書面の記載と同一であるときは、前項の規定にかかわらず、その旨を第一項の書面に記載すれば足りる。

4 第二項の場合には、第四百十二条第二項及び第三項の規定を準用する。

(令五最裁規一〇・追加)

(資料の提供・法第二百四条等)

第四百八条 被疑者の勾留を請求するには、次に掲げる資料を提供しなければならない。

- 一 その逮捕が逮捕状によるときは、逮捕状請求書並びに逮捕の年月日時及び場所、引致の年月日時、送致する手続をした年月日時及び送致を受けた年月日時が記載されそれぞれその記載についての記名押印のある逮捕状
 - 二 その逮捕が現行犯逮捕であるときは、前号に規定する事項を記載した調書その他の書類
 - 三 法に定める勾留の理由が存在することを認めるべき資料
- 2 検察官又は司法警察員がやむを得ない事情によつて法に定める時間の制限に従うことができなかつたときは、これを認めるべき資料をも提供しなければならない。
 - 3 法第二百七条の二第一項の規定による請求をするには、前条第二項第四号に掲げる事項を認めるべき資料をも提供しなければならない。

(令五最裁規一〇・一部改正)

(勾留状の記載要件・法第二百七条等)

第四百九条 被疑者に対して発する勾留状には、勾留の請求の年月日をも記載しなければならない。

(勾留状に代わるものの記載要件・法第二百七条の二)

第四百九条の二 法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

- 一 被疑者の氏名及び住居
- 二 罪名
- 三 法第二百七条の二第一項の規定による請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨
- 四 当該書面が法第二百七条の二第二項の規定によるものである旨
- 五 法第二百七条の二第二項の規定による措置に係る者がそれぞれ法第二百一条の二第一項第一号イ、ロ若しくはハ(1)若しくは(2)又は第二号イ若しくはロのいずれに該当

するか
の別

六 勾留すべき刑事施設

七 勾留状の有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず勾留状に代わるものはこれを返還しなければならない旨

八 勾留の請求の年月日

九 勾留状発付の年月日

十 勾留状を発付した裁判官の氏名

十一 法第六十条第一項各号に定める事由

2 第七十条の二第二項及び第三項の規定は、法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるものについてこれを準用する。

(令五最裁規一〇・追加)

(勾留状に代わるものの交付等請求の却下等・法第二百七条の二)

第四百九条の三 第四百十条及び第四百十一条の規定は、法第二百七条の二第一項の規定による請求があつた場合について準用する。

(令五最裁規一〇・追加)

(書類の送付)

第五百十条 裁判官は、被疑者を勾留したときは、速やかにこれに関する書類を検察官に送付しなければならない。

(個人特定事項の通知の請求の方式・法第二百七条の三)

第五百十条の二 法第二百七条の三第一項の請求は、理由を記載した書面でこれをしなければならない。

(令五最裁規一〇・追加)

(勾留状に代わるものの記載要件・法第二百七条の三)

第百五十条の三 法第二百七条の三第三項の勾留状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

- 一 被疑者の氏名及び住居
- 二 罪名
- 三 勾留状に記載された個人特定事項のうち法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるものに記載がないもの（法第二百七条の三第一項の裁判により通知することとされたものを除く。）を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨
- 四 当該書面が法第二百七条の三第三項の規定によるものである旨
- 五 勾留すべき刑事施設
- 六 勾留状の有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず勾留状に代わるものはこれを返還しなければならない旨
- 七 勾留の請求の年月日
- 八 勾留状発付の年月日
- 九 勾留状を発付した裁判官の氏名
- 十 法第六十条第一項各号に定める事由

2 第七十条の二第二項及び第三項の規定は、法第二百七条の三第三項の勾留状に代わるものについてこれを準用する。

(令五最裁規一〇・追加)

(勾留状の謄本の被疑者への交付の請求等・法第二百七条等)

第百五十条の四 勾留状の執行を受けた被疑者は、その謄本の被疑者への交付を請求することができる。

2 前項の規定による請求があつた場合には、被疑者に対し、勾留状の謄本を交付するものとする。ただし、法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの

交付があつたとき（同項の規定による措置に係る個人特定事項の全部について法第二百七条の三第一項の裁判があつた場合を除く。）は、被疑者に対し、当該勾留状に代わるもの（法第二百七条の三第三項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたときは、当該勾留状に代わるもの及び法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの）の謄本を交付するものとする。

（令五最裁規一〇・追加）

（勾留状の謄本の弁護人への交付の請求等）

第百五十条の五 勾留状の執行を受けた被疑者又はその弁護人は、その謄本の弁護人への交付を請求することができる。

2 前項の規定による請求があつたときは、その旨を検察官に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知を受けた検察官は、勾留状並びに法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの及び法第二百七条の三第三項の勾留状に代わるもの（いずれもその交付があつた場合に限る。）を差し出さなければならない。ただし、法第二百七条の二第二項の規定による措置に係る個人特定事項の全部について法第二百七条の三第一項の裁判があつたとき（以下この条において「全部通知の裁判があつたとき」という。）は、勾留状を差し出せば足りる。

4 前項の検察官は、第二項の規定による通知に係る事件において法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたとき（全部通知の裁判があつたときを除く。）は、前項の規定による勾留状等の差出しと同時に、次の各号に定める措置のうち、とるべきものを通知するものとする。ただし、第二号に定める措置をとるべき旨の通知は、第一号に定める措置によつては、法第二百一条の二第一項第一号ハ(1)若しくは第二号イに規定する名誉若しくは社会生活の平穩が著しく害されるこ

と又は同項第一号ハ(2)若しくは第二号ロに規定する行為を防止できないおそれがあると認めるときに限り、することができる。

一 弁護人に対し、勾留状に記載された個人特定事項のうち法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの（法第二百七条の三第三項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたときは、当該勾留状に代わるもの）に記載がないものを被疑者に知らせてはならない旨の条件を付して勾留状の謄本を交付すること。

二 弁護人に対し、法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの（法第二百七条の三第三項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたときは、当該勾留状に代わるもの及び法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの）の謄本を交付すること。

5 第一項の規定による請求があつた場合には、次項の規定による措置をとるときを除き、弁護人に対し、勾留状の謄本を交付するものとする。この場合において、第一項の規定による請求に係る事件において法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたとき（全部通知の裁判があつたときを除く。）は、勾留状に記載された個人特定事項のうち法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの（法第二百七条の三第三項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたときは、当該勾留状に代わるもの）に記載がないものを被疑者に知らせてはならない旨の条件を付するものとする。

6 第一項の規定による請求があつた場合であつて、検察官から第四項第二号に定める措置をとるべき旨の通知があつたときは、弁護人に対し、法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの（法第二百七条の三第三項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたときは、当該勾留状に代わるもの及び法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの）の謄本を交付するものとする。ただし、第四項第一号に定める措置によつては、法第二百一条の二第一項第一号ハ(1)又は第二号イに規定する名誉又は社会生活の平穩が著しく害されること及び同項第一号ハ(2)又は第二号ロに規定する行為を防止できないおそれがないことが明らかなきときは、この限りでない。

(令五最裁規一〇・追加)

(勾留状の謄本の弁護人への交付の請求の方式)

第百五十条の六 前条第一項の規定による請求は、書面でこれをしなければならない。

2 前項の書面においては、前条第一項の規定による請求であることを明らかにしなければならない。

3 第一項の書面において前条第一項の規定による請求であることが明らかでない場合には、請求者が被疑者である請求については第百五十条の四第一項の規定による請求とみなし、請求者が弁護人である請求については前条第一項の規定による請求とみなす。

(令五最裁規一〇・追加)

(勾留状の謄本を弁護人に交付する旨の裁判)

第百五十条の七 裁判官は、第百五十条の五第六項の規定による勾留状に代わるものの謄本の交付があつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、被疑者又は弁護人の請求により、弁護人に対し、勾留状に記載された個人特定事項のうち法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの（法第二百七条の三第三項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたときは、当該勾留状に代わるもの）に記載がないものを被疑者に知らせはならない旨の条件を付して勾留状の謄本を交付する旨の裁判をしなければならない。

一 第百五十条の五第五項後段の規定による措置によつて、法第二百一条の二第一項第一号ハ(1)及び第二号イに規定する名誉又は社会生活の平穩が著しく害されること並びに同項第一号ハ(2)及び第二号ロに規定する行為を防止できるとき。

二 第一百五十五条の五第六項の規定による措置により被疑者の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき。

2 裁判官は、前項の請求について裁判をするときは、検察官の意見を聴かなければならない。

(令五最裁規一〇・追加)

(処置をとるべきことの請求)

第一百五十五条の八 裁判官は、第一百五十五条の五第五項後段又は前条第一項の規定により付した条件に弁護人が違反したときは、弁護士である弁護人については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求することができる。

2 前項の規定による請求を受けた者は、そのとつた処置をその請求をした裁判官に通知しなければならない。

(令五最裁規一〇・追加)

(被疑者の勾留期間の再延長・法第二百八条の二)

第一百五十五条の九 法第二百八条の二の規定による期間の延長は、やむを得ない事由があるときに限り、することができる。

(昭二八最裁規二一・追加、令五最裁規一〇・旧第一百五十五条の二繰下)

(期間の延長の請求・法第二百八条等)

第一百五十一条 法第二百八条第二項又は第二百八条の二の規定による期間の延長の請求は、書面でこれをしなければならない。

2 前項の書面には、やむを得ない事由及び延長を求める期間を記載しなければならない。

(昭二八最裁規二一・一部改正)

(資料の提供等・法第二百八条等)

第百五十二条 前条第一項の請求をするには、勾留状を差し出し、且つやむを得ない事由があることを認めるべき資料を提供しなければならない。

(昭二八最裁規二一・一部改正)

(期間の延長の裁判・法第二百八条等)

第百五十三条 裁判官は、第百五十一条第一項の請求を理由があるものと認めるときは、勾留状に延長する期間及び理由を記載して記名押印し、かつ裁判所書記官をしてこれを検察官に交付させなければならない。

2 前項の延長の裁判は、同項の交付をすることによつてその効力を生ずる。

3 裁判所書記官は、勾留状を検察官に交付する場合には、勾留状に交付の年月日を記載して記名押印しなければならない。

4 検察官は、勾留状の交付を受けたときは、直ちに刑事施設職員をしてこれを被疑者に示させなければならない。ただし、法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの交付があつた場合（同項の規定による措置に係る個人特定事項の全部について法第二百七条の三第一項の裁判があつた場合を除く。）においては、当該勾留状に代わるもの（法第二百七条の三第三項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたときは、当該勾留状に代わるもの）を被疑者に示させ、延長する期間及び理由並びに延長の裁判をした裁判官の氏名を被疑者に読み聞かせさせれば足りる。

5 第一百五十一条第一項の請求については、第百四十条、第百四十一条及び第百五十条の規定を準用する。

(昭二四最裁規一二・昭二八最裁規二一・平一八最裁規六・令五最裁規一〇・一部改正)

(期間の延長の裁判の記載のある勾留状の謄本の被疑者への交付の請求等・法第二百八条等)

第百五十四条 前条第一項の裁判があつたときは、被疑者は、その裁判の記載のある勾留状の謄本の被疑者への交付を請求することができる。

2 前項の規定による請求があつた場合には、第百五十条の四第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「もの) の謄本」とあるのは、「もの) の謄本及び第百五十三条第一項の裁判の記載のある勾留状の抄本であつて、被疑事実の要旨の記載がないもの」と読み替えるものとする。

(令五最裁規一〇・一部改正)

(期間の延長の裁判の記載のある勾留状の謄本の弁護人への交付の請求等)

第百五十四条の二 第百五十三条第一項の裁判があつたときは、被疑者又は弁護人は、その裁判の記載のある勾留状の謄本の弁護人への交付を請求することができる。

2 前項の規定による請求があつた場合には、第百五十条の五第二項から第六項まで及び第百五十条の六から第百五十条の八までの規定を準用する。この場合において、第百五十条の五第二項中「前項」とあるのは「第百五十四条の二第一項」と、同条第四項第二号及び第六項中「謄本」とあるのは「謄本及び第百五十三条第一項の裁判の記載のある勾留状の抄本であつて、被疑事実の要旨の記載がないもの」と、同条第五項及び第六項中「第一項の規定による請求」とあるのは「第百五十四条の二第一項の規定による請求」と、第百五十条の六中「前条第一項」とあるのは「第百五十四条の

二第一項」と、同条第三項中「第百五十条の四第一項」とあるのは「第百五十四条第一項」と読み替えるものとする。

(令五最裁規一〇・追加)

(差押え等の令状請求書の記載要件・法第二百十八条)

第百五十五条 差押え、搜索、電磁的記録提供命令又は検証のための令状の請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 差し押さえるべき物、搜索すべき場所、身体若しくは物、提供させるべき電磁的記録、提供させるべき者及び提供の方法又は検証すべき場所、身体若しくは物
- 二 請求者の官公職氏名
- 三 被疑者又は被告人の氏名（被疑者又は被告人が法人であるときは、その名称）
- 四 罪名及び犯罪事実の要旨
- 五 七日を超える有効期間を必要とするときは、その旨及び事由
- 六 法第二百十八条第二項の場合には、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲
- 七 日出前、日没後に差押え、搜索又は検証をする必要があるときは、その旨及び事由
- 八 法第二百十八条第三項の許可を請求するときは、その旨、事由及び同項の規定により漏らしてはならない旨を命ずべき期間
- 九 法第二百二十二条第八項の許可を請求するときは、その旨及び立ち入るべき住居、邸宅、建造物又は船舶
- 十 前号に規定する場合において、同号に規定する住居、邸宅、建造物又は船舶において、日出前、日没後に、電磁的記録提供命令をする場合における法第二百二十二条第一項において準用する法第百十条の規定による令状の提示をする必要があるときは、その旨及び事由

2 身体検査令状の請求書には、前項に規定する事項のほか、法第二百十八条第八項に規定する事項を記載しなければならない。

3 被疑者又は被告人の氏名又は名称が明らかでないときは、その旨を記載すれば足りる。

(昭二六最裁規一五・平二四最裁規一・令七最裁規一七・一部改正)

(資料の提供・法第二百十八条等)

第二百五十六条 前条第一項の請求をするには、被疑者又は被告人が罪を犯したと思料されるべき資料を提供しなければならない。

2 郵便物、信書便物又は電信に関する書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するもの（被疑者若しくは被告人から発し、又は被疑者若しくは被告人に対して発したものを除く。）の差押えのための令状を請求するには、その物が被疑事件又は被告事件に関係があると認めるに足りる状況があることを認めるべき資料を提供しなければならない。

3 被疑者又は被告人以外の者の身体、物又は住居その他の場所についての捜索のための令状を請求するには、差し押さえるべき物の存在を認めるに足りる状況があることを認めるべき資料を提供しなければならない。

(平一五最裁規七・一部改正)

(身体検査令状の記載要件・法第二百十九条)

第二百五十七条 身体検査令状には、正当な理由がなく身体の検査を拒んだときは過料又は刑罰に処せられることがある旨をも記載しなければならない。

(逮捕状等の返還に関する記載)

第百五十七条の二 逮捕状又は法第二百十八条第一項の令状には、有効期間内であつても、その必要がなくなつたときは、直ちにこれを返還しなければならない旨をも記載しなければならない。

2 逮捕状に代わるものには、逮捕状の有効期間内であつても、逮捕の必要がなくなつたときは、直ちに逮捕状に代わるものを返還しなければならない旨をも記載しなければならない。

(昭二八最裁規二一・追加、令五最裁規一〇・一部改正)

(電磁的記録提供命令の令状の記載要件・法第二百十九条)

第百五十七条の三 法第二百十八条の規定による電磁的記録提供命令の令状には、正当な理由がなく、同条第一項の規定による電磁的記録提供命令に違反したときは、法第二百二十二条の二の規定により刑罰に処せられることがある旨をも記載しなければならない。この場合において、法第二百十八条第三項の許可をするときは、正当な理由がなく、同項の規定による命令に違反したときは、法第二百二十二条の二の規定により刑罰に処せられることがある旨をも記載しなければならない。

(令七最裁規一七・追加)

(処罰等の請求・法第二百二十二条)

第百五十八条 法第二百二十二条第七項（法第五百十三条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により身体の検査を拒んだ者を過料に処し又はこれに賠償を命ずべき旨の請求は、請求者の所属の官公署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所にこれをしなければならない。

(令五最裁規四・一部改正)

(鑑定留置請求書の記載要件・法第二百二十四条)

第百五十八条の二 鑑定のためにする被疑者の留置の請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 被疑者の氏名、年齢、職業及び住居
- 二 罪名及び被疑事実の要旨
- 三 請求者の官公職氏名
- 四 留置の場所
- 五 留置を必要とする期間
- 六 鑑定の目的
- 七 鑑定人の氏名及び職業
- 八 被疑者に弁護人があるときは、その氏名

2 前項の場合には、第百四十二条第二項及び第三項の規定を準用する。

(昭二八最裁規二一・追加)

(鑑定留置状に代わるものの交付等請求書の記載要件・法第二百二十四条、第二百七条の二)

第百五十八条の三 法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第一項の規定による請求は、書面でこれをしなければならない。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 被疑者の氏名及び住居
- 二 罪名
- 三 法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第一項の規定による請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨
- 四 法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第一項の

規定による請求に係る者がそれぞれ法第二百一条の二第一項第一号イ、ロ若しくはハ(1)若しくは(2)又は第二号イ若しくはロのいずれに該当するかの別及びその事由

3 前項の場合には、第四百二十二条第二項及び第三項の規定を準用する。

(令和五最裁規一〇・追加)

(鑑定留置状に代わるものの記載要件・法第二百二十四条、第二百七条の二)

第百五十八条の四 法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項本文の鑑定留置状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

一 被疑者の氏名及び住居

二 罪名

三 法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第一項の規定による請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨

四 当該書面が法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項の規定によるものである旨

五 法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項の規定による措置に係る者がそれぞれ法第二百一条の二第一項第一号イ、ロ若しくはハ(1)若しくは(2)又は第二号イ若しくはロのいずれに該当するかの別

六 留置すべき場所

七 留置の期間

八 鑑定の目的

九 鑑定留置状の有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず鑑定留置状に代わるものはこれを返還しなければならない旨

十 鑑定留置状発付の年月日

十一 鑑定留置状を発付した裁判官の氏名

2 第七十条の二第二項及び第三項の規定は、法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項本文の鑑定留置状に代わるものについてこれを準用する。

(令五最裁規一〇・追加)

(鑑定留置状に代わるものの交付等請求の却下等・法第二百二十四条、第二百七条の二)

第百五十八条の五 第四百十条及び第四百十一条の規定は、法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第一項の規定による請求があつた場合について準用する。

(令五最裁規一〇・追加)

(個人特定事項の通知の請求の方式・法第二百二十四条、第二百七条の三)

第百五十八条の六 第五十条の二の規定は、法第二百二十四条第三項において準用する法第二百七条の三第一項の請求について準用する。

(令五最裁規一〇・追加)

(鑑定留置状に代わるものの記載要件・法第二百二十四条、第二百七条の三)

第百五十八条の七 法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の三第三項の鑑定留置状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

一 被疑者の氏名及び住居

二 罪名

三 鑑定留置状に記載された個人特定事項のうち法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項本文の鑑定留置状に代わるものに記載がないもの（法第二百二十四条第三項において準用する法第二百七条の三第一項の裁判に

より通知することとされたものを除く。)を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨

四 当該書面が法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の三第三項の規定によるものである旨

五 留置すべき場所

六 留置の期間

七 鑑定の目的

八 鑑定留置状の有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず鑑定留置状に代わるものはこれを返還しなければならない旨

九 鑑定留置状発付の年月日

十 鑑定留置状を発付した裁判官の氏名

2 第七十条の二第二項及び第三項の規定は、法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の三第三項の鑑定留置状に代わるものについてこれを準用する。

(令五最裁規一〇・追加)

(準用規定)

第百五十八条の八 第百五十条の四から第百五十条の八までの規定は、法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項の規定による鑑定留置状に代わるものの交付があつた場合について準用する。この場合において、第百五十条の四（見出しを含む。）、第百五十条の五の見出し、同条第一項及び第三項から第六項まで、第百五十条の六の見出し並びに第百五十条の七の見出し及び同条第一項中「勾留状」とあるのは「鑑定留置状」と、第百五十条の四第二項及び第百五十条の五第三項から第五項までの規定中「第二百七条の二第二項の」とあるのは「第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項の」と、第百五十条の四第二項及び第百五十条の五第三項中「第二百七条の三第一項」とあるのは「第二百二十四条第三項において準用する法第二百七条の三第一項」と、第百五十条の四

第二項、第百五十条の五第三項、第四項第一号及び第二号、第五項並びに第六項並びに第百五十条の七第一項中「第二百七条の三第三項」とあるのは「第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の三第三項」と、「第二百七条の二第二項本文」とあるのは「第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項本文」と読み替えるものとする。

(令五最裁規一〇・追加)

(鑑定処分許可請求書の記載要件・法第二百二十五条)

第百五十九条 法第二百二十五条第一項の許可の請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 請求者の官公職氏名
 - 二 被疑者又は被告人の氏名（被疑者又は被告人が法人であるときは、その名称）
 - 三 罪名及び犯罪事実の要旨
 - 四 鑑定人の氏名及び職業
 - 五 鑑定人が立ち入るべき住居、邸宅、建造物若しくは船舶、検査すべき身体、解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物
 - 六 許可状が七日を超える有効期間を必要とするときは、その旨及び事由
- 2 前項の場合には、第百五十五条第三項の規定を準用する。

(証人尋問請求書の記載要件・法第二百二十六条等)

第百六十条 法第二百二十六条又は第二百二十七条の証人尋問の請求は、次に掲げる事項を記載した書面でこれをしなければならない。

- 一 証人の氏名、年齢、職業及び住居
- 二 被疑者又は被告人の氏名（被疑者又は被告人が法人であるときは、その名称）
- 三 罪名及び犯罪事実の要旨

四 証明すべき事実

五 尋問事項又は証人が証言すべき事項

六 法第二百二十六条又は第二百二十七条に規定する事由

七 被疑者に弁護人があるときは、その氏名

2 前項の場合には、第百五十五条第三項の規定を準用する。

(昭二六最裁規一五・一部改正)

(資料の提供・法第二百二十六条)

第百六十一条 法第二百二十六条の証人尋問を請求するには、同条に規定する事由があることを認めるべき資料を提供しなければならない。

(証人尋問の立会・法第二百二十八条)

第百六十二条 法第二百二十六条又は第二百二十七条の証人尋問の請求を受けた裁判官は、捜査に支障を生ずる虞がないと認めるときは、被告人、被疑者又は弁護人をその尋問に立ち合わせることができる。

(書類の送付・法第二百二十六条等)

第百六十三条 裁判官は、法第二百二十六条又は第二百二十七条の請求により証人を尋問したときは、速やかにこれに関する書類を検察官に送付しなければならない。

第二章 公訴

(起訴状の記載要件・法第二百五十六条)

第百六十四条 起訴状には、法第二百五十六条に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 被告人の年齢、職業、住居及び本籍。ただし、被告人が法人であるときは、事務所並びに代表者又は管理人の氏名及び住居

二 被告人が逮捕又は勾留されているときは、その旨

三 法第二百七十一条の二第二項の規定により起訴状抄本等を提出するときは、同条第一項の規定による求めに係る者がそれぞれ同項第一号イ、ロ若しくはハ(1)若しくは(2)又は第二号イ若しくはロのいずれに該当するかの別

2 前項第一号に掲げる事項が明らかでないときは、その旨を記載すれば足りる。

(令五最裁規一〇・一部改正)

(弁護人選任書の差出し等・法第二百五十六条等)

第百六十五条 検察官は、公訴の提起と同時に、検察官又は司法警察員に差し出された弁護人選任書を裁判所に差し出さなければならない。同時に差し出すことができないときは、起訴状にその旨を記載し、かつ公訴の提起後、速やかにこれを差し出さなければならない。

2 検察官は、公訴の提起前に法の規定に基づいて裁判官が付した弁護人があるときは、公訴の提起と同時にその旨を裁判所に通知しなければならない。

3 法第二百五十六条の二の規定は、略式命令の請求をする場合には、適用しない。

(昭二八最裁規二一・平一八最裁規一一・令五最裁規一〇・一部改正)

(起訴状抄本等の記載事項等・法第二百七十一条の二等)

第百六十五条の二 法第二百七十一条の二第二項の起訴状抄本等には、同項の規定によるものである旨を記載しなければならない。

2 法第二百七十一条の二第二項の規定により起訴状抄本等を提出する場合には、検察官は、当該起訴状抄本等のほか、起訴状抄本等一通を裁判所に差し出さなければならない。

3 法第二百七十一条の三第一項若しくは第二百七十一条の四第二項の起訴状の謄本又は法第二百七十一条の三第三項若しくは第二百七十一条の四第四項の起訴状抄本等には、それぞれその根拠となる規定によるものである旨を記載しなければならない。

4 法第二百七十一条の三第三項又は第二百七十一条の四第四項の規定により起訴状抄本等を提出する場合には、検察官は、当該起訴状抄本等のほか、起訴状抄本等一通を裁判所に差し出さなければならない。

(令五最裁規一〇・追加)

(証明資料の差出・法第二百五十条)

第百六十五条の三 公訴を提起するについて、法第二百五十条第四項の規定により加算される、犯罪行為が終わった時から被害者が十八歳に達する日までの期間に相当する期間を証明する必要があるときは、検察官は、公訴の提起後、速やかにこれを証明すべき資料を裁判所に差し出さなければならない。この場合には、次条ただし書の規定を準用する。

(令五最裁規三・追加、令五最裁規一〇・旧第百六十五条の二繰下)

(証明資料の差出・法第二百五十五条)

第百六十六条 公訴を提起するについて、犯人が国外にいたこと又は犯人が逃げ隠れていたため有効に起訴状の謄本、起訴状抄本等、略式命令の謄本若しくは第二百九十条第二項の略式命令の謄本に代わるものの謄本の送達ができなかったことを証明する必要があるときは、検察官は、公訴の提起後、速やかにこれを証明すべき資料を裁判

所に差し出さなければならない。ただし、裁判官に事件につき予断を生ぜしめるおそれのある書類その他の物を差し出してはならない。

(昭二八最裁規二一・令五最裁規一〇・一部改正)

(逮捕状等の差出・法第二百八十条)

第百六十七条 検察官は、逮捕又は勾留されている被告人について公訴を提起したときは、速やかにその裁判所の裁判官に逮捕状、逮捕状に代わるもの、勾留状、法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの及び法第二百七条の三第三項の勾留状に代わるもの（以下この条において「逮捕状等」という。）（いずれもその発付又は交付があつた場合に限る。）を差し出さなければならない。逮捕又は勾留された後釈放された被告人について公訴を提起したときも、同様である。

2 裁判官は、第百八十七条の規定により他の裁判所の裁判官が勾留に関する処分をすべき場合には、直ちに前項の逮捕状等をその裁判官に送付しなければならない。

3 裁判官は、第一回の公判期日が開かれたときは、速やかに第一項の逮捕状等及び勾留に関する処分の書類を裁判所に送付しなければならない。

(昭二八最裁規二一・令五最裁規一〇・一部改正)

(公訴取消の方式・法第二百五十七条)

第百六十八条 公訴の取消は、理由を記載した書面でこれをしなければならない。

(審判請求書の記載要件・法第二百六十二条)

第百六十九条 法第二百六十二条の請求書には、裁判所の審判に付せられるべき事件の犯罪事実及び証拠を記載しなければならない。

(請求の取下の方式・法第二百六十三条)

第一百七十条 法第二百六十二条の請求の取下は、書面でこれをしなければならない。

(書類等の送付)

第一百七十一条 検察官は、法第二百六十二条の請求を理由がないものと認めるときは、請求書を受け取った日から七日以内に意見書を添えて書類及び証拠物とともにこれを同条に規定する裁判所に送付しなければならない。意見書には、公訴を提起しない理由を記載しなければならない。

(請求等の通知)

第一百七十二条 前条の送付があつたときは、裁判所書記官は、速やかに法第二百六十二条の請求があつた旨を被疑者に通知しなければならない。

2 法第二百六十二条の請求の取下があつたときは、裁判所書記官は、速やかにこれを検察官及び被疑者に通知しなければならない。

(昭二四最裁規一二・一部改正)

(被疑者の取調・法第二百六十五条)

第一百七十三条 法第二百六十二条の請求を受けた裁判所は、被疑者の取調をするときは、裁判所書記官を立ち合わせなければならない。

2 前項の場合には、調書を作り、裁判所書記官が署名押印し、裁判長が認印しなければならない。

3 前項の調書については、第三十八条第二項第三号前段、第三項、第四項及び第六項の規定を準用する。

(昭二四最裁規一二・昭二六最裁規一五・一部改正)

(審判に付する決定・法第二百六十六条)

第七百七十四条 法第二百六十六条第二号の決定をするには、裁判書に起訴状に記載すべき事項を記載しなければならない。

2 前項の決定の謄本は、検察官及び被疑者にもこれを送達しなければならない。

(審判に付する決定後の処分・法第二百六十七条)

第七百七十五条 裁判所は、法第二百六十六条第二号の決定をした場合には、速やかに次に掲げる処分をしなければならない。

一 事件をその裁判所の審判に付したときは、裁判書を除いて、書類及び証拠物を事件について公訴の維持にあたる弁護士に送付する。

二 事件を他の裁判所の審判に付したときは、裁判書をその裁判所に、書類及び証拠物を事件について公訴の維持にあたる弁護士に送付する。

第三章 公判

第一節 公判準備及び公判手続

(起訴状の謄本の送達等・法第二百七十一条等)

第七百七十六条 裁判所は、法第二百五十六条の二の規定による起訴状の謄本の提出があつたときは、直ちにこれを被告人に送達しなければならない。

2 裁判所は、起訴状の謄本又は起訴状抄本等の被告人に対する送達ができなかつたときは、直ちにその旨を検察官に通知しなければならない。

(昭二八最裁規二一・令五最裁規一〇・一部改正)

(呼称の定め等・法第二百七十一条の二等)

第七百七十六条の二 裁判所は、法第二百七十一条の二第二項の規定による起訴状抄本等の提出があつた事件又は法第三百十二条の二第二項の規定による訴因変更等請求書

面抄本等の提出があつた事件について、必要があると認めるときは、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものに係る名称に代わる呼称を定めることができる。

2 前項の規定により呼称を定めた場合には、検察官、被告人及び弁護人に対し、その呼称を通知しなければならない。

3 第一項の規定により定められた呼称がある場合において、その呼称を当該事件の訴訟に関する書類（判決書及び判決を記載した調書を除く。次項において同じ。）に記載したときは、第一項に規定する個人特定事項に係る名称を記載したものとみなす。

4 前項に規定する場合において、第一項に規定する個人特定事項に係る名称が氏名であり、その氏名に係る者が当該事件の訴訟に関する書類に署名すべきときは、署名に代えて同項の規定により定められた呼称を自書することができる。この場合における第三十八条第六項、第五十二条の五第二項第四号及び第三項、第五十二条の十五第二項第四号及び第三項、第六十条並びに第一百十八条第一項の規定の適用については、第三十八条第六項、第五十二条の五第三項及び第五十二条の十五第三項中「署名押印させなければならない」とあるのは「署名押印させ、又は第七百七十六条の二第一項の規定により定められた呼称を自書させなければならない」と、第五十二条の五第二項第四号及び第五十二条の十五第二項第四号中「署名押印させる」とあるのは「署名押印させ、又は第七百七十六条の二第一項の規定により定められた呼称を自書させる」と、第六十条中「を記載して署名押印しなければならない」とあるのは「を記載して、署名押印し、又は第七百七十六条の二第一項の規定により定められた呼称を自書しなければならない」と、第一百十八条第一項中「署名する」とあるのは「署名し、又は第七百七十六条の二第一項の規定により定められた呼称を自書する」とする。

（令五最裁規一〇・追加、令七最裁規一七・一部改正）

(個人特定事項の通知の請求の方式・法第二百七十一条の五等)

第百七十六条の三 法第二百七十一条の五第一項又は第二項（これらの規定を法第三百十二条の二第四項において準用する場合を含む。）の請求は、書面を差し出してこれを行わなければならない。

2 被告人又は弁護人は、前項の請求をしたときは、速やかに、同項の書面の謄本を検察官に送付しなければならない。

3 裁判所は、第一項の規定にかかわらず、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においては、同項の請求を口頭であることを許すことができる。

(令五最裁規一〇・追加)

(通知の請求に対する判断の時期・法第二百七十一条の五等)

第百七十六条の四 前条第一項の請求については、遅滞なく決定をしなければならない。ただし、当該請求が訴訟を遅延させる目的のみでされたことが明らかである場合は、この限りでない。

(令五最裁規一〇・追加)

(呼称の通知・法第二百七十一条の六等)

第百七十六条の五 裁判所は、法第二百七十一条の六第二項の規定により、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが記載され若しくは記録されている部分の閲覧若しくは謄写を禁じた場合又は法第三百十二条の二第四項において準用する法第二百七十一条の六第二項の規定により、訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものが記載され若しくは記録されている部分の閲覧若しくは謄写を禁じた場合において、弁護人の請求がある場合であつて、これらの個人特定事項に係る名称が氏名であるときは、弁護人に対し、これに代わる呼称を知らせなければならない。

2 裁判所は、法第二百七十一条の六第四項の規定により、裁判書若しくは裁判を記載した調書の抄本であつて起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものの記載がないものを交付した場合又は法第三百十二条の二第四項において準用する法第二百七十一条の六第四項の規定により、裁判書若しくは裁判を記載した調書の抄本であつて訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものの記載がないものを交付した場合において、弁護人の請求がある場合であつて、これらの個人特定事項に係る名称が氏名であるときは、弁護人に対し、これに代わる呼称を知らせなければならない。

3 裁判所は、法第二百七十一条の六第五項の規定により、裁判書若しくは裁判を記載した調書の抄本であつて起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものの記載がないものを交付した場合又は法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する法第二百七十一条の六第五項の規定により、裁判書若しくは裁判を記載した調書の抄本であつて訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものの記載がないものを交付した場合において、法第四十六条の規定による請求をした被告人その他訴訟関係人（検察官及び弁護人を除く。）の請求がある場合であつて、これらの個人特定事項に係る名称が氏名であるときは、その被告人その他訴訟関係人に対し、これに代わる呼称を知らせなければならない。

4 裁判所は、法第二百七十一条の六第六項の規定により、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが記載され若しくは記録されている部分の閲覧を禁じ、若しくは当該部分の朗読の求めを拒んだ場合又は法第三百十二条の二第四項において準用する法第二百七十一条の六第六項の規定により、訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものが記載され若しくは記録されている部分の閲覧を禁じ、若しくは当該部分の朗読の求めを拒んだ場合において、被告人の請求がある場合であつて、これらの個人特定事項に係る名称が氏名であるときは、被告人に対し、これに代わる呼称を知らせなければならない。

5 前各項の規定により氏名に代わる呼称を知らせる場合において、当該氏名について第七十六條の二第一項の規定により定めた呼称があるときは、当該呼称を知らせるものとする。

(令五最裁規一〇・追加)

(公判期日外の尋問調書の閲覧等の制限)

第七十六條の六 裁判所は、法第二百七十一條の二第四項の規定による措置又は法第三百十二條の二第三項の規定による措置をとつた場合において、当該措置に係る個人特定事項（法第二百七十一條の五第一項（法第三百十二條の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の決定により通知することとされたものを除く。以下この条において同じ。）が法第二百七十一條の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当し、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被告人が第二百二十六條（第三百五條及び第三百六條において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）第一項の尋問調書を第二百二十六條第二項の規定により閲覧し、又は同條第三項の規定により朗読を求めるについて、このうち当該措置に係る個人特定事項が記載され若しくは記録されている部分の閲覧を禁じ、又は当該部分の朗読の求めを拒むことができる。ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

2 裁判所は、前項の規定により、法第二百七十一條の二第四項の規定による措置若しくは法第三百十二條の二第三項の規定による措置に係る個人特定事項が記載され若しくは記録されている部分の閲覧を禁じ、又は当該部分の朗読の求めを拒んだ場合において、被告人又は弁護人の請求がある場合であつて、当該個人特定事項に係る名称が氏名であるときは、被告人に対し、これに代わる呼称を知らせなければならない。

3 前項の規定により氏名に代わる呼称を知らせる場合において、当該氏名について第七十六條の二第一項の規定により定めた呼称があるときは、当該呼称を知らせるものとする。

(令五最裁規一〇・追加)

(弁護人選任に関する通知・法第二百七十二條等)

第七十七條 裁判所は、公訴の提起があつたときは、遅滞なく、被告人に対し、弁護人を選任することができる旨及び貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨のほか、死刑又は無期若しくは長期三年を超える拘禁刑に当たる事件については、弁護人がなければ開廷することができない旨をも知らせなければならない。ただし、被告人に弁護人があるときは、この限りでない。

(弁護人のない事件の処置・法第二百八十九條等)

第七十八條 裁判所は、公訴の提起があつた場合において被告人に弁護人がないときは、遅滞なく、被告人に対し、死刑又は無期若しくは長期三年を超える拘禁刑に当たる事件については、弁護人を選任するかどうかを、その他の事件については、法第三十六條の規定による弁護人の選任を請求するかどうかを確かめなければならない。

2 裁判所は、前項の処置をするについては、被告人に対し、一定の期間を定めて回答を求めることができる。

3 第一項前段の事件について、前項の期間内に回答がなく又は弁護人の選任がないときは、裁判長は、直ちに被告人のため弁護人を選任しなければならない。

(昭二五最裁規二八・一部改正)

(第一回公判期日前における訴訟関係人の準備)

第百七十八条の二 訴訟関係人は、第一回の公判期日前に、できる限り証拠の収集及び整理をし、審理が迅速に行われるように準備しなければならない。

(昭二五最裁規二八・追加)

(検察官、弁護人の氏名の告知等)

第百七十八条の三 裁判所は、検察官及び弁護人の訴訟の準備に関する相互の連絡が、公訴の提起後すみやかに行なわれるようにするため、必要があると認めるときは、裁判所書記官に命じて、検察官及び弁護人の氏名を相手方に知らせる等適切な措置をとらせなければならない。

(昭三六最裁規六・全改)

(第一回公判期日の指定)

第百七十八条の四 第一回の公判期日を定めるについては、その期日前に訴訟関係人がなすべき訴訟の準備を考慮しなければならない。

(昭三六最裁規六・追加)

(審理に充てることのできる見込み時間の告知)

第百七十八条の五 裁判所は、公判期日の審理が充実して行なわれるようにするため相当と認めるときは、あらかじめ、検察官又は弁護人に対し、その期日の審理に充てることのできる見込みの時間を知らせなければならない。

(昭三六最裁規六・追加)

(第一回公判期日前における検察官、弁護人の準備の内容)

第百七十八条の六 検察官は、第一回の公判期日前に、次のことを行なわなければならない。

一 法第二百九十九条第一項本文の規定により、被告人又は弁護人に対し、閲覧する機会を与えるべき証拠書類又は証拠物があるときは、公訴の提起後なるべくすみやかに、その機会を与えること。

二 第二項第三号の規定により弁護人が閲覧する機会を与えた証拠書類又は証拠物について、なるべくすみやかに、法第三百二十六条の同意をするかどうか又はその取調の請求に関し異議がないかどうかの見込みを弁護人に通知すること。

2 弁護人は、第一回の公判期日前に、次のことを行なわなければならない。

一 被告人その他の関係者に面接する等適当な方法によつて、事実関係を確かめておくこと。

二 前項第一号の規定により検察官が閲覧する機会を与えた証拠書類又は証拠物について、なるべくすみやかに、法第三百二十六条の同意をするかどうか又はその取調の請求に関し異議がないかどうかの見込みを検察官に通知すること。

三 法第二百九十九条第一項本文の規定により、検察官に対し、閲覧する機会を与えるべき証拠書類又は証拠物があるときは、なるべくすみやかに、これを提示してその機会を与えること。

3 検察官及び弁護人は、第一回の公判期日前に、前二項に掲げることを行なうほか、相手方と連絡して、次のことを行なわなければならない。

一 起訴状に記載された訴因若しくは罰条を明確にし、又は事件の争点を明らかにするため、相互の間でできる限り打ち合わせておくこと。

二 証拠調その他の審理に要する見込みの時間等裁判所が開廷回数の見通しをたてるについて必要な事項を裁判所に申し出ること。

(昭三六最裁規六・追加)

(証人等の氏名及び住居を知る機会を与える場合等)

第百七十八条の七 第一回の公判期日前に、法第二百九十九条第一項本文の規定により、訴訟関係人が、相手方に対し、証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の氏名及び住居を知る機会を与える場合には、なるべく早い時期に、その機会を与えるようにしなければならない。法第二百九十九条の四第三項から第五項までの規定により、被告人又は弁護人に対し、証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の氏名又は住居を知る機会を与えないで、氏名に代わる呼称又は住居に代わる連絡先を知る機会を与える場合も同様とする。

2 検察官は、法第二百九十九条の四第三項から第五項まで又は第八項から第十項までの規定により、被告人又は弁護人に対し、氏名に代わる呼称を知る機会を与える場合において、当該氏名について第百七十六条の二第一項又は第百七十八条の十第一項の規定により定められた呼称があるときは、氏名に代わる呼称として当該呼称を知る機会を与えるものとする。

(昭三六最裁規六・追加、平二八最裁規六・令五最裁規一〇・一部改正)

(証人等の氏名及び住居の開示に係る措置の通知・法第二百九十九条の四)

第百七十八条の八 法第二百九十九条の四第十一項の規定による通知は、書面で行ななければならない。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 検察官がとつた法第二百九十九条の四第一項から第十項までの規定による措置に係る者の氏名又は住居

二 検察官がとつた措置が法第二百九十九条の四第一項、第二項、第六項又は第七項の規定によるものであるときは、弁護人に対し付した条件又は指定した時期若しくは方法

三 検察官がとつた措置が法第二百九十九条の四第三項から第五項まで又は第八項から第十項までの規定によるものであるときは、被告人又は弁護人に対し知る機会を与えた氏名に代わる呼称又は住居に代わる連絡先

四 検察官が証拠書類又は証拠物について法第二百九十九条の四第六項から第十項までの規定による措置をとつたときは、当該証拠書類又は証拠物を識別するに足りる事項

(平二八最裁規六・追加、令五最裁規一〇・一部改正)

(証人等の氏名及び住居の開示に関する裁定の請求の方式・法第二百九十九条の五)

第七十八條の九 法第二百九十九条の五第一項又は第二項の規定による裁定の請求は、書面を差し出してこれをしなければならない。

2 被告人又は弁護人は、前項の請求をしたときは、速やかに、同項の書面の謄本を検察官に送付しなければならない。

3 裁判所は、第一項の規定にかかわらず、公判期日においては、同項の請求を口頭ですることを許すことができる。

(平二八最裁規六・追加、令五最裁規一〇・一部改正)

(呼称の定め等・法第二百九十九条の四等)

第七十八條の十 裁判所は、検察官が法第二百九十九条の四第一項、第三項、第六項若しくは第八項の規定による措置をとつたことについて同条第十一項の規定による通知があつた場合又は裁判所が法第二百九十九条の五第三項の規定による措置をとつた場合において、必要があると認めるときは、検察官がとつた法第二百九十九条の四第一項、第三項、第六項若しくは第八項の規定による措置に係る者又は裁判所がとつた法第二百九十九条の五第三項の規定による措置に係る者の氏名又は住居に代わる呼称を定めることができる。

2 前項の規定により呼称を定めた場合には、検察官、被告人及び弁護人に対し、その呼称を通知しなければならない。

3 第一項の規定により定められた呼称がある場合において、その呼称を当該事件の訴訟に関する書類（判決書及び判決を記載した調書を除く。次項において同じ。）に記載したときは、第一項の氏名又は住居を記載したものとみなす。

4 前項に規定する場合において、第一項の規定による氏名に代わる呼称の定めがあり、その氏名に係る者が当該事件の訴訟に関する書類に署名すべきときは、署名に代えて同項の規定により定められた呼称を自書することができる。この場合における第三十八条第六項、第五十二条の五第二項第四号及び第三項、第五十二条の十五第二項第四号及び第三項、第六十条並びに第一百八条第一項の規定の適用については、第三十八条第六項、第五十二条の五第三項及び第五十二条の十五第三項中「署名押印させなければならない」とあるのは「署名押印させ、又は第一百七十八条の十第一項の規定により定められた呼称を自書させなければならない」と、第五十二条の五第二項第四号及び第五十二条の十五第二項第四号中「署名押印させる」とあるのは「署名押印させ、又は第一百七十八条の十第一項の規定により定められた呼称を自書させる」と、第六十条中「を記載して署名押印しなければならない」とあるのは「を記載して、署名押印し、又は第一百七十八条の十第一項の規定により定められた呼称を自書しなければならない」と、第一百八条第一項中「署名する」とあるのは「署名し、又は第一百七十八条の十第一項の規定により定められた呼称を自書する」とする。

（令五最裁規一〇・追加、令七最裁規一七・一部改正）

（証人等の呼称又は連絡先の通知・法第二百九十九条の六）

第一百七十八条の十一 裁判所は、法第二百九十九条の六第二項の規定により、検察官がとつた法第二百九十九条の四第三項又は第八項の規定による措置に係る者の氏名又は住居が記載され又は記録されている部分の閲覧又は謄写を禁じた場合において、弁護人の請求があるときは、弁護人に対し、氏名にあつてはこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知らせなければならない。

2 裁判所は、法第二百九十九条の六第四項の規定により、裁判書又は裁判を記載した調書の抄本であつて検察官がとつた法第二百九十九条の四第三項又は第八項の規定による措置に係る者の氏名又は住居の記載がないものを交付した場合において、弁護人の請求があるときは、弁護人に対し、氏名にあつてはこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知らせなければならない。

3 裁判所は、法第二百九十九条の六第五項の規定により、裁判書又は裁判を記載した調書の抄本であつて検察官がとつた法第二百九十九条の四第一項、第三項、第六項若しくは第八項の規定による措置に係る者又は裁判所がとつた法第二百九十九条の五第三項の規定による措置に係る者の氏名又は住居の記載がないものを交付した場合において、法第四十六条の規定による請求をした被告人その他訴訟関係人（検察官及び弁護人を除く。）の請求があるときは、その被告人その他訴訟関係人に対し、氏名にあつてはこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知らせなければならない。

4 裁判所は、法第二百九十九条の六第六項の規定により、検察官がとつた法第二百九十九条の四第一項、第三項、第六項若しくは第八項の規定による措置に係る者若しくは裁判所がとつた法第二百九十九条の五第三項の規定による措置に係る者の氏名若しくは住居が記載され若しくは記録されている部分の閲覧を禁じ、又は当該部分の朗読の求めを拒んだ場合において、被告人の請求があるときは、被告人に対し、氏名にあつてはこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知らせなければならない。

5 前各項の規定により氏名に代わる呼称を知らせる場合において、当該氏名について前条第一項の規定により定めた呼称があるときは、当該呼称を知らせるものとする。

（平二八最裁規六・追加、令五最裁規一〇・旧第七十八条の十線下、一部改正）

（公判期日外の尋問調書の閲覧等の制限）

第百七十八条の十二 裁判所は、検察官がとつた法第二百九十九条の四第一項、第三項、第六項若しくは第八項の規定による措置に係る者若しくは裁判所がとつた法第二百九十九条の五第三項の規定による措置に係る者若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認める場合において、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被告人が第二百二十六条（第三百三十五条及び第三百三十六条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）第一項の尋問調書を第二百二十六条第二項の規定により閲覧し、又は同条第三項の規定により朗読を求めるについて、このうち当該措置に係る者の氏名若しくは住居が記載され若しくは記録されている部分の閲覧を禁じ、又は当該部分の朗読の求めを拒むことができる。ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

2 裁判所は、前項の規定により、検察官がとつた法第二百九十九条の四第一項、第三項、第六項若しくは第八項の規定による措置に係る者若しくは裁判所がとつた法第二百九十九条の五第三項の規定による措置に係る者の氏名若しくは住居が記載され若しくは記録されている部分の閲覧を禁じ、又は当該部分の朗読の求めを拒んだ場合において、被告人又は弁護人の請求があるときは、被告人に対し、氏名にあつてはこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知らせなければならない。

3 前項の規定により氏名に代わる呼称を知らせる場合において、当該氏名について第百七十八条の十第一項の規定により定めた呼称があるときは、当該呼称を知らせるものとする。

（平二八最裁規六・追加、令五最裁規一〇・旧第百七十八条の十一繰下、一部改正）

（証拠決定された証人等の氏名等の通知）

第百七十八条の十三 裁判所は、法第二百九十九条の四第一項若しくは第二項又は第二百九十九条の五第三項若しくは第四項の規定により氏名についての措置がとられた者について、証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人として尋問する旨の決定を公判期日前にした場合には、第百九十一条第二項の規定にかかわらず、その氏名を検察官及び弁護人に通知する。

2 裁判所は、法第二百九十九条の四第三項から第五項までの規定により氏名についての措置がとられた者について、証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人として尋問する旨の決定を公判期日前にした場合には、第百九十一条第二項の規定にかかわらず、その氏名に代わる呼称を訴訟関係人に通知する。

(平二八最裁規六・追加、令五最裁規一〇・旧第百七十八条の十二繰下、一部改正)

(第一回公判期日における在廷証人)

第百七十八条の十四 検察官及び弁護人は、証人として尋問を請求しようとする者で第一回の公判期日において取り調べられる見込みのあるものについて、これを在廷させるように努めなければならない。

(昭三六最裁規六・追加、平二八最裁規六・旧第百七十八条の八繰下、令五最裁規一〇・旧第百七十八条の十三繰下)

(検察官、弁護人の準備の進行に関する問合せ等)

第百七十八条の十五 裁判所は、裁判所書記官に命じて、検察官又は弁護人に訴訟の準備の進行に関し問い合わせ又はその準備を促す処置をとらせることができる。

(昭三六最裁規六・追加、平二八最裁規六・旧第百七十八条の九繰下、令五最裁規一〇・旧第百七十八条の十四繰下)

(検察官、弁護人との事前の打合せ)

第百七十八条の十六 裁判所は、相当と認めるときは、第一回の公判期日前に、検察官及び弁護人を出席させた上、公判期日の指定その他訴訟の進行に関し必要な事項について打合せを行うことができる。ただし、事件につき予断を生じさせるおそれのある事項にわたることはできない。

2 前項の処置は、合議体の構成員にこれをさせることができる。

(昭三六最裁規六・追加、平二八最裁規六・旧第百七十八条の十線下、令五最裁規一〇・旧第百七十八条の十五線下、一部改正)

(還付等に関する規定の活用)

第百七十八条の十七 検察官は、公訴の提起後は、その事件に関し押収している物又は電磁的記録提供命令（法第百二条の二第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により移転させた電磁的記録について、被告人及び弁護人が訴訟の準備をするに当たりなるべくその物又は電磁的記録を利用することができるようにするため、法第二百二十二条第一項の規定において準用する法第百二十三条第一項から第三項まで及び第百二十三条の二第一項の規定の活用を考慮しなければならない。

(昭三六最裁規六・追加、平二四最裁規一・一部改正、平二八最裁規六・旧第百七十八条の十一線下、令五最裁規一〇・旧第百七十八条の十六線下、令七最裁規一七・一部改正)

(第一回の公判期日・法第二百七十五条)

第百七十九条 被告人に対する第一回の公判期日の召喚状の送達は、起訴状の謄本又は起訴状抄本等の被告人に対する送達の前には、これをすることができない。

2 第一回の公判期日と被告人に対する召喚状の送達との間には、少なくとも五日の猶予期間を置かなければならない。ただし、簡易裁判所においては、三日の猶予期間を置けば足りる。

3 被告人に異議がないときは、前項の猶予期間を置かないことができる。

(令五最裁規一〇・一部改正)

第七百七十九条の二 削除 (平一七最裁規一〇)

(公判期日に出頭しない者に対する処置)

第七百七十九条の三 公判期日に召喚を受けた被告人その他の者が正当な理由がなく出頭しない場合には、法第五十八条(被告人の勾引)、第九十六条(保釈の取消等)及び第一百五十条から第一百五十三条まで(証人に対する制裁等)の規定等の活用を考慮しなければならない。

(昭二五最裁規二八・追加)

(公判期日の変更の請求・法第二百七十六条)

第七百七十九条の四 訴訟関係人は、公判期日の変更を必要とする事由が生じたときは、直ちに、裁判所に対し、その事由及びそれが継続する見込の期間を具体的に明らかにし、且つ、診断書その他の資料によりこれを疎明して、期日の変更を請求しなければならない。

2 裁判所は、前項の事由をやむを得ないものと認める場合の外、同項の請求を却下しなければならない。

(昭二五最裁規二八・追加)

(私選辩护人差支の場合の処置・法第二百八十九条等)

第七百七十九条の五 法第三十条に掲げる者が選任した辩护人は、公判期日の変更を必要とする事由が生じたときは、直ちに、前条第一項の手続をする外、その事由及びそれが継続する見込の期間を被告人及び被告人以外の選任者に知らせなければならない。

2 裁判所は、前項の事由をやむを得ないものと認める場合において、その事由が長期にわたり審理の遅延を来す虞があると思料するときは、同項に掲げる被告人及び被告人以外の選任者に対し、一定の期間を定めて、他の弁護人を選任するかどうかの回答を求めなければならない。

3 前項の期間内に回答がなく又は他の弁護人の選任がないときは、次の例による。但し、著しく被告人の利益を害する虞があるときは、この限りでない。

一 弁護人がなければ開廷することができない事件については、法第二百八十九条第二項の規定により、被告人のため他の弁護人を選任して開廷することができる。

二 弁護人がなくとも開廷することができる事件については、弁護人の出頭をまたないで開廷することができる。

(昭二五最裁規二八・追加)

(国選弁護人差支えの場合の処置・法第三十六条等)

第一百七十九条の六 法の規定により裁判所若しくは裁判長又は裁判官が付した弁護人は、期日の変更を必要とする事由が生じたときは、直ちに、第一百七十九条の四第一項の手續をするほか、その事由及びそれが継続する見込みの期間を被告人に知らせなければならない。

(昭二五最裁規二八・追加、平一八最裁規一一・一部改正)

(期日変更についての意見の聴取・法第二百七十六条)

第一百八十条 公判期日を変更するについては、あらかじめ、職権でこれをする場合には、検察官及び被告人又は弁護人の意見を、請求によりこれをする場合には、相手方又はその弁護人の意見を聴かななければならない。但し、急速を要する場合は、この限りでない。

(期日変更請求の却下決定の送達・法第二百七十六条)

第百八十一条 公判期日の変更に関する請求を却下する決定は、これを送達することを要しない。

(公判期日の不変更・法第二百七十七条)

第百八十二条 裁判所は、やむを得ないと認める場合の外、公判期日を変更することができない。

2 裁判所がその権限を濫用して公判期日を変更したときは、訴訟関係人は、書面で、裁判所法第八十条の規定により当該裁判官に対して監督権を行う裁判所に不服の申立をすることができる。

(昭二五最裁規二八・全改)

(不出頭の場合の資料・法第二百七十八条)

第百八十三条 被告人は、公判期日に召喚を受けた場合において精神又は身体の疾病その他の事由により出頭することができないと思料するときは、直ちにその事由を記載した書面及びその事由を明らかにすべき医師の診断書その他の資料を裁判所に差し出さなければならない。

2 前項の規定により医師の診断書を差し出すべき場合において被告人が貧困のためこれを得ることができないときは、裁判所は、医師に被告人に対する診断書の作成を囑託することができる。

3 前二項の診断書には、病名及び病状の外、その精神又は身体の病状において、公判期日に出頭することができるかどうか、自ら又は弁護人と協力して適当に防禦権を行使することができるかどうか及び出頭し又は審理を受けることにより生命又は健康状態に著しい危険を招くかどうかの点に関する医師の具体的な意見が記載されていなければならない。

(診断書の不受理等・法第二百七十八条)

第百八十四条 裁判所は、前条の規定による医師の診断書が同条に定める方式に違反しているときは、これを受理してはならない。

2 裁判所は、前条の診断書が同条に定める方式に違反していない場合においても、その内容が疑わしいと認めるときは、診断書を作成した医師を召喚して医師としての適格性及び診断書の内容に関しこれを証人として尋問し、又は他の適格性のある公平な医師に対し被告人の病状についての鑑定を命ずる等適当な措置を講じなければならない。

(不当な診断書・法第二百七十八条)

第百八十五条 裁判所は、医師が第百八十三条の規定による診断書を作成するについて、故意に、虚偽の記載をし、同条に定める方式に違反し、又は内容を不明りょうなものとしその他相当でない行為があつたものと認めるときは、厚生労働大臣若しくは医師をもつて組織する団体がその医師に対し適当と認める処置をとることができるようにするためにその旨をこれらの者に通知し、又は法令によつて認められている他の適当な処置をとることができる。

(平一二最裁規一五・一部改正)

(準用規定)

第百八十六条 公判期日に召喚を受けた被告人以外の者及び公判期日の通知を受けた者については、前三条の規定を準用する。

(昭二五最裁規二八・全改)

(勾留に関する処分をすべき裁判官・法第二百八十条)

第百八十七条 公訴の提起があつた後第一回の公判期日までの勾留に関する処分は、公訴の提起を受けた裁判所の裁判官がこれをしなければならない。但し、事件の審判に關与すべき裁判官は、その処分をすることができない。

2 前項の規定によるときは同項の処分をすることができない場合には、同項の裁判官は、同一の地に在る地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官にその処分を請求しなければならない。但し、急速を要する場合又は同一の地にその処分を請求すべき他の裁判所の裁判官がない場合には、同項但書の規定にかかわらず、自らその処分をすることを妨げない。

3 前項の請求を受けた裁判官は、第一項の処分をしなければならない。

4 裁判官は、第一項の処分をするについては、検察官、被告人又は弁護人の出頭を命じてその陳述を聴くことができる。必要があるときは、これらの者に対し、書類その他の物の提出を命ずることができる。但し、事件の審判に関与すべき裁判官は、事件につき予断を生ぜしめる虞のある書類その他の物の提出を命ずることができない。

5 地方裁判所の支部は、第一項及び第二項の規定の適用については、これを当該裁判所と別個の地方裁判所とみなす。

(平二〇最裁規一四・一部改正)

(出頭拒否の通知・法第二百八十六条の二)

第百八十七条の二 勾留されている被告人が召喚を受けた公判期日に出頭することを拒否し、刑事施設職員による引致を著しく困難にしたときは、刑事施設の長は、直ちにその旨を裁判所に通知しなければならない。

(昭二八最裁規二一・追加、平一八最裁規六・一部改正)

(出頭拒否についての取調べ・法第二百八十六条の二)

第百八十七条の三 裁判所は、法第二百八十六条の二の規定により被告人の出頭をまたないで公判手続を行うには、あらかじめ、同条に定める事由が存在するかどうかを取り調べなければならない。

2 裁判所は、前項の規定による取調べをするについて必要があると認めるときは、刑事施設職員その他の関係者の出頭を命じてその陳述を聴き、又はこれらの者に対し報告書の提出を命ずることができる。

3 第一項の規定による取調べは、合議体の構成員にさせることができる。

(昭二八最裁規二一・追加、平一八最裁規六・一部改正)

(不出頭のままで公判手続を行う旨の告知・法第二百八十六条の二)

第百八十七条の四 法第二百八十六条の二の規定により被告人の出頭をまたないで公判手続を行う場合には、裁判長は、公判廷でその旨を訴訟関係人に告げなければならない。

(昭二八最裁規二一・追加)

(証拠調べの請求の時期・法第二百九十八条)

第百八十八条 証拠調べの請求は、公判期日前にも、これを行うことができる。ただし、公判前整理手続において行う場合を除き、第一回の公判期日前は、この限りでない。

(平一七最裁規一〇・一部改正)

(証拠調を請求する場合の書面の提出・法第二百九十八条)

第百八十八条の二 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問を請求するときは、その氏名及び住居を記載した書面を差し出さなければならない。

2 証拠書類その他の書面の取調を請求するときは、その標目を記載した書面を差し出さなければならない。

(昭二六最裁規一五・追加)

(証人尋問の時間の申出・法第二百九十八条)

第百八十八条の三 証人の尋問を請求するときは、証人の尋問に要する見込みの時間を申し出なければならない。

2 証人の尋問を請求した者の相手方は、証人を尋問する旨の決定があつたときは、その尋問に要する見込みの時間を申し出なければならない。

3 職権により証人を尋問する旨の決定があつたときは、検察官及び被告人又は弁護人は、その尋問に要する見込みの時間を申し出なければならない。

(昭三二最裁規一・追加、平一七最裁規一〇・一部改正)

(証拠調の請求の方式・法第二百九十八条)

第百八十九条 証拠調の請求は、証拠と証明すべき事実との関係を具体的に明示して、これをしなければならない。

2 証拠書類その他の書面の一部の取調を請求するには、特にその部分を明確にしなければならない。

3 裁判所は、必要と認めるときは、証拠調の請求をする者に対し、前二項に定める事項を明らかにする書面の提出を命ずることができる。

4 前各項の規定に違反してされた証拠調の請求は、これを却下することができる。

(昭二五最裁規二八・全改)

(証拠の厳選・法第二百九十八条)

第百八十九条の二 証拠調べの請求は、証明すべき事実の立証に必要な証拠を厳選して、これをしなければならない。

(平一七最裁規一〇・追加)

(証拠決定・法第二百九十八条等)

第百九十条 証拠調又は証拠調の請求の却下は、決定でこれをしなければならない。

2 前項の決定をするについては、証拠調の請求に基く場合には、相手方又はその弁護人の意見を、職権による場合には、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない。

3 被告人が出頭しないでも証拠調を行うことができる公判期日に被告人及び弁護人が出頭していないときは、前項の規定にかかわらず、これらの者の意見を聴かないで、第一項の決定をすることができる。

(証拠決定の送達)

第百九十一条 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人を尋問する旨の決定は、公判期日前にこれをする場合においても、これを送達することを要しない。

2 前項の場合には、直ちにその氏名を訴訟関係人に通知しなければならない。

(証人等の出頭)

第百九十一条の二 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人を尋問する旨の決定があつたときは、その取調を請求した訴訟関係人は、これらの者を期日に出頭させるように努めなければならない。

(昭二五最裁規二八・追加)

(証人尋問の準備)

第百九十一条の三 証人の尋問を請求した検察官又は弁護人は、証人その他の関係者に事実を確かめる等の方法によつて、適切な尋問をすることができるように準備しなければならない。

(昭三二最裁規一・追加)

(証拠決定についての提示命令)

第百九十二条 証拠調の決定をするについて必要があると認めるときは、訴訟関係人に証拠書類又は証拠物の提示を命ずることができる。

(証拠調の請求の順序・法第二百九十八条)

第百九十三条 検察官は、まず、事件の審判に必要と認めるすべての証拠の取調を請求しなければならない。

2 被告人又は弁護人は、前項の請求が終つた後、事件の審判に必要と認める証拠の取調を請求することができる。

第百九十四条及び第百九十五条 削除 (平一七最裁規一〇)

(人定質問)

第百九十六条 裁判長は、検察官の起訴状の朗読に先だち、被告人に対し、その人違でないことを確めるに足りる事項を問わなければならない。

(法第二百九十条の二第一項の申出がされた旨の通知の方式)

第百九十六条の二 法第二百九十条の二第二項後段の規定による通知は、書面でしなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

(平一九最裁規一五・追加)

(公開の法廷で明らかにされる可能性があると思料する事項の告知・法第二百九十条の二)

第百九十六条の三 検察官は、法第二百九十条の二第一項又は第三項の決定があつた場合において、事件の性質、審理の状況その他の事情を考慮して、被害者特定事項の

うち被害者の氏名及び住所以外に公開の法廷で明らかにされる可能性があると思料する事項があるときは、裁判所及び被告人又は弁護人にこれを告げるものとする。

(平一九最裁規一五・追加)

(呼称の定め・法第二百九十条の二)

第九十六条の四 裁判所は、法第二百九十条の二第一項又は第三項の決定をした場合において、必要があると認めるときは、被害者の氏名その他の被害者特定事項に係る名称に代わる呼称を定めることができる。

(平一九最裁規一五・追加)

(決定の告知・法第二百九十条の二)

第九十六条の五 裁判所は、法第二百九十条の二第一項若しくは第三項の決定又は同条第四項の規定によりこれらの決定を取り消す決定をしたときは、公判期日においてこれをした場合を除き、速やかに、その旨を訴訟関係人に通知しなければならない。同条第一項の決定をしないこととしたときも、同様とする。

2 裁判所は、法第二百九十条の二第一項の決定又は同条第四項の規定により当該決定を取り消す決定をしたときは、速やかに、その旨を同条第一項の申出をした者に通知しなければならない。同項の決定をしないこととしたときも、同様とする。

(平一九最裁規一五・追加)

(公開の法廷で明らかにされる可能性があると思料する事項の告知・法第二百九十条の三)

第九十六条の六 検察官及び被告人又は弁護人は、法第二百九十条の三第一項の決定があつた場合において、事件の性質、審理の状況その他の事情を考慮して、証人等特定事項のうち証人等の氏名及び住所以外に公開の法廷で明らかにされる可能性があ

ると思料する事項があるときは、裁判所及び相手方又はその弁護人にこれを告げるものとする。

(平二八最裁規六・追加)

(呼称の定め・法第二百九十条の三)

第九十六条の七 裁判所は、法第二百九十条の三第一項の決定をした場合において、必要があると認めるときは、証人等の氏名その他の証人等特定事項に係る名称に代わる呼称を定めることができる。

(平二八最裁規六・追加)

(決定の告知・法第二百九十条の三)

第九十六条の八 裁判所は、法第二百九十条の三第一項の決定又は同条第二項の規定により当該決定を取り消す決定をしたときは、公判期日においてこれをした場合を除き、速やかに、その旨を訴訟関係人に通知しなければならない。同条第一項の決定をしないこととしたときも、同様とする。

2 裁判所は、法第二百九十条の三第一項の決定又は同条第二項の規定により当該決定を取り消す決定をしたときは、速やかに、その旨を同条第一項の申出をした者に通知しなければならない。同項の決定をしないこととしたときも、同様とする。

(平二八最裁規六・追加)

(被告人の権利保護のための告知事項・法第二百九十一条)

第九十七条 裁判長は、起訴状の朗読が終つた後、被告人に対し、終始沈黙し又個々の質問に対し陳述を拒むことができる旨の外、陳述をすることもできる旨及び陳述をすれば自己に不利益な証拠ともなり又利益な証拠ともなるべき旨を告げなければならない。

2 裁判長は、必要と認めるときは、被告人に対し、前項に規定する事項の外、被告人が十分に理解していないと思料される被告人保護のための権利を説明しなければならない。

(簡易公判手続によるための処置・法第二百九十一条の二)

第二百九十七条の二 被告人が法第二百九十一条第五項の機会に公訴事実を認める旨の陳述をした場合には、裁判長は、被告人に対し簡易公判手続の趣旨を説明し、被告人の陳述がその自由な意思に基づくかどうか及び法第二百九十一条の二に定める有罪の陳述に当たるかどうかを確かめなければならない。ただし、裁判所が簡易公判手続によることができず又はこれによることが相当でないと認める事件については、この限りでない。

(昭二八最裁規二一・追加、平二〇最裁規六・平二八最裁規六・令五最裁規一〇・一部改正)

(弁護人等の陳述)

第二百九十八条 裁判所は、検察官が証拠調のはじめに証拠により証明すべき事実を明らかにした後、被告人又は弁護人にも、証拠により証明すべき事実を明らかにすることを許すことができる。

2 前項の場合には、被告人又は弁護人は、証拠とすることができず、又は証拠としてその取調を請求する意思のない資料に基いて、裁判所に事件について偏見又は予断を生ぜしめる虞のある事項を述べることはできない。

(争いのない事実の証拠調べ)

第二百九十八条の二 訴訟関係人は、争いのない事実については、誘導尋問、法第三百二十六条第一項の書面又は供述及び法第三百二十七条の書面の活用を検討するなどして、当該事実及び証拠の内容及び性質に応じた適切な証拠調べが行われるよう努めなければならない。

(平一七最裁規一〇・追加)

(犯罪事実に関しないことが明らかな情状に関する証拠の取調べ)

第百九十八条の三 犯罪事実に関しないことが明らかな情状に関する証拠の取調べは、できる限り、犯罪事実に関する証拠の取調べと区別して行うよう努めなければならない。

(平一七最裁規一〇・追加)

(取調べの状況に関する立証)

第百九十八条の四 検察官は、被告人又は被告人以外の者の供述に関し、その取調べの状況を立証しようとするときは、できる限り、取調べの状況を記録した書面その他の取調べ状況に関する資料を用いるなどして、迅速かつ的確な立証に努めなければならない。

(平一七最裁規一〇・追加)

(証拠調の順序)

第百九十九条 証拠調については、まず、検察官が取調を請求した証拠で事件の審判に必要と認めるすべてのものを取り調べ、これが終つた後、被告人又は弁護人が取調を請求した証拠で事件の審判に必要と認めるものを取り調べるものとする。但し、相当と認めるときは、随時必要とする証拠を取り調べることができる。

2 前項の証拠調が終つた後においても、必要があるときは、更に証拠を取り調べることを妨げない。

(証人尋問の順序・法第三百四条)

第百九十九条の二 訴訟関係人がまず証人を尋問するときは、次の順序による。

- 一 証人の尋問を請求した者の尋問（主尋問）
 - 二 相手方の尋問（反対尋問）
 - 三 証人の尋問を請求した者の再度の尋問（再主尋問）
- 2 訴訟関係人は、裁判長の許可を受けて、更に尋問することができる。

（昭三二最裁規一・追加）

（主尋問・法第三百四条等）

第百九十九条の三 主尋問は、立証すべき事項及びこれに関連する事項について行う。

2 主尋問においては、証人の供述の証明力を争うために必要な事項についても尋問することができる。

3 主尋問においては、誘導尋問をしてはならない。ただし、次の場合には、誘導尋問をすることができる。

- 一 証人の身分、経歴、交友関係等で、実質的な尋問に入るに先だつて明らかにする必要がある準備的な事項に関するとき。
- 二 訴訟関係人に争のないことが明らかな事項に関するとき。
- 三 証人の記憶が明らかでない事項についてその記憶を喚起するため必要があるとき。
- 四 証人が主尋問者に対して敵意又は反感を示すとき。
- 五 証人が証言を避けようとする事項に関するとき。
- 六 証人が前の供述と相反するか又は実質的に異なる供述をした場合において、その供述した事項に関するとき。
- 七 その他誘導尋問を必要とする特別の事情があるとき。

4 誘導尋問をするについては、書面の朗読その他証人の供述に不当な影響を及ぼすおそれのある方法を避けるように注意しなければならない。

5 裁判長は、誘導尋問を相当でないと認めるときは、これを制限することができる。

(昭三二最裁規一・追加)

(反対尋問・法第三百四条等)

第九十九条の四 反対尋問は、主尋問に現われた事項及びこれに関連する事項並びに証人の供述の証明力を争うために必要な事項について行う。

2 反対尋問は、特段の事情のない限り、主尋問終了後直ちに行わなければならない。

3 反対尋問においては、必要があるときは、誘導尋問をすることができる。

4 裁判長は、誘導尋問を相当でないと認めるときは、これを制限することができる。

(昭三二最裁規一・追加、平一七最裁規一〇・一部改正)

(反対尋問の機会における新たな事項の尋問・法第三百四条)

第九十九条の五 証人の尋問を請求した者の相手方は、裁判長の許可を受けたときは、反対尋問の機会に、自己の主張を支持する新たな事項についても尋問することができる。

2 前項の規定による尋問は、同項の事項についての主尋問とみなす。

(昭三二最裁規一・追加)

(供述の証明力を争うために必要な事項の尋問・法第三百四条)

第百九十九条の六 証人の供述の証明力を争うために必要な事項の尋問は、証人の観察、記憶又は表現の正確性等証言の信用性に関する事項及び証人の利害関係、偏見、予断等証人の信用性に関する事項について行う。ただし、みだりに証人の名誉を害する事項に及んではならない。

(昭三二最裁規一・追加)

(再主尋問・法第三百四条等)

第百九十九条の七 再主尋問は、反対尋問に現われた事項及びこれに関連する事項について行う。

- 2 再主尋問については、主尋問の例による。
- 3 第百九十九条の五の規定は、再主尋問の場合に準用する。

(昭三二最裁規一・追加)

(補充尋問・法第三百四条)

第百九十九条の八 裁判長又は陪席の裁判官がまず証人を尋問した後にする訴訟関係人の尋問については、証人の尋問を請求した者、相手方の区別に従い、前六条の規定を準用する。

(昭三二最裁規一・追加)

(職権による証人の補充尋問・法第三百四条)

第百九十九条の九 裁判所が職権で証人を取り調べる場合において、裁判長又は陪席の裁判官が尋問した後、訴訟関係人が尋問するときは、反対尋問の例による。

(昭三二最裁規一・追加)

(書面又は物の提示・法第三百四条等)

第百九十九条の十 訴訟関係人は、書面又は物に関しその成立、同一性その他これに準ずる事項について証人を尋問する場合において必要があるときは、その書面又は物を示すことができる。

2 前項の書面又は物が証拠調を終つたものでないときは、あらかじめ、相手方にこれを閲覧する機会を与えなければならない。ただし、相手方に異議がないときは、この限りでない。

(昭三二最裁規一・追加)

(記憶喚起のための書面等の提示・法第三百四条等)

第百九十九条の十一 訴訟関係人は、証人の記憶が明らかでない事項についてその記憶を喚起するため必要があるときは、裁判長の許可を受けて、書面（供述を録取した書面を除く。）又は物を示して尋問することができる。

2 前項の規定による尋問については、書面の内容が証人の供述に不当な影響を及ぼすことのないように注意しなければならない。

3 第一項の場合には、前条第二項の規定を準用する。

(昭三二最裁規一・追加)

(図面等の利用・法第三百四条等)

第百九十九条の十二 訴訟関係人は、証人の供述を明確にするため必要があるときは、裁判長の許可を受けて、図面、写真、模型、装置等を利用して尋問することができる。

2 前項の場合には、第百九十九条の十第二項の規定を準用する。

(昭三二最裁規一・追加)

(証人尋問の方法・法第三百四条等)

第百九十九条の十三 訴訟関係人は、証人を尋問するに当たっては、できる限り個別のかつ具体的で簡潔な尋問によらなければならない。

2 訴訟関係人は、次に掲げる尋問をしてはならない。ただし、第二号から第四号までの尋問については、正当な理由がある場合は、この限りでない。

- 一 威嚇的又は侮辱的な尋問
- 二 すでにした尋問と重複する尋問
- 三 意見を求め又は議論にわたる尋問
- 四 証人が直接経験しなかつた事実についての尋問

(昭三二最裁規一・追加、平一七最裁規一〇・一部改正)

(関連性の明示・法第二百九十五条)

第百九十九条の十四 訴訟関係人は、立証すべき事項又は主尋問若しくは反対尋問に現れた事項に関連する事項について尋問する場合には、その関連性が明らかになるような尋問をすることその他の方法により、裁判所にその関連性を明らかにしなければならない。

2 証人の観察、記憶若しくは表現の正確性その他の証言の信用性に関連する事項又は証人の利害関係、偏見、予断その他の証人の信用性に関連する事項について尋問する場合も、前項と同様とする。

(平一七最裁規一〇・追加)

(陪席裁判官の尋問・法第三百四条)

第二百条 陪席の裁判官は、証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人を尋問するには、あらかじめ、その旨を裁判長に告げなければならない。

(裁判長の尋問・法第三百四条)

第二百一条 裁判長は、必要と認めるときは、何時でも訴訟関係人の証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人に対する尋問を中止させ、自らその事項について尋問することができる。

2 前項の規定は、訴訟関係人が法第二百九十五条の制限の下において証人その他前項に規定する者を十分に尋問することができる権利を否定するものと解釈してはならない。

(傍聴人の退廷)

第二百二条 裁判長は、被告人、証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人が特定の傍聴人の面前（証人については、法第百五十七条の五第二項に規定する措置を採る場合並びに法第百五十七条の六第一項及び第二項に規定する方法による場合を含む。）で十分な供述をすることができないと思料するときは、その供述をする間、その傍聴人を退廷させることができる。

（平一二最裁規一二第一条・同第二条・平三〇最裁規一・一部改正）

(訴訟関係人の尋問の機会・法第三百四条)

第二百三条 裁判長は、証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問をする場合には、訴訟関係人に対し、これらの者を尋問する機会を与えなければならない。

(証拠書類等の取調の方法・法第三百五条等)

第二百三条の二 裁判長は、訴訟関係人の意見を聴き、相当と認めるときは、請求により証拠書類又は証拠物中書面の意義が証拠となるものの取調をするについての朗読

に代えて、その取調を請求した者、陪席の裁判官若しくは裁判所書記官にその要旨を
告げさせ、又は自らこれを告げることができる。

2 裁判長は、訴訟関係人の意見を聴き、相当と認めるときは、職権で証拠書類又は
証拠物中書面の意義が証拠となるものの取調をするについての朗読に代えて、自らそ
の要旨を告げ、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記官にこれを告げさせることがで
きる。

(昭二五最裁規二八・追加)

(簡易公判手続による場合の特例・法第三百七条の二)

第二百三条の三 簡易公判手続によつて審判をする旨の決定があつた事件について
は、第九十八条、第九十九条及び前条の規定は、適用しない。

(昭二八最裁規二一・追加)

(証拠の証明力を争う機会・法第三百八条)

第二百四条 裁判長は、裁判所が相当と認める機会に検察官及び被告人又は弁護人に
対し、反証の取調の請求その他の方法により証拠の証明力を争うことができる旨を告
げなければならない。

(異議申立の事由・法第三百九条)

第二百五条 法第三百九条第一項の異議の申立は、法令の違反があること又は相当で
ないことを理由としてこれを行うことができる。但し、証拠調に関する決定に対して
は、相当でないことを理由としてこれを行うことはできない。

2 法第三百九条第二項の異議の申立は、法令の違反があることを理由とする場合に
限りこれを行うことができる。

(昭二六最裁規一五・全改)

(異議申立の方式、時期・法第三百九条)

第二百五条の二 異議の申立は、個々の行為、処分又は決定ごとに、簡潔にその理由を示して、直ちにしなければならない。

(昭二六最裁規一五・追加)

(異議申立に対する決定の時期・法第三百九条)

第二百五条の三 異議の申立については、遅滞なく決定をしなければならない。

(昭二六最裁規一五・追加)

(異議申立が不適法な場合の決定・法第三百九条)

第二百五条の四 時機に遅れてされた異議の申立、訴訟を遅延させる目的のみでされたことの明らかな異議の申立、その他不適法な異議の申立は、決定で却下しなければならない。但し、時機に遅れてされた異議の申立については、その申し立てた事項が重要であつてこれに対する判断を示すことが相当であると認めるときは、時機に遅れたことを理由としてこれを却下してはならない。

(昭二六最裁規一五・追加)

(異議申立が理由のない場合の決定・法第三百九条)

第二百五条の五 異議の申立を理由がないと認めるときは、決定で棄却しなければならない。

(昭二六最裁規一五・追加)

(異議申立が理由のある場合の決定・法第三百九条)

第二百五条の六 異議の申立を理由があると認めるときは、異議を申し立てられた行為の中止、撤回、取消又は変更を命ずる等その申立に対応する決定をしなければならない。

2 取り調べた証拠が証拠とすることができないものであることを理由とする異議の申立を理由があると認めるときは、その証拠の全部又は一部を排除する決定をしなければならない。

(昭二六最裁規一五・追加)

(重ねて異議を申し立てることの禁止・法第三百九条)

第二百六条 異議の申立について決定があつたときは、その決定で判断された事項については、重ねて異議を申し立てることはできない。

(昭二六最裁規一五・全改)

(職権による排除決定)

第二百七条 裁判所は、取り調べた証拠が証拠とすることができないものであることが判明したときは、職権でその証拠の全部又は一部を排除する決定をすることができる。

(閲覧の対象から除外することに弁護人に異議がなかつた部分の通知等)

第二百七条の二 裁判所は、法第二百七十一条の二第二項の規定による起訴状抄本等の提出があつた事件又は法第三百十二条の二第二項の規定による訴因変更等請求書面抄本等の提出があつた事件について、弁護人が法第四十条第一項の規定により訴訟に関する書類若しくは証拠物を閲覧し若しくは謄写する場合又は弁護人若しくは被告人その他訴訟関係人（検察官を除く。第四項二号において同じ。）から法第四十六条の規定による請求があつた場合において、必要があると認めるときは、検察官に対し、法第三百十条の規定により裁判所に提出された証拠書類又は証拠物に記載され又

は記録されている個人特定事項（起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの及び訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものを除く。）であつて、法第二百七十一条の二第四項の規定による措置に係る者のもの又は法第三百十二条の二第三項の規定による措置に係る者のもののうち、法第二百九十九条第一項本文の規定により検察官が弁護人に事前に関覧する機会を与えるに当たり、閲覧の対象から除外することについて弁護人に異議がなかつたもの（以下この条において「非開示個人特定事項」という。）又は弁護人から被告人に知らせないことについて弁護人に異議がなかつたもの（以下この条において「条件付き開示個人特定事項」という。）の有無及びこれらの個人特定事項がある場合にはその内容を通知するよう求めることができる。

2 検察官は、前項の規定による求めがあつた場合には、裁判所に対し、非開示個人特定事項及び条件付き開示個人特定事項の有無並びにこれらの個人特定事項がある場合にはその内容を通知するものとする。ただし、同項の規定による求めの前に、同項の証拠書類若しくは証拠物の抄本であつて非開示個人特定事項の記載若しくは記録がないもの又は非開示個人特定事項若しくは条件付き開示個人特定事項を特定したものを提出しているときは、この限りでない。

3 検察官は、第一項の証拠書類又は証拠物の抄本であつて非開示個人特定事項の記載又は記録がないものを提出することによつて、前項本文の通知に代えることができる。

4 裁判所は、次の各号に掲げる場合には、それにより被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときを除き、当該各号に定める措置をとることができる。ただし、第一号に定める措置については同号の弁護人に、第二号に定める措置については同号の請求をした者に異議がないときに限り、とることができる。

一 弁護人が法第四十条第一項の規定により訴訟に関する書類又は証拠物を閲覧し又は謄写する場合であつて、非開示個人特定事項があるとき 訴訟に関する書類若しく

は証拠物の抄本であつて非開示個人特定事項の記載若しくは記録がないもの又は第二項ただし書若しくは前項の証拠書類若しくは証拠物の抄本であつて非開示個人特定事項の記載若しくは記録がないものを閲覧又は謄写させる方法により、当該請求に係る閲覧又は謄写に代えること。

二 弁護士又は被告人その他訴訟関係人から法第四十六条の規定による請求があつた場合であつて、非開示個人特定事項があるとき 裁判書又は裁判を記載した調書の抄本であつて非開示個人特定事項の記載がないものを交付すること。

三 弁護士が法第四十条第一項の規定により訴訟に関する書類若しくは証拠物を閲覧し若しくは謄写する場合又は弁護士から法第四十六条の規定による請求があつた場合であつて、条件付き開示個人特定事項があるとき 弁護士が訴訟に関する書類若しくは証拠物を閲覧し若しくは謄写するに当たり又は弁護士に裁判書若しくは裁判を記載した調書の謄本若しくは抄本を交付するに当たり、これらに記載又は記録された条件付き開示個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付すること。

(令五最裁規一〇・追加)

(釈明等)

第二百八条 裁判長は、必要と認めるときは、訴訟関係人に対し、釈明を求め、又は立証を促すことができる。

2 陪席の裁判官は、裁判長に告げて、前項に規定する処置をすることができる。

3 訴訟関係人は、裁判長に対し、釈明のための発問を求めることができる。

(訴因変更等請求書面の朗読・法第三百十二条等)

第二百九条 検察官は、法第三百十二条第五項又は第三百十二条の二第三項の規定による送達があつた後、遅滞なく公判期日において訴因変更等請求書面を朗読しなければならない。

2 法第二百九十条の二第一項又は第三項の決定があつたときは、前項の規定による訴因変更等請求書面の朗読は、被害者特定事項を明らかにしない方法で行うものとする。この場合においては、検察官は、被告人に訴因変更等請求書面を示さなければならない。

3 法第二百九十条の三第一項の決定があつた場合における第一項の規定による訴因変更等請求書面の朗読についても、前項と同様とする。この場合において、同項中「被害者特定事項」とあるのは「証人等特定事項」とする。

4 法第三百十二条の二第三項の規定による措置がとられた場合においては、第二項後段（前項前段の規定により第二項後段と同様とすることとされる場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、当該措置に係る個人特定事項の全部又は一部について法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する法第二百七十一条の五第一項の決定があつた場合に限り、適用する。この場合において、第二項後段中「訴因変更等請求書面」とあるのは、「法第三百十二条の二第三項の規定による措置に係る個人特定事項の全部について同条第四項において読み替えて準用する法第二百七十一条の五第一項の決定があつた場合にあつては訴因変更等請求書面を、法第三百十二条の二第三項の規定による措置に係る個人特定事項の一部について当該決定があつた場合にあつては訴因変更等請求書面抄本等及び同条第四項において準用する法第二百七十一条の五第四項に規定する書面」とする。

（平一九最裁規一五・平二八最裁規六・令五最裁規一〇・一部改正）

（訴因変更等請求書面の記載要件等・法第三百十二条の二）

第二百九条の二 法第三百十二条の二第二項の規定により訴因変更等請求書面抄本等を提出する場合には、訴因変更等請求書面に、同条第一項の規定による求めに係る者がそれぞれ法第二百七十一条の二第一項第一号イ、ロ若しくはハ(1)若しくは(2)又は第二号イ若しくはロのいずれに該当するかの別を記載しなければならない。

2 前項に規定する場合には、第百六十五条の二第一項及び第二項の規定を準用する。

3 法第三百十二条の二第四項において準用する法第二百七十一条の三第三項又は第二百七十一条の四第四項の規定により訴因変更等請求書面抄本等を提出する場合には、第百六十五条の二第三項及び第四項の規定を準用する。

(令五最裁規一〇・追加)

(弁論の分離・法第三百十三条)

第二百十条 裁判所は、被告人の防禦が互に相反する等の事由があつて被告人の権利を保護するため必要があると認めるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、決定を以て、弁論を分離しなければならない。

(意見陳述の申出がされた旨の通知の方式・法第二百九十二条の二)

第二百十条の二 法第二百九十二条の二第二項後段に規定する通知は、書面で行わなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

(平一二最裁規一二第一条・追加)

(意見陳述が行われる公判期日の通知)

第二百十条の三 裁判所は、法第二百九十二条の二第一項の規定により意見の陳述をさせる公判期日を、その陳述の申出をした者に通知しなければならない。

2 裁判所は、前項の通知をしたときは、当該公判期日において前項に規定する者に法第二百九十二条の二第一項の規定による意見の陳述をさせる旨を、訴訟関係人に通知しなければならない。

(平一二最裁規一二第一条・追加)

(意見陳述の時間)

第二百十条の四 裁判長は、法第二百九十二条の二第一項の規定による意見の陳述に充てることのできる時間を定めることができる。

(平一二最裁規一二第一条・追加)

(意見の陳述に代わる措置等の決定の告知)

第二百十条の五 法第二百九十二条の二第七項の決定は、公判期日前にする場合においても、送達することを要しない。この場合においては、速やかに、同項の決定の内容を、法第二百九十二条の二第一項の規定による意見の陳述の申出をした者及び訴訟関係人に通知しなければならない。

(平一二最裁規一二第一条・追加)

(意見を記載した書面が提出されたことのお知らせ)

第二百十条の六 裁判所は、法第二百九十二条の二第七項の規定により意見を記載した書面が提出されたときは、速やかに、その旨を検察官及び被告人又は弁護人に通知しなければならない。

(平一二最裁規一二第一条・追加)

(準用規定)

第二百十条の七 法第二百九十二条の二の規定による意見の陳述については、第一百五十五条及び第二百五十五条の規定を準用する。

2 法第二百九十二条の二第六項において準用する法第一百五十七条の四に規定する措置を採る旨の決定については、第七条の二の規定を準用する。法第二百九十二条の二第六項において準用する法第一百五十七条の五に規定する措置を採る旨の決定並びに法第二百九十二条の二第六項において準用する法第一百五十七条の六第一項及び第二項に規定する方法により意見の陳述を行う旨の決定についても同様とする。

3 法第二百九十二条の二第六項において準用する法第一百五十七条の六第二項に規定する方法による意見の陳述については、第一百七条の三の規定を準用する。

(平一二最裁規一二第一条・追加、同第二条・平三〇最裁規一・一部改正)

(最終陳述・法第二百九十三条)

第二百十一条 被告人又は弁護人には、最終に陳述する機会を与えなければならない。

(弁論の時期)

第二百十一条の二 検察官、被告人又は弁護人は、証拠調べの後に意見を陳述するに当たっては、証拠調べ後できる限り速やかに、これを行わなければならない。

(平一七最裁規一〇・追加)

(弁論の方法)

第二百十一条の三 検察官、被告人又は弁護人は、証拠調べの後に意見を陳述するに当たり、争いのある事実については、その意見と証拠との関係を具体的に明示して行わなければならない。

(平一七最裁規一〇・追加)

(弁論時間の制限)

第二百十二条 裁判長は、必要と認めるときは、検察官、被告人又は弁護人の本質的な権利を害しない限り、これらの者が証拠調べの後にする意見を陳述する時間を制限することができる。

(公判手続の更新)

第二百十三条 開廷後被告人の心神喪失により公判手続を停止した場合には、公判手続を更新しなければならない。

2 開廷後長期間にわたり開廷しなかつた場合において必要があると認めるときは、公判手続を更新することができる。

(更新の手続)

第二百十三条の二 公判手続を更新するには、次の例による。

一 裁判長は、まず、検察官に起訴状（起訴状訂正書又は訴因変更等請求書面を含む。）に基づいて公訴事実の要旨を陳述させなければならない。ただし、被告人及び弁護人に異議がないときは、その陳述の全部又は一部をさせないことができる。

二 裁判長は、前号の手続が終わつた後、被告人及び弁護人に対し、被告事件について陳述する機会を与えなければならない。

三 更新前の公判期日における被告人若しくは被告人以外の者の供述を録取した書面又は更新前の公判期日における裁判所の検証の結果を記載した書面並びに更新前の公判期日において取り調べた書面又は物については、職権で証拠書類又は証拠物として取り調べなければならない。ただし、裁判所は、証拠とすることができないと認める書面又は物及び証拠とするのを相当でないと認めかつ訴訟関係人が取り調べないことに異議のない書面又は物については、これを取り調べない旨の決定をしなければならない。

四 裁判長は、前号本文に掲げる書面又は物を取り調べる場合において訴訟関係人が同意したときは、その全部若しくは一部を朗読し又は示すことに代えて、相当と認める方法でこれを取り調べることができる。

五 裁判長は、取り調べた各個の証拠について訴訟関係人の意見及び弁解を聴かなければならない。

(昭二六最裁規一五・追加、令五最裁規一〇・一部改正)

(弁論の再開請求の却下決定の送達)

第二百十四条 終結した弁論の再開の請求を却下する決定は、これを送達することを要しない。

(公判廷の写真撮影等の制限)

第二百十五条 公判廷における写真の撮影、録音又は放送は、裁判所の許可を得なければ、これを行うことができない。但し、特別の定のある場合は、この限りでない。

(判決宣告期日の告知・法第二百八十四条等)

第二百十六条 法第二百八十四条又は第二百八十五条に掲げる事件について判決の宣告のみをすべき公判期日の召喚状には、その公判期日に判決を宣告する旨をも記載しなければならない。

2 前項の事件について、同項の公判期日を刑事施設職員に通知して召喚する場合には、その公判期日に判決の宣告をする旨をも通知しなければならない。この場合には、刑事施設職員は、被告人に対し、その旨をも通知しなければならない。

(昭四七最裁規五・平一八最裁規六・一部改正)

(破棄後の手続)

第二百十七条 事件が上訴裁判所から差し戻され、又は移送された場合には、次の例による。

- 一 第一回の公判期日までの勾留に関する処分は、裁判所がこれを行う。
- 二 第八十八条ただし書の規定は、これを適用しない。
- 三 証拠保全の請求又は法第二百二十六条若しくは第二百二十七条の証人尋問の請求は、これを行うことができない。

(昭二六最裁規一五・平一七最裁規一〇・一部改正)

第二節 争点及び証拠の整理手続

(平一七最裁規一〇・追加、平二〇最裁規六・旧第一節の二繰下)

第一款 公判前整理手続

(平一七最裁規一〇・追加)

第一目 通則

(平一七最裁規一〇・追加)

(審理予定の策定・法第三百十六條の二等)

第二百十七條の二 裁判所は、公判前整理手続においては、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うことができるように公判の審理予定を定めなければならない。

2 訴訟関係人は、法及びこの規則に定める義務を履行することにより、前項の審理予定の策定に協力しなければならない。

(平一七最裁規一〇・追加)

(公判前整理手続に付する旨の決定等についての意見の聴取・法第三百十六條の二)

第二百十七條の三 法第三百十六條の二第一項の決定又は同項の請求を却下する決定をするについては、あらかじめ、職権でこれをする場合には、検察官及び被告人又は弁護人の意見を、請求によりこれをする場合には、相手方又はその弁護人の意見を聴かななければならない。

(平二八最裁規六・追加)

(公判前整理手続に付する旨の決定等の送達・法第三百十六條の二)

第二百十七条の四 法第三百十六条の二第一項の決定及び同項の請求を却下する決定は、これを送達することを要しない。

(平一七最裁規一〇・追加、平二八最裁規六・旧第二百十七条の三繰下、一部改正)

(弁護人を必要とする旨の通知・法第三百十六条の四等)

第二百十七条の五 裁判所は、事件を公判前整理手続に付したときは、遅滞なく、被告人に対し、弁護人がなければ公判前整理手続を行うことができない旨のほか、当該事件が第七十七条に規定する事件以外の事件である場合には、弁護人がなければ開廷することができない旨をも知らせなければならない。ただし、被告人に弁護人があるときは、この限りでない。

(平一七最裁規一〇・追加、平二八最裁規六・旧第二百十七条の四繰下)

(公判前整理手続期日の指定・法第三百十六条の六)

第二百十七条の六 公判前整理手続期日を定めるについては、その期日前に訴訟関係人がすべき準備を考慮しなければならない。

(平一七最裁規一〇・追加、平二八最裁規六・旧第二百十七条の五繰下)

(公判前整理手続期日の変更の請求・法第三百十六条の六)

第二百十七条の七 訴訟関係人は、公判前整理手続期日の変更を必要とする事由が生じたときは、直ちに、裁判長に対し、その事由及びそれが継続する見込みの期間を具体的に明らかにして、期日の変更を請求しなければならない。

2 裁判長は、前項の事由をやむを得ないものと認める場合のほか、同項の請求を却下しなければならない。

(平一七最裁規一〇・追加、平二八最裁規六・旧第二百十七条の六繰下)

(公判前整理手続期日の変更についての意見の聴取・法第三百十六條の六)

第二百十七條の八 公判前整理手続期日を変更するについては、あらかじめ、職権でこれをする場合には、検察官及び被告人又は弁護人の意見を、請求によりこれをする場合には、相手方又はその弁護人の意見を聴かなければならない。

(平一七最裁規一〇・追加、平二八最裁規六・旧第二百十七條の七線下)

(公判前整理手続期日の変更に関する命令の送達・法第三百十六條の六)

第二百十七條の九 公判前整理手続期日の変更に関する命令は、これを送達することを要しない。

(平一七最裁規一〇・追加、平二八最裁規六・旧第二百十七條の八線下)

(公判前整理手続期日の不変更・法第三百十六條の六)

第二百十七條の十 裁判長は、やむを得ないと認める場合のほか、公判前整理手続期日を変更することができない。

(平一七最裁規一〇・追加、平二八最裁規六・旧第二百十七條の九線下)

(被告人の公判前整理手続期日への出頭についての通知・法第三百十六條の九)

第二百十七條の十一 裁判所は、被告人に対し公判前整理手続期日に出頭することを求めたときは、速やかに、その旨を検察官及び弁護人に通知しなければならない。

(平一七最裁規一〇・追加、平二八最裁規六・旧第二百十七條の十線下)

(公判前整理手続を受命裁判官にさせる旨の決定の送達・法第三百十六條の十一)

第二百十七條の十二 合議体の構成員に命じて公判前整理手続をさせる旨の決定は、これを送達することを要しない。

(平一七最裁規一〇・追加、平二八最裁規六・旧第二百七条の十一繰下)

(公判前整理手続期日における決定等の告知)

第二百七条の十三 公判前整理手続期日においてした決定又は命令は、これに立ち会った訴訟関係人には送達又は通知することを要しない。

(平一七最裁規一〇・追加、平二八最裁規六・旧第二百七条の十二繰下)

(決定の告知・法第三百十六條の五)

第二百七条の十四 公判前整理手続において法第三百十六條の五第三号又は第八号から第十号までの決定をした場合には、その旨を検察官及び被告人又は弁護人に通知しなければならない。

(平一七最裁規一〇・追加、平二八最裁規六・旧第二百七条の十三繰下、令五最裁規一〇・一部改正)

(公判前整理手続調書の記載要件・法第三百十六條の十二)

第二百七条の十五 公判前整理手続調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 被告事件名及び被告人の氏名
- 二 公判前整理手続をした裁判所又は受命裁判官、年月日及び場所
- 三 裁判官及び裁判所書記官の官氏名
- 四 出頭した検察官の官氏名
- 五 出頭した被告人、弁護人、代理人及び補佐人の氏名
- 六 出頭した通訳人の氏名
- 七 通訳人の宣誓の有無及び通訳人に宣誓をさせなかつたときは、その事由
- 八 通訳人の尋問及び供述
- 九 通訳人が宣誓、通訳又は供述を拒んだこと及びその事由

十 証明予定事実その他の公判期日においてすることを予定している事実上及び法律上の主張

十一 証拠調べの請求その他の申立て

十二 証拠と証明すべき事実との関係（証拠の標目自体によつて明らかである場合を除く。）

十三 取調べを請求する証拠が法第三百二十八条の証拠であるときは、その旨

十四 法第三百九条の異議の申立て及びその理由

十五 法第三百二十六条の同意

十六 訴因又は罰条の追加、撤回又は変更に関する事項（起訴状の訂正に関する事項を含む。）

十七 法第二百七十一条の五第一項又は第二項（これらの規定を法第三百十二条の二第四項において準用する場合を含む。）の請求に関する事項

十八 証拠開示に関する裁定に関する事項

十九 法第三百十六条の二十三第三項において準用する法第二百九十九条の五第一項又は第二項の規定による裁定に関する事項

二十 決定及び命令。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 証拠調べの順序及び方法を定める決定（法第一百五十七条の二第一項の請求に対する決定を除く。）（法第三百十六条の五第九号）

ロ 主任弁護士及び副主任弁護士以外の弁護人の申立て、請求、質問等の許可（第二十五条）

ハ 証拠決定についての提示命令（第九十二条）

二十一 事件の争点及び証拠の整理の結果を確認した旨並びにその内容

2 前項に掲げる事項以外の事項であつても、公判前整理手続期日における手続中、裁判長又は受命裁判官が訴訟関係人の請求により又は職権で記載を命じた事項は、これを公判前整理手続調書に記載しなければならない。

（平一七最裁規一〇・追加、平二八最裁規六・旧第二百七条の十四繰下、一部改正、平三〇最裁規一・令五最裁規一〇・一部改正、令七最裁規一七・追加）

(公判前整理手続調書の署名押印、認印・法第三百十六條の十二)

第二百十七條の十六 公判前整理手続調書には、裁判所書記官が署名押印し、裁判長又は受命裁判官が認印しなければならない。

2 裁判長に差し支えがあるときは、他の裁判官の一人が、その事由を付記して認印しなければならない。

3 地方裁判所の一人の裁判官、簡易裁判所の裁判官又は受命裁判官に差し支えがあるときは、裁判所書記官が、その事由を付記して署名押印しなければならない。

4 裁判所書記官に差し支えがあるときは、裁判長又は受命裁判官が、その事由を付記して認印しなければならない。

(平一七最裁規一〇・追加、平二〇最裁規一四・一部改正、平二八最裁規六・旧第二百十七條の十五繰下)

(公判前整理手続調書の整理・法第三百十六條の十二)

第二百十七條の十七 公判前整理手続調書は、各公判前整理手続期日後速やかに、遅くとも第一回公判期日までにこれを整理しなければならない。

(平一七最裁規一〇・追加、平二八最裁規六・旧第二百十七條の十六繰下)

(公判前整理手続調書の記載に対する異議申立て等・法第三百十六條の十二)

第二百十七條の十八 公判前整理手続調書については、法第五十一条第一項及び第二項本文並びに第五十二条並びにこの規則第四十八條の規定を準用する。この場合において、法第五十二条中「公判期日における訴訟手続」とあるのは「公判前整理手続期日における手続」と、第四十八條中「裁判長」とあるのは「裁判長又は受命裁判官」と読み替えるものとする。

(平一七最裁規一〇・追加、平二八最裁規六・旧第二百十七條の十七繰下)

(公判前整理手続に付された場合の特例・法第三百十六條の二)

第二百十七條の十九 法第三百十六條の二第一項の決定があつた事件については、第七百七十八條の六第一項並びに第二項第二号及び第三号、第七百七十八條の七、第七百七十八條の十四並びに第九百九十三條の規定は、適用しない。

(平一七最裁規一〇・追加、平二八最裁規六・旧第二百十七條の十八繰下、一部改正、令五最裁規一〇・一部改正)

第二目 争点及び証拠の整理

(平一七最裁規一〇・追加)

(証明予定事実等の明示方法・法第三百十六條の十三等)

第二百十七條の二十 検察官は、法第三百十六條の十三第一項又は第三百十六條の二十一第一項に規定する書面に証明予定事実を記載するについては、事件の争点及び証拠の整理に必要な事項を具体的かつ簡潔に明示しなければならない。

2 被告人又は弁護人は、法第三百十六條の十七第一項又は第三百十六條の二十二第一項の規定により証明予定事実その他の公判期日においてすることを予定している事実上及び法律上の主張を明らかにするについては、事件の争点及び証拠の整理に必要な事項を具体的かつ簡潔に明示しなければならない。

(平一七最裁規一〇・追加、平二八最裁規六・旧第二百十七條の十九繰下)

(証明予定事実の明示における留意事項・法第三百十六條の十三等)

第二百十七條の二十一 検察官及び被告人又は弁護人は、証明予定事実を明らかにするに当たっては、事実とこれを証明するために用いる主要な証拠との関係を具体的に明示することその他の適当な方法によつて、事件の争点及び証拠の整理が円滑に行われるように努めなければならない。

(平一七最裁規一〇・追加、平二八最裁規六・旧第二百七条の二十繰下)

(期限の告知・法第三百十六條の十三等)

第二百七条の二十二 公判前整理手続において、法第三百十六條の十三第四項、第三百十六條の十六第二項（法第三百十六條の二十一第四項において準用する場合を含む。）、第三百十六條の十七第三項、第三百十六條の十九第二項（法第三百十六條の二十二第四項において準用する場合を含む。）、第三百十六條の二十一第三項又は第三百十六條の二十二第三項に規定する期限を定めた場合には、これを検察官及び被告人又は弁護人に通知しなければならない。

(平一七最裁規一〇・追加、平二八最裁規六・旧第二百七条の二十一繰下)

(期限の厳守・法第三百十六條の十三等)

第二百七条の二十三 訴訟関係人は、前条に規定する期限が定められた場合には、これを厳守し、事件の争点及び証拠の整理に支障を来さないようにしなければならない。

(平一七最裁規一〇・追加、平二八最裁規六・旧第二百七条の二十二繰下)

(期限を守らない場合の措置・法第三百十六條の十六等)

第二百七条の二十四 裁判所は、公判前整理手続において法第三百十六條の十六第二項（法第三百十六條の二十一第四項において準用する場合を含む。）、第三百十六條の十七第三項、第三百十六條の十九第二項（法第三百十六條の二十二第四項において準用する場合を含む。）、第三百十六條の二十一第三項又は第三百十六條の二十二第三項に規定する期限を定めた場合において、当該期限までに、意見若しくは主張が明らかにされず、又は証拠調べの請求がされない場合においても、公判の審理を開始するのを相当と認めるときは、公判前整理手続を終了することができる。

(平一七最裁規一〇・追加、平二八最裁規六・旧第二百七条の二十三繰下)

(証人等の氏名及び住居の開示に関する措置に係る準用規定・法第三百十六條の二十三)

第二百七條の二十五 第七十八條の七第二項及び第七十八條の八から第七十八條の十二までの規定は、檢察官が法第三百十六條の二十三第二項において準用する法第二百九十九條の四第一項から第十項までの規定による措置をとつた場合について準用する。この場合において、第七十八條の九第三項中「公判期日」とあるのは「公判前整理手続期日」と読み替えるものとする。

(平二八最裁規六・追加、令五最裁規一〇・一部改正)

第三目 証拠開示に関する裁定

(平一七最裁規一〇・追加)

(証拠不開示の理由の告知・法第三百十六條の十五等)

第二百七條の二十六 檢察官は、法第三百十六條の十五第一項若しくは第二項（法第三百十六條の二十一第四項において準用する場合を含む。）又は第三百十六條の二十第一項（法第三百十六條の二十二第五項において準用する場合を含む。）の規定により被告人又は弁護人から開示の請求があつた証拠について、これを開示しない場合には、被告人又は弁護人に対し、開示しない理由を告げなければならない。

(平一七最裁規一〇・追加、平二八最裁規六・旧第二百七條の二十四繰下、一部改正)

(証拠開示に関する裁定の請求の方式・法第三百十六條の二十五等)

第二百七條の二十七 法第三百十六條の二十五第一項又は第三百十六條の二十六第一項の規定による証拠開示に関する裁定の請求は、書面を差し出してこれをしなければならない。

2 前項の請求をした者は、速やかに、同項の書面の謄本を相手方又はその弁護人に送付しなければならない。

3 裁判所は、第一項の規定にかかわらず、公判前整理手続期日においては、同項の請求を口頭であることを許すことができる。

(平一七最裁規一〇・追加、平二八最裁規六・旧第二百七条の二十五繰下)

(証拠標目一覧表の記載事項・法第三百十六條の二十七)

第二百七条の二十八 法第三百十六條の二十七第二項の一覧表には、証拠ごとに、その種類、供述者又は作成者及び作成年月日のほか、同条第一項の規定により証拠の提示を命ずるかどうかの判断のために必要と認める事項を記載しなければならない。

(平一七最裁規一〇・追加、平二八最裁規六・旧第二百七条の二十六繰下)

第二款 期日間整理手続

(平一七最裁規一〇・追加)

(準用規定)

第二百七条の二十九 期日間整理手続については、前款（第二百七条の十九を除く。）の規定を準用する。この場合において、これらの規定（見出しを含む。）中「公判前整理手続期日」とあるのは「期日間整理手続期日」と、「公判前整理手続調書」とあるのは「期日間整理手続調書」と読み替えるほか、第二百七条の二から第二百七条の四までの見出し中「第三百十六條の二」とあるのは「第三百十六條の二十八」と、第二百七条の三及び第二百七条の四中「第三百十六條の二第一項」とあるのは「第三百十六條の二十八第一項」と、第二百七条の五から第二百七条の十二までの見出し、第二百七条の十四（見出しを含む。）、第二百七条の十五から第二百七条の十八までの見出し、第二百七条の二十第一項、第二百七条の二十一の見出し、第二百七条の二十二（見出しを含む。）、第二百七条の二十三の

見出し、第二百十七條の二十四（見出しを含む。）、第二百十七條の二十五の見出し、第二百十七條の二十六（見出しを含む。）、第二百十七條の二十七の見出し及び同条第一項並びに前条（見出しを含む。）中「法」とあるのは「法第三百十六條の二十八第二項において準用する法」と、第二百十七條の十五第一項第十九号中「第三百十六條の二十三第三項」とあるのは「第三百十六條の二十八第二項において準用する法第三百十六條の二十三第三項」と、同項第二十号イ中「第百五十七條の二第一項」とあるのは「第百五十七條の二第一項又は第百五十七條の三第一項」と、「第三百十六條の五第九号」とあるのは「第三百十六條の二十八第二項において準用する法第三百十六條の五第九号」と、第二百十七條の十七中「第一回公判期日」とあるのは「期日間整理手続終了後の最初の公判期日」と、第二百十七條の二十の見出し中「第三百十六條の十三」とあるのは「第三百十六條の二十八第二項において準用する法第三百十六條の十三」と、同条第二項中「第三百十六條の十七第一項」とあるのは「第三百十六條の二十八第二項において準用する法第三百十六條の十七第一項」と、第二百十七條の二十五中「第三百十六條の二十三第二項」とあるのは「第三百十六條の二十八第二項において準用する法第三百十六條の二十三第二項」と読み替えるものとする。

（平一七最裁規一〇・追加・平二八最裁規六・旧第二百十七條の二十七繰下、一部改正、平三〇最裁規一・令五最裁規一〇・令七最裁規一七・一部改正）

第三款 公判手続の特例

（平一七最裁規一〇・追加）

（審理予定に従った公判の審理の進行）

第二百十七條の三十 裁判所は、公判前整理手続又は期日間整理手続に付された事件については、公判の審理を当該公判前整理手続又は期日間整理手続において定められた予定に従って進行させるように努めなければならない。

2 訴訟関係人は、公判の審理が公判前整理手続又は期日間整理手続において定められた予定に従って進行するよう、裁判所に協力しなければならない。

(平一七最裁規一〇・追加、平二八最裁規六・旧第二百七条の二十八繰下)

(公判前整理手続等の結果を明らかにする手続・法第三百十六條の三十一)

第二百七条の三十一 公判前整理手続又は期日間整理手続に付された事件について、当該公判前整理手続又は期日間整理手続の結果を明らかにするには、公判前整理手続調書若しくは期日間整理手続調書を朗読し、又はその要旨を告げなければならない。法第三百十六條の二第三項（法第三百十六條の二十八第二項において準用する場合を含む。）に規定する書面についても、同様とする。

2 裁判所は、前項の規定により公判前整理手続又は期日間整理手続の結果を明らかにする場合には、裁判所書記官に命じて行わせることができる。

3 法第二百九十条の二第一項又は第三項の決定があつたときは、前二項の規定による公判前整理手続調書又は期日間整理手続調書の朗読又は要旨の告知は、被害者特定事項を明らかにしない方法で行うものとする。法第三百十六條の二第三項（法第三百十六條の二十八第二項において準用する場合を含む。）に規定する書面についても、同様とする。

4 法第二百九十条の三第一項の決定があつた場合における第一項又は第二項の規定による公判前整理手続調書又は期日間整理手続調書の朗読又は要旨の告知は、証人等特定事項を明らかにしない方法で行うものとする。法第三百十六條の二第三項（法第三百十六條の二十八第二項において準用する場合を含む。）に規定する書面についても、同様とする。

(平一七最裁規一〇・追加、平一九最裁規一五・平二八最裁規六・旧第二百七条の二十九繰下、一部改正)

(やむを得ない事由の疎明・法第三百十六條の三十二)

第二百十七條の三十二 公判前整理手続又は期日間整理手続に付された事件について、公判前整理手続又は期日間整理手続において請求しなかつた証拠の取調べを請求するには、やむを得ない事由によつてその証拠の取調べを請求することができなかつたことを疎明しなければならない。

(平一七最裁規一〇・追加、平二八最裁規六・旧第二百十七條の三十繰下)

(やむを得ない事由により請求することができなかつた証拠の取調べの請求・法第三百十六條の三十二)

第二百十七條の三十三 公判前整理手続又は期日間整理手続に付された事件について、やむを得ない事由により公判前整理手続又は期日間整理手続において請求することができなかつた証拠の取調べを請求するときは、その事由がやんだ後、できる限り速やかに、これを行わなければならない。

(平一七最裁規一〇・追加、平二八最裁規六・旧第二百十七條の三十一繰下)

第三節 被害者参加 (平二〇最裁規六・追加)

(被害者参加の申出がされた旨の通知の方式・法第三百十六條の三十三)

第二百十七條の三十四 法第三百十六條の三十三第二項後段の規定による通知は、書面で行わなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

(平二〇最裁規六・追加、平二八最裁規六・旧第二百十七條の三十二繰下)

(委託の届出等・法第三百十六條の三十四等)

第二百十七條の三十五 法第三百十六條の三十四及び第三百十六條の三十六から第三百十六條の三十八までに規定する行為を弁護士に委託した被害者参加人は、当該行為を当該弁護士に行わせるに当たり、あらかじめ、委託した旨を当該弁護士と連署した書面で裁判所に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、審級ごとにしなければならない。

3 第一項の書面に委託した行為を特定する記載がないときは、法第三百十六條の三十四及び第三百十六條の三十六から第三百十六條の三十八までに規定するすべての行為を委託したものとみなす。

4 第一項の規定による届出は、弁論が併合された事件であつて、当該被害者参加人が手続への参加を許されたものについてもその効力を有する。ただし、当該被害者参加人が、手続への参加を許された事件のうち当該届出の効力を及ぼさない旨の申述をしたものについては、この限りでない。

5 第一項の規定による届出をした被害者参加人が委託の全部又は一部を取り消したときは、その旨を書面で裁判所に届け出なければならない。

(平二〇最裁規六・追加、平二八最裁規六・旧第二百七條の三十三繰下)

(代表者選定の求めの記録化・法第三百十六條の三十四)

第二百七條の三十六 法第三百十六條の三十四第三項（同條第五項において準用する場合を含む。次條において同じ。）の規定により公判期日又は公判準備に出席する代表者の選定を求めたときは、裁判所書記官は、これを記録上明らかにしなければならない。

(平二〇最裁規六・追加、平二八最裁規六・旧第二百七條の三十四繰下)

(選定された代表者の通知・法第三百十六條の三十四)

第二百七條の三十七 法第三百十六條の三十四第三項の規定により公判期日又は公判準備に出席する代表者に選定された者は、速やかに、その旨を裁判所に通知しなければならない。

(平二〇最裁規六・追加、平二八最裁規六・旧第二百七條の三十五繰下)

(意見陳述の時期・法第三百十六條の三十八)

第二百十七條の三十八 法第三百十六條の三十八第一項の規定による意見の陳述は、法第二百九十三條第一項の規定による檢察官の意見の陳述の後速やかに、これをしなければならない。

(平二〇最裁規六・追加、平二八最裁規六・旧第二百十七條の三十六繰下)

(意見陳述の時間・法第三百十六條の三十八)

第二百十七條の三十九 裁判長は、法第三百十六條の三十八第一項の規定による意見の陳述に充てることのできる時間を定めることができる。

(平二〇最裁規六・追加、平二八最裁規六・旧第二百十七條の三十七繰下)

(決定の告知・法第三百十六條の三十三等)

第二百十七條の四十 裁判所は、法第三百十六條の三十三第一項の申出に対する決定又は同項の決定を取り消す決定をしたときは、速やかに、その旨を同項の申出をした者に通知しなければならない。

2 裁判所は、法第三百十六條の三十四第四項（同条第五項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定により公判期日又は公判準備への出席を許さない旨の決定をしたときは、速やかに、その旨を出席を許さないこととされた者に通知しなければならない。

3 裁判所は、法第三百十六條の三十六第一項、第三百十六條の三十七第一項又は第三百十六條の三十八第一項の申出に対する決定をしたときは、速やかに、その旨を当該申出をした者に通知しなければならない。

4 裁判所は、法第三百十六條の三十三第一項の申出に対する決定若しくは同項の決定を取り消す決定、法第三百十六條の三十四第四項の規定による公判期日又は公判準備

備への出席を許さない旨の決定、法第三百十六條の三十六第一項、第三百十六條の三十七第一項若しくは第三百十六條の三十八第一項の申出に対する決定、法第三百十六條の三十九第一項に規定する措置を採る旨の決定若しくは同項の決定を取り消す決定又は同條第四項若しくは第五項に規定する措置を採る旨の決定をしたときは、公判期日においてこれをした場合を除き、速やかに、その旨を訴訟關係人に通知しなければならない。

(平二〇最裁規六・追加、平二八最裁規六・旧第二百七條の三十八繰下)

第四節 公判の裁判 (平二〇最裁規六・旧第二節繰下)

(判決書への引用)

第二百十八條 地方裁判所又は簡易裁判所においては、判決書には、起訴状に記載された公訴事實又は訴因変更等請求書面に記載された事實を引用することができる。

(昭二四最裁規八・平二〇最裁規一四・令五最裁規一〇・一部改正)

第二百十八條の二 地方裁判所又は簡易裁判所においては、簡易公判手続又は即決裁判手続によつて審理をした事件の判決書には、公判調書に記載された証拠の標目を特定して引用することができる。

(昭三五最裁規二・追加、平一八最裁規一一・平二〇最裁規一四・一部改正)

(調書判決)

第二百十九條 地方裁判所又は簡易裁判所においては、上訴の申立てがない場合には、裁判所書記官に判決主文並びに罪となるべき事實の要旨及び適用した罰條を判決の宣告をした公判期日の調書の末尾に記載させ、これをもつて判決書に代えることができる。ただし、判決宣告の日から十四日以内でかつ判決の確定前に判決書の謄本の請求があつたときは、この限りでない。

2 前項の記載については、判決をした裁判官が、裁判所書記官とともに署名押印しなければならない。

3 前項の場合には、第四十六条第三項及び第四項並びに第五十五条後段の規定を準用する。

(昭二四最裁規八・昭二四最裁規一二・昭二六最裁規一五・昭三五最裁規二・平四最裁規一・平二〇最裁規一四・一部改正)

(公訴棄却の決定の送達の特例・法第三百三十九条)

第二百十九条の二 法第三百三十九条第一項第一号の規定による公訴棄却の決定は、被告人に送達することを要しない。

2 前項の決定をした場合において被告人に弁護人があるときは、弁護人にその旨を通知しなければならない。

(昭二八最裁規二一・追加)

(上訴期間等の告知)

第二百二十条 有罪の判決の宣告をする場合には、被告人に対し、上訴期間及び上訴申立書を差し出すべき裁判所を告知しなければならない。

(保護観察の趣旨等の説示・法第三百三十三条)

第二百二十条の二 保護観察に付する旨の判決の宣告をする場合には、裁判長は、被告人に対し、保護観察の趣旨その他必要と認める事項を説示しなければならない。

(昭二八最裁規二一・追加)

(判決宣告後の訓戒)

第二百二十一条 裁判長は、判決の宣告をした後、被告人に対し、その将来について適当な訓戒をすることができる。

(判決の通知・法第二百八十四条)

第二百二十二条 法第二百八十四条に掲げる事件について被告人の不出頭のまま判決の宣告をした場合には、直ちにその旨及び判決主文を被告人に通知しなければならない。但し、代理人又は弁護人が判決の宣告をした公判期日に出頭した場合は、この限りでない。

(昭四七最裁規五・一部改正)

(刑法第二十五条の二第一項の規定による保護観察の判決の通知等)

第二百二十二条の二 裁判所は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付する旨の判決の宣告をしたときは、速やかに、判決書の謄本若しくは抄本又は保護観察を受けるべき者の氏名、年齢、住居、罪名、判決の主文、犯罪事実の要旨及び宣告の年月日を記載した書面をその者の保護観察を担当すべき保護観察所の長に送付しなければならない。この場合において、裁判所は、その者が保護観察の期間中遵守すべき特別の事項に関する意見を記載した書面を添付しなければならない。

2 前項前段の書面には、同項後段に規定する意見以外の裁判所の意見その他保護観察の資料となるべき事項を記載した書面を添付することができる。

(昭二八最裁規二一・追加、平一八最裁規九・一部改正、平二八最裁規四・一部改正)

(保護観察の成績の報告)

第二百二十二条の三 保護観察に付する旨の判決をした裁判所は、保護観察の期間中、保護観察所の長に対し、保護観察を受けている者の成績について報告を求めることができる。

(昭二八最裁規二一・追加)

(帰国等保証金に代わる保証書の記載事項・法第三百四十二条の六等)

第二百二十二条の四 帰国等保証金に代わる保証書には、帰国等保証金額及びいつでもその帰国等保証金を納める旨を記載しなければならない。

(令七最裁規二・追加)

(帰国等保証金の還付・法第三百四十二条の七等)

第二百二十二条の五 法第三百四十二条の二、第三百四十五条の二又は第四百九十四条の三の許可が取り消され又は効力を失つたときは、没取されなかつた帰国等保証金は、これを還付しなければならない。

(令七最裁規二・追加)

(勾留状の記載要件等・法第三百四十二条の八等)

第二百二十二条の六 法第三百四十二条の八第一項（第一号に係る部分に限り、法第三百四十五条の三において読み替えて準用する場合を含む。第五項及び第六項において同じ。）の規定による決定に係る勾留状を発する場合における第七十条の規定の適用については、同条中「法第六十条第一項各号」とあるのは、「法第三百四十二条の八第一項各号列記以外の部分（法第三百四十五条の三において読み替えて準用する場合を含む。）」とする。

2 前項に規定する場合において、法第六十条第一項各号に定める事由に該当するときにおける第七十条の規定の適用については、同条中「法第六十条第一項各号」とあ

るのは、「法第六十条第一項各号及び第三百四十二条の八第一項各号列記以外の部分（法第三百四十五条の三において読み替えて準用する場合を含む。）」とする。

3 第一項に規定する場合において、法第二百七十一条の八第一項（第二号に係る部分に限り、法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により勾留状に代わるものを交付するときにおける第七十条の二の規定（勾留状に代わるものに関する部分に限る。次項において同じ。）の適用については、同条第一項中「裁判長又は裁判官」とあるのは「裁判長」と、「法第六十条第一項各号」とあるのは「法第三百四十二条の八第一項各号列記以外の部分（法第三百四十五条の三において読み替えて準用する場合を含む。）」とする。

4 前項に規定する場合において、法第六十条第一項各号に定める事由に該当するときにおける第七十条の二の規定の適用については、同条第一項中「裁判長又は裁判官」とあるのは「裁判長」と、「法第六十条第一項各号」とあるのは「法第六十条第一項各号及び第三百四十二条の八第一項各号列記以外の部分（法第三百四十五条の三において読み替えて準用する場合を含む。）」とする。

5 法第三百四十二条の八第一項の請求をするには、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- 一 被告人の氏名、年齢、職業及び住居
- 二 罪名及び公訴事実の要旨
- 三 法第三百四十二条の八第一項各号列記以外の部分に定める事由
- 四 法第六十条第一項各号に定める事由があるときは、その事由
- 五 被告人に弁護人があるときは、その氏名

6 第三百四十二条第二項及び第三項並びに第四百八条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、法第三百四十二条の八第一項の請求について準用する。この場合において、これらの規定中「被疑者」とあるのは、「被告人」と読み替えるものとする。

(令七最裁規二・追加)

(執行猶予取消請求の方式・法第三百四十九条)

第二百二十二条の七 刑の執行猶予の言渡の取消の請求は、取消の事由を具体的に記載した書面でしなければならない。

(昭二八最裁規二一・追加、令七最裁規二・旧第二百二十二条の四繰下)

(資料の差出し・法第三百四十九条)

第二百二十二条の八 刑の執行猶予の言渡しの取消しの請求をするには、取消しの事由があることを認めるべき資料を差し出さなければならない。その請求が刑法第二十六条の二第二号又は第二十七条の五第二号の規定による猶予の言渡しの取消しを求めらるものであるときは、保護観察所の長の申出があつたことを認めるべき資料をも差し出さなければならない。

(昭二八最裁規二一・追加、平七最裁規一・一部改正、平二八最裁規四・一部改正、令七最裁規二・旧第二百二十二条の五繰下)

(請求書の謄本の差出し、送達・法第三百四十九条等)

第二百二十二条の九 刑法第二十六条の二第二号又は第二十七条の五第二号の規定による猶予の言渡しの取消しを請求するときは、検察官は、請求と同時に請求書の謄本を裁判所に差し出さなければならない。

2 裁判所は、前項の謄本を受け取つたときは、遅滞なく、これを猶予の言渡を受けた者に送達しなければならない。

(昭二八最裁規二一・追加、平七最裁規一・一部改正、平二八最裁規四・一部改正、令七最裁規二・旧第二百二十二条の六繰下)

(口頭弁論請求権の通知等・法第三百四十九条の二)

第二百二十二条の十 裁判所は、刑法第二十六条の二第二号又は第二十七条の五第二号の規定による猶予の言渡しの取消しの請求を受けたときは、遅滞なく、猶予の言渡しを受けた者に対し、口頭弁論を請求することができる旨及びこれを請求する場合には弁護人を選任することができる旨を知らせ、かつ、口頭弁論を請求するかどうかを確かめなければならない。

2 前項の規定により口頭弁論を請求するかどうかを確めるについては、猶予の言渡しを受けた者に対し、一定の期間を定めて回答を求めることができる。

(昭二八最裁規二一・追加、平七最裁規一・一部改正、平二八最裁規四・一部改正、令七最裁規二・旧第二百二十二条の七繰下)

(出頭命令・法第三百四十九条等)

第二百二十二条の十一 裁判所は、猶予の言渡しの取消しの請求を受けた場合において必要があると認めるときは、猶予の言渡しを受けた者に出頭を命ずることができる。

(昭二八最裁規二一・追加、令七最裁規二・旧第二百二十二条の八繰下)

(口頭弁論・法第三百四十九条の二)

第二百二十二条の十二 法第三百四十九条の二第二項の規定による口頭弁論については、次の例による。

- 一 裁判長は、口頭弁論期日を定めなければならない。
- 二 口頭弁論期日には、猶予の言渡しを受けた者に出頭を命じなければならない。
- 三 口頭弁論期日は、検察官及び弁護人に通知しなければならない。
- 四 裁判所は、検察官、猶予の言渡しを受けた者若しくは弁護人の請求により、又は職権で、口頭弁論期日を変更することができる。
- 五 口頭弁論は、公開の法廷で行う。

法廷は、裁判官及び裁判所書記官が列席し、かつ、検察官が出席して開く。

六 猶予の言渡を受けた者が期日に出頭しないときは、開廷することができない。但し、正当な理由がなく出頭しないときは、この限りでない。

七 猶予の言渡を受けた者の請求があるとき、又は公の秩序若しくは善良の風俗を害する虞があるときは、口頭弁論を公開しないことができる。

八 口頭弁論については、調書を作らなければならない。

(昭二八最裁規二一・追加、令七最裁規二・旧第二百二十二条の九繰下)

(準用規定・法第三百五十条)

第二百二十二条の十三 法第三百五十条の請求については、第二百二十二条の七、第二百二十二条の八前段及び第二百二十二条の十一の規定を準用する。

(昭二八最裁規二一・追加、令七最裁規二・旧第二百二十二条の十繰下、一部改正)

第四章 即決裁判手続 (平一八最裁規一一・追加)

第一節 即決裁判手続の申立て (平一八最裁規一一・追加)

(書面の添付・法第三百五十条の十六)

第二百二十二条の十四 即決裁判手続の申立書には、法第三百五十条の十六第三項に定める手続をしたことを明らかにする書面を添付しなければならない。

(平一八最裁規一一・追加、平三〇最裁規一・一部改正、令七最裁規二・旧第二百二十二条の十一繰下)

(同意確認のための国選弁護人選任の請求・法第三百五十条の十七)

第二百二十二条の十五 法第三百五十条の十七第一項の請求は、法第三百五十条の十六第三項の確認を求めた検察官が所属する検察庁の所在地を管轄する地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官又はその地方裁判所の所在地（その支部の所在地を含む。）に在る簡易裁判所の裁判官にこれをしなければならない。

(平一八最裁規一一・追加、平三〇最裁規一・一部改正、令七最裁規二・旧第二百二十二条の十二繰下)

(同意確認のための私選弁護人選任の申出・法第三百五十条の十七)

第二百二十二条の十六 その資力（法第三十六条の二に規定する資力をいう。第二百八十条の三第一項において同じ。）が基準額（法第三十六条の三第一項に規定する基準額をいう。第二百八十条の三第一項において同じ。）以上である被疑者が法第三百五十条の十七第一項の請求をする場合においては、同条第二項において準用する法第三十七条の三第二項の規定により法第三十一条の二第一項の申出をすべき弁護士会は法第三百五十条の十六第三項の確認を求めた検察官が所属する検察庁の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内に在る弁護士会とし、当該弁護士会が法第三百五十条の十七第二項において準用する法第三十七条の三第三項の規定により通知をすべき地方裁判所は当該検察庁の所在地を管轄する地方裁判所とする。

(平一八最裁規一一・追加、平三〇最裁規一・一部改正、令七最裁規二・旧第二百二十二条の十三繰下)

第二節 公判準備及び公判手続の特例（平一八最裁規一一・追加）

(即決裁判手続の申立ての却下)

第二百二十二条の十七 裁判所は、即決裁判手続の申立てがあつた事件について、法第三百五十条の二十二各号のいずれかに該当する場合には、決定でその申立てを却下しなければならない。法第二百九十一条第五項の手続に際し、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述をしなかつた場合も、同様とする。

2 前項の決定は、これを送達することを要しない。

(平一八最裁規一一・追加、平二〇最裁規六・平二八最裁規六・平三〇最裁規一・令五最裁規一〇・一部改正、令七最裁規二・旧第二百二十二条の十四繰下)

(即決裁判手続の申立てを却下する決定等をした場合の措置・法第三百五十条の二十二等)

第二百二十二条の十八 即決裁判手続の申立てを却下する裁判書には、その理由が法第三百五十条の二十二第一号若しくは第二号に該当すること又は法第二百九十一条第五項の手続に際し、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述をしなかつたことであるときは、その旨を記載しなければならない。

2 法第三百五十条の二十二の決定を取り消す裁判書には、その理由が法第三百五十条の二十五第一項第一号、第二号又は第四号に該当すること（同号については、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述と相反するか又は実質的に異なつた供述をしたことにより同号に該当する場合に限る。）となつたことであるときは、その旨を記載しなければならない。

(平二八最裁規六・追加、平三〇最裁規一・令五最裁規一〇・一部改正、令七最裁規二・旧第二百二十二条の十五繰下)

(弁護人選任に関する通知・法第三百五十条の二十三)

第二百二十二条の十九 裁判所は、死刑又は無期若しくは長期三年を超える拘禁刑に当たる事件以外の事件について、即決裁判手続の申立てがあつたときは、第七十七条の規定にかかわらず、遅滞なく、被告人に対し、弁護人を選任することができる旨及び貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨のほか、弁護人がなければ法第三百五十条の二十二の手続を行う公判期日及び即決裁判手続による公判期日を開くことができない旨をも知らせなければならない。ただし、被告人に弁護人があるときは、この限りでない。

(平一八最裁規一一・追加、平二八最裁規六・旧第二百二十二条の十五繰下、平三〇最裁規一・一部改正、令七最裁規二・旧第二百二十二条の十六繰下)

(弁護人のない事件の処置・法第三百五十条の二十三)

第二百二十二条の二十 裁判所は、即決裁判手続の申立てがあつた場合において、被告人に弁護人がないときは、第七十八条の規定にかかわらず、遅滞なく、被告人に対し、弁護人を選任するかどうかを確かめなければならない。

2 裁判所は、前項の処置をするについては、被告人に対し、一定の期間を定めて回答を求めなければならない。

3 前項の期間内に回答がなく又は弁護人の選任がないときは、裁判長は、直ちに被告人のため弁護人を選任しなければならない。

(平一八最裁規一一・追加、平二八最裁規六・旧第二百二十二条の十六繰下、平三〇最裁規一・一部改正、令七最裁規二・旧第二百二十二条の十七繰下)

(公判期日の指定・法第三百五十条の二十一)

第二百二十二条の二十一 法第三百五十条の二十一の公判期日は、できる限り、公訴が提起された日から十四日以内の日を定めなければならない。

(平一八最裁規一一・追加、平二八最裁規六・旧第二百二十二条の十七繰下、平三〇最裁規一・一部改正、令七最裁規二・旧第二百二十二条の十八繰下)

(即決裁判手続による場合の特例)

第二百二十二条の二十二 即決裁判手続によつて審判をする旨の決定があつた事件については、第九十八条、第九十九条及び第二百三条の二の規定は、適用しない。

(平一八最裁規一一・追加、平二八最裁規六・旧第二百二十二条の十八繰下、令七最裁規二・旧第二百二十二条の十九繰下)

第二百二十二条の二十三 即決裁判手続によつて審理し、即日判決の言渡しをした事件の公判調書については、判決の言渡しをした公判期日から二十一日以内にこれを整理すれば足りる。

2 前項の場合には、その公判調書の記載の正確性についての異議の申立期間との関係においては、その公判調書を整理すべき最終日にこれを整理したものとみなす。

(平一八最裁規一一・追加、平二〇最裁規五・一部改正、平二八最裁規六・旧第二百二十二条の十九繰下、令七最裁規二・旧第二百二十二条の二十繰下)

第二百二十二条の二十四 即決裁判手続によつて審理し、即日判決の言渡しをした事件について、裁判長の許可があるときは、裁判所書記官は、第四十四条第一項第十九号及び第二十二号に掲げる記載事項の全部又は一部を省略することができる。ただし、控訴の申立てがあつた場合は、この限りでない。

2 検察官及び弁護人は、裁判長が前項の許可をする際に、意見を述べることができる。

(平一八最裁規一一・追加、平二〇最裁規六・一部改正、平二八最裁規六・旧第二百二十二条の二十繰下、令七最裁規二・旧第二百二十二条の二十一繰下)

第三編 上訴

第一章 通則

(上訴放棄の申立裁判所・法第三百五十九条等)

第二百二十三条 上訴放棄の申立は、原裁判所にしなければならない。

(昭二八最裁規二一・追加)

(上訴取下の申立裁判所・法第三百五十九条等)

第二百二十三条の二 上訴取下の申立は、上訴裁判所にこれをしなければならない。

(昭二八最裁規二一・旧第二百二十三条繰下)

2 訴訟記録を上訴裁判所に送付する前に上訴の取下をする場合には、その申立書を原裁判所に差し出すことができる。

(上訴取下の申立の方式・法第三百五十九条等)

第二百二十四条 上訴取下の申立は、書面でこれをしなければならない。但し、公判廷においては、口頭でこれを行うことができる。この場合には、その申立を調書に記載しなければならない。

(同意書の差出・法第三百六十条)

第二百二十四条の二 法第三百五十三条又は第三百五十四条に規定する者は、上訴の放棄又は取下をするときは、同時に、被告人のこれに同意する旨の書面を差し出さなければならない。

(昭二八最裁規二一・追加)

(上訴権回復請求の方式・法第三百六十三条)

第二百二十五条 上訴権回復の請求は、書面でこれをしなければならない。

(上訴権回復請求の理由の疎明・法第三百六十三条)

第二百二十六条 上訴権回復の理由となる事実は、これを疎明しなければならない。

(刑事施設に収容中の被告人の上訴・法第三百六十六条)

第二百二十七条 刑事施設に収容されている被告人が上訴をするには、刑事施設の長又はその代理者を經由して上訴の申立書を差し出さなければならない。

2 刑事施設の長又はその代理者は、原裁判所に上訴の申立書を送付し、かつ、これを受け取った年月日を通知しなければならない。

(平一八最裁規六・一部改正)

第二百二十八条 刑事施設に収容されている被告人が上訴の提起期間内に上訴の申立書を刑事施設の長又はその代理者に差し出したときは、上訴の提起期間内に上訴をしたものとみなす。

(平一八最裁規六・一部改正)

(刑事施設に収容中の被告人の上訴放棄等・法第三百六十七条等)

第二百二十九条 刑事施設に収容されている被告人が上訴の放棄若しくは取下げ又は上訴権回復の請求をする場合には、前二条の規定を準用する。

(昭二八最裁規二一・平一八最裁規六・一部改正)

(上訴等の通知)

第二百三十条 上訴、上訴の放棄若しくは取下又は上訴権回復の請求があつたときは、裁判所書記官は、速やかにこれを相手方に通知しなければならない。

(昭二四最裁規一二・昭二八最裁規二一・一部改正)

第二百三十一条から第二百三十四条まで 削除 (昭五一最裁規四)

第二章 控訴

(訴訟記録等の送付)

第二百三十五条 控訴の申立が明らかに控訴権の消滅後にされたものである場合を除いては、第一審裁判所は、公判調書の記載の正確性についての異議申立期間の経過後、速やかに訴訟記録及び証拠物を控訴裁判所に送付しなければならない。

(控訴趣意書の差出期間・法第三百七十六条)

第二百三十六条 控訴裁判所は、訴訟記録の送付を受けたときは、速やかに控訴趣意書を差し出すべき最終日を指定してこれを控訴申立人に通知しなければならない。控

訴申立人に弁護人があるときは、その通知は、弁護人にもこれをしなければならない。

2 前項の通知は、通知書を送達してこれをしなければならない。

3 第一項の最終日は、控訴申立人に対する前項の送達があつた日の翌日から起算して二十一日目以後の日でなければならない。

4 第二項の通知書の送達があつた場合において第一項の最終日の指定が前項の規定に違反しているときは、第一項の規定にかかわらず、控訴申立人に対する送達があつた日の翌日から起算して二十一日目の日を最終日とみなす。

(訴訟記録到達の通知)

第二百三十七条 控訴裁判所は、前条の通知をする場合には、同時に訴訟記録の送付があつた旨を検察官又は被告人で控訴申立人でない者に通知しなければならない。被告人に弁護人があるときは、その通知は、弁護人にこれをしなければならない。

(期間経過後の控訴趣意書)

第二百三十八条 控訴裁判所は、控訴趣意書を差し出すべき期間経過後に控訴趣意書を受け取つた場合においても、その遅延がやむを得ない事情に基くものと認めるときは、これを期間内に差し出されたものとして審判をすることができる。

(主任弁護人以外の弁護人の控訴趣意書・法第三十四条)

第二百三十九条 控訴趣意書は、主任弁護人以外の弁護人もこれを差し出すことができる。

(控訴趣意書の記載)

第二百四十条 控訴趣意書には、控訴の理由を簡潔に明示しなければならない。

(控訴趣意書の謄本)

第二百四十一条 控訴趣意書には、相手方の数に応ずる謄本を添附しなければならない。

(控訴趣意書の謄本の送達)

第二百四十二条 控訴裁判所は、控訴趣意書を受け取つたときは、速やかにその謄本を相手方に送達しなければならない。

(答弁書)

第二百四十三条 控訴の相手方は、控訴趣意書の謄本の送達を受けた日から七日以内に答弁書を控訴裁判所に差し出すことができる。

2 検察官が相手方であるときは、重要と認める控訴の理由について答弁書を差し出さなければならない。

3 裁判所は、必要と認めるときは、控訴の相手方に対し一定の期間を定めて、答弁書を差し出すべきことを命ずることができる。

4 答弁書には、相手方の数に応ずる謄本を添附しなければならない。

5 控訴裁判所は、答弁書を受け取つたときは、速やかにその謄本を控訴申立人に送達しなければならない。

(昭二五最裁規二八・一部改正)

(被告人の移送)

第二百四十四条 被告人が刑事施設に収容されている場合において公判期日を指定すべきときは、控訴裁判所は、その旨を対応する検察庁の検察官に通知しなければならない。

2 検察官は、前項の通知を受けたときは、速やかに被告人を控訴裁判所の所在地の刑事施設に移さなければならない。

3 被告人が控訴裁判所の所在地の刑事施設に移されたときは、検察官は、速やかに被告人の移された刑事施設を控訴裁判所に通知しなければならない。

(平一八最裁規六・一部改正)

(受命裁判官の報告書)

第二百四十五条 裁判長は、合議体の構成員に控訴申立書、控訴趣意書及び答弁書を検閲して報告書を作らせることができる。

2 公判期日には、受命裁判官は、弁論前に、報告書を朗読しなければならない。

(判決書の記載)

第二百四十六条 判決書には、控訴の趣意及び重要な答弁について、その要旨を記載しなければならない。この場合において、相当と認めるときは、控訴趣意書又は答弁書に記載された事実を引用することができる。

(昭二五最裁規二八・一部改正)

(最高裁判所への移送・法第四百六条)

第二百四十七条 控訴裁判所は、憲法の違反があること又は憲法の解釈に誤があることのみを理由として控訴の申立をした事件について、相当と認めるときは、訴訟関係人の意見を聴いて、決定でこれを最高裁判所に移送することができる。

(移送の許可の申請・法第四百六条)

第二百四十八条 前条の決定は、最高裁判所の許可を受けてこれをしなければならない。

2 前項の許可は、書面でこれを求めなければならない。

3 前項の書面には、原判決の謄本及び控訴趣意書の謄本を添附しなければならない。

(移送の決定の効力・法第四百六条)

第二百四十九条 第二百四十七条の決定があつたときは、控訴の申立があつた時に控訴趣意書に記載された理由による上告の申立があつたものとみなす。

(準用規定)

第二百五十条 控訴の審判については、特別の定のある場合を除いては、第二編中公判に関する規定を準用する。

第三章 上告

(訴訟記録の送付)

第二百五十一条 上告の申立が明らかに上告権の消滅後にされたものである場合を除いては、原裁判所は、公判調書の記載の正確性についての異議申立期間の経過後、速やかに訴訟記録を上告裁判所に送付しなければならない。

(上告趣意書の差出期間・法第四百十四条等)

第二百五十二条 上告趣意書を差し出すべき最終日は、その指定の通知書が上告申立人に送達された日の翌日から起算して二十八日目以後の日でなければならない。

2 前項の規定による最終日の通知書の送達があつた場合においてその指定が同項の規定に違反しているときは、その送達があつた日の翌日から起算して二十八日目の日を最終日とみなす。

(判例の摘示)

第二百五十三条 判例と相反する判断をしたことを理由として上告の申立をした場合には、上告趣意書にその判例を具体的に示さなければならない。

(跳躍上告・法第四百六条)

第二百五十四条 地方裁判所又は簡易裁判所がした第一審判決に対しては、その判決において法律、命令、規則若しくは処分が憲法に違反するものとした判断又は地方公共団体の条例若しくは規則が法律に違反するものとした判断が不当であることを理由として、最高裁判所に上告をすることができる。

2 検察官は、地方裁判所又は簡易裁判所がした第一審判決に対し、その判決において地方公共団体の条例又は規則が憲法又は法律に適合するものとした判断が不当であることを理由として、最高裁判所に上告をすることができる。

(昭二四最裁規八・平二〇最裁規一四・一部改正)

(跳躍上告と控訴・法第四百六条)

第二百五十五条 前条の上告は、控訴の申立があつたときは、その効力を失う。但し、控訴の取下又は控訴棄却の裁判があつたときは、この限りでない。

(違憲判断事件の優先審判)

第二百五十六条 最高裁判所は、原判決において法律、命令、規則又は処分が憲法に違反するものとした判断が不当であることを上告の理由とする事件については、原裁判において同種の判断をしていない他のすべての事件に優先して、これを審判しなければならない。

(上告審としての事件受理の申立・法第四百六条)

第二百五十七条 高等裁判所がした第一審又は第二審の判決に対しては、その事件が法令（裁判所の規則を含む。）の解釈に関する重要な事項を含むものと認めるとき

は、上訴権者は、その判決に対する上告の提起期間内に限り、最高裁判所に上告審として事件を受理すべきことを申し立てることができる。但し、法第四百五条に規定する事由をその理由とすることはできない。

(申立の方式・法第四百六条)

第二百五十八条 前条の申立をするには、申立書を原裁判所に差し出さなければならない。

(昭二六最裁規一五・昭二八最裁規五・一部改正)

(原判決の謄本等の交付・法第四百六条)

第二百五十八条の二 第二百五十七条の申立てがあつたときは、原裁判所に対して法第四十六条の規定による判決の謄本の交付の請求があつたものとみなす。ただし、申立人が申立ての前に判決の謄本の交付を受けているとき（その交付を受けるに当たり、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの（法第二百七十一条の五第一項（法第四百四条において準用する場合を含む。）の決定により通知することとされたものを除く。）又は訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないもの（法第三百十二条の二第四項（法第四百四条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法第二百七十一条の五第一項の決定により通知することとされたものを除く。）を被告人に知らせてはならない旨の条件が付され、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定された場合を含む。）又は法第二百七十一条の六第四項若しくは第五項（これらの規定を法第三百十二条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による判決の抄本の交付、法第二百九十九条の六第四項若しくは第五項の規定による判決の抄本の交付若しくは法第四百四条において準用する法第二百七十一条の六第四項若しくは第五項（これらの規定を法第四百四条において準用する法第三百十二条の二第四項において準用する場合を含む。）若しくは第二百九十九条の六第四項若しくは第五項の規定による判決の抄本の交付を受けているときは、この限りでない。

2 前項本文の場合には、原裁判所は、遅滞なく判決の謄本を申立人に交付しなければならない。ただし、弁護士又は被告人その他訴訟関係人（検察官を除く。）から第二百五十七条の申立てがあつた場合であつて、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める措置をとることをもつて、判決の謄本の交付に代えることができる。

一 第二百五十七条の申立てに係る事件において法第二百七十一条の二第二項の規定による起訴状抄本等の提出があつたとき又は法第三百十二条の二第二項（法第四百四条において準用する場合を含む。）の規定による訴因変更等請求書面抄本等の提出があつたとき 法第二百七十一条の六第三項から第五項まで（これらの規定を法第三百十二条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による措置又は法第四百四条において準用する法第二百七十一条の六第三項から第五項まで（これらの規定を法第四百四条において準用する法第三百十二条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による措置

二 第二百五十七条の申立てに係る事件において検察官が法第二百九十九条の四第一項、第三項、第六項若しくは第八項（これらの規定を法第四百四条において準用する場合を含む。）の規定による措置をとつたとき又は裁判所が法第二百九十九条の五第三項（法第四百四条において準用する場合を含む。）の規定による措置をとつたとき 法第二百九十九条の六第三項から第五項まで（これらの規定を法第四百四条において準用する場合を含む。）の規定による措置

3 第一項ただし書又は前項の場合には、裁判所書記官は、判決の謄本又は抄本を交付した日を記録上明らかにしておかなければならない。

（昭二八最裁規五・追加、令五最裁規一〇・一部改正）

（処置をとるべきことの請求）

第二百五十八条の三 裁判所は、前条第二項ただし書の規定により付した条件に弁護士が違反したとき、又は同項ただし書の規定による時期若しくは方法の指定に弁護士が従わなかつたときは、弁護士である弁護人については当該弁護士の所属する弁護士

会又は日本弁護士連合会に通知し、適切な処置をとるべきことを請求することができる。

2 前項の規定による請求を受けた者は、そのとつた処置をその請求をした裁判所に通知しなければならない。

(令五最裁規一〇・追加)

(事件受理の申立理由書・法第四百六条)

第二百五十八条の四 申立人は、第二百五十八条の二第二項の規定による謄本又は抄本の交付を受けたときはその日から、同条第一項ただし書の場合には第二百五十七条の申立てをした日から十四日以内に理由書を原裁判所に差し出さなければならない。この場合には、理由書に相手方の数に応ずる謄本及び原判決の謄本又は抄本を添付しなければならない。

2 前項の理由書には、第一審判決の内容を摘示する等の方法により、申立ての理由をできる限り具体的に記載しなければならない。

(昭二八最裁規五・追加、令五最裁規一〇・旧第二百五十八条の三繰下、一部改正)

(原裁判所の棄却決定・法第四百六条)

第二百五十九条 第二百五十七条の申立が明らかに申立権の消滅後にされたものであるとき、又は前条第一項の理由書が同項の期間内に差し出されないときは、原裁判所は、決定で申立を棄却しなければならない。

(昭二八最裁規五・一部改正)

(申立書の送付等・法第四百六条)

第二百六十条 原裁判所は、第二百五十八条の四第一項の理由書及び添付書類を受け取つたときは、前条の場合を除いて、速やかにこれを第二百五十八条の申立書とともに最高裁判所に送付しなければならない。

2 最高裁判所は、前項の送付を受けたときは、速やかにその年月日を検察官に通知しなければならない。

(昭二八最裁規五・令五最裁規一〇・一部改正)

(事件受理の決定・法第四百六条)

第二百六十一条 最高裁判所は、自ら上告審として事件を受理するのを相当と認めるときは、前条の送付を受けた日から十四日以内にその旨の決定をしなければならない。この場合において申立の理由中に重要でないと認めるものがあるときは、これを排除することができる。

2 最高裁判所は、前項の決定をしたときは、同項の期間内にこれを検察官に通知しなければならない。

(事件受理の決定の通知・法第四百六条)

第二百六十二条 最高裁判所は、前条第一項の決定をしたときは、速やかにその旨を原裁判所に通知しなければならない。

(事件受理の決定の効力等・法第四百六条)

第二百六十三条 第二百六十一条第一項の決定があつたときは、第二百五十八条の四第一項の理由書は、その理由（第二百六十一条第一項後段の規定により排除された理由を除く。）を上告の理由とする上告趣意書とみなす。

2 前項の理由書の謄本を相手方に送達する場合において、第二百六十一条第一項後段の規定により排除された理由があるときは、同時にその決定の謄本をも送達しなければならない。

(昭二八最裁規五・令五最裁規一〇・一部改正)

(申立の効力・法第四百六条)

第二百六十四条 第二百五十七条の申立は、原判決の確定を妨げる効力を有する。但し、申立を棄却する決定があつたとき、又は第二百六十一条第一項の決定がされないで同項の期間が経過したときは、この限りでない。

(被告人の移送・法第四百九条)

第二百六十五条 上告審においては、公判期日を指定すべき場合においても、被告人の移送は、これを必要としない。

(平一八最裁規六・一部改正)

(準用規定)

第二百六十六条 上告の審判については、特別の定のある場合を除いては、前章の規定を準用する。

(判決訂正申立等の方式・法第四百十五条)

第二百六十七条 判決を訂正する申立は、書面でこれをしなければならない。

2 前項の書面には、申立の理由を簡潔に明示しなければならない。

3 判決訂正の申立期間延長の申立については、前二項の規定を準用する。

(判決訂正申立のお知らせ・法第四百十五条)

第二百六十八条 前条第一項の申立があつたときは、速やかにその旨を相手方に通知しなければならない。

(却下決定の送達・法第四百十五条)

第二百六十九条 判決訂正の申立期間延長の申立を却下する決定は、これを送達することを要しない。

(判決訂正申立についての裁判・法第四百十六条等)

第二百七十条 判決訂正の申立についての裁判は、原判決をした裁判所を構成した裁判官全員で構成される裁判所がこれをしなければならない。但し、その裁判官が死亡した場合その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

2 前項但書の場合にも、原判決をするについて反対意見を表示した裁判官が多数となるように構成された裁判所においては、同項の裁判をすることができない。

第四章 抗告

(訴訟記録等の送付)

第二百七十一条 原裁判所は、必要と認めるときは、訴訟記録及び証拠物を抗告裁判所に送付しなければならない。

2 抗告裁判所は、訴訟記録及び証拠物の送付を求めることができる。

(抗告裁判所の決定の通知)

第二百七十二条 抗告裁判所の決定は、これを原裁判所に通知しなければならない。

(準用規定)

第二百七十三条 法第四百二十九条及び第四百三十条の請求があつた場合には、前二条の規定を準用する。

(特別抗告申立書の記載・法第四百三十三条)

第二百七十四条 法第四百三十三条の抗告の申立書には、抗告の趣旨を簡潔に記載しなければならない。

(特別抗告についての調査の範囲・法第四百三十三条)

第二百七十五条 最高裁判所は、法第四百三十三条の抗告については、申立書に記載された抗告の趣意についてのみ調査をするものとする。但し、法第四百五条に規定する事由については、職権で調査をすることができる。

(準用規定)

第二百七十六条 法第四百三十三条の抗告の申立があつた場合には、第二百五十六条、第二百七十一条及び第二百七十二条の規定を準用する。

第四編 少年事件の特別手続

(審理の方針)

第二百七十七条 少年事件の審理については、懇切を旨とし、且つ事案の真相を明らかにするため、家庭裁判所の取り調べた証拠は、つとめてこれを取り調べるようにしなければならない。

(少年鑑別所への送致令状の記載要件・少年法第四十四条)

第二百七十八条 少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第四十四条第二項の規定により発する令状には、少年の氏名、年齢及び住居、罪名、被疑事実の要旨、法第六十条第一項各号に定める事由、収容すべき少年鑑別所、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに請求及び発付の年月日を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

2 前項の令状の執行は、法及びこの規則中勾留状の執行に関する規定に準じてこれを行わなければならない。

(昭二五最裁規九・昭二七最裁規一九・平二八最裁規六・一部改正)

(少年鑑別所への送致令状に代わるものの交付請求等)

第二百七十八条の二 検察官は、法第二百一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者の個人特定事項について、必要と認めるときは、勾留の請求に代わる少年法第十七条第一項の措置の請求（以下「勾留に代わる措置の請求」という。）と同時に、裁判官に対し、勾留に代わる措置の請求をされた少年に被疑事件を告げるに当たっては当該個人特定事項を明らかにしない方法によること及び少年に示すものとして当該個人特定事項の記載がない前条第一項の令状の抄本その他の当該令状に代わるものを交付することを請求することができる。

2 裁判官は、前項の規定による請求を受けたときは、勾留に代わる措置の請求をされた少年に被疑事件を告げるに当たっては、当該請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法によるとともに、少年法第四十四条第二項の規定により令状を発するときは、これと同時に、少年に示すものとして、当該個人特定事項を明らかにしない方法により被疑事実の要旨を記載した当該令状の抄本その他の当該令状に代わるものを交付するものとする。ただし、当該請求に係る者が法第二百一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者に該当しないことが明らかなきときは、この限りでない。

(令五最裁規一〇・追加)

第二百七十八条の三 裁判官は、前条第二項の規定による措置をとつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、少年又は弁護人の請求により、当該措置に係る個人特定事項の全部又は一部を少年に通知する旨の裁判をしなければならない。

一 イ又はロに掲げる個人特定事項の区分に応じ、当該イ又はロに定める場合であるとき。

イ 被害者の個人特定事項 当該措置に係る事件に係る罪が法第二百一条の二第一項第一号イ及びロに規定するものに該当せず、かつ、当該措置に係る事件が同号ハに掲げるものに該当しないとき。

ロ 被害者以外の者の個人特定事項 当該措置に係る者が法第二百一条の二第一項第二号に掲げる者に該当しないとき。

二 当該措置により少年の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき。

2 裁判官は、前項の請求について裁判をするときは、検察官の意見を聴かなければならない。

3 裁判官は、第一項の裁判（前条第二項の規定による措置に係る個人特定事項の一部を少年に通知する旨のものに限る。）をしたときは、速やかに、検察官に対し、少年に示すものとして、当該個人特定事項（当該裁判により通知することとされたものを除く。）を明らかにしない方法により被疑事実の要旨を記載した第二百七十八条第一項の令状の抄本その他の当該令状に代わるものを交付するものとする。

4 第一項の裁判の執行は、法第二百七条の三第五項の規定並びに法及びこの規則中勾留状の執行に関する規定に準じてこれをしなければならない。

（令五最裁規一〇・追加）

（国選弁護士・法第三十七条等）

第二百七十九条 少年の被告人に弁護士がないときは、裁判所は、なるべく、職権で弁護士を附さなければならない。

（家庭裁判所調査官の観護に付する決定の効力・少年法第四十五条）

第二百八十条 少年法第十七条第一項第一号の措置は、事件を終局させる裁判の確定によりその効力を失う。

(昭二五最裁規一一・昭二九最裁規五・一部改正)

(観護の措置が勾留とみなされる場合の国選弁護人選任の請求等・少年法第四十五条等)

第二百八十条の二 少年法第四十五条第七号（同法第四十五条の二において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定により被疑者に勾留状が発せられているものとみなされる場合における法第三十七条の二第一項の請求は、少年法第十九条第二項（同法第二十三条第三項において準用する場合を含む。次項及び次条第一項において同じ。）、第二十条第一項若しくは第六十二条第一項の決定をした家庭裁判所の裁判官、その所属する家庭裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官又はその地方裁判所の所在地（その支部の所在地を含む。）に在る簡易裁判所の裁判官にこれをしなければならない。

2 前項に規定する場合における法第三十七条の四の規定による弁護人の選任に関する処分は、少年法第十九条第二項、第二十条第一項若しくは第六十二条第一項の決定をした家庭裁判所の裁判官、その所属する家庭裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官又はその地方裁判所の所在地（その支部の所在地を含む。）に在る簡易裁判所の裁判官がこれをしなければならない。

3 第一項の被疑者が同項の地方裁判所の管轄区域外に在る刑事施設に収容されたときは、同項の規定にかかわらず、法第三十七条の二第一項の請求は、その刑事施設の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官又はその地方裁判所の所在地（その支部の所在地を含む。）に在る簡易裁判所の裁判官にこれをしなければならない。

4 前項に規定する場合における法第三十七条の四の規定による弁護人の選任に関する処分は、第二項の規定にかかわらず、前項の刑事施設の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官又はその地方裁判所の所在地（その支部の所在地を含む。）に在る簡易裁

判所の裁判官がこれをしなければならない。法第三十七条の五及び第三十八条の第三項の規定による弁護人の選任に関する処分についても同様とする。

(平一八最裁規一一・追加)

(観護の措置が勾留とみなされる場合の私選弁護人選任の申出・少年法第四十五条等)

第二百八十条の三 少年法第四十五条第七号の規定により勾留状が発せられているものとみなされた被疑者でその資力が基準額以上であるものが法第三十七条の二第一項の請求をする場合においては、法第三十七条の三第二項の規定により法第三十一条の二第一項の申出をすべき弁護士会は少年法第十九条第二項、第二十条第一項又は第六十二条第一項の決定をした家庭裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内に在る弁護士会とし、当該弁護士会が法第三十七条の三第三項の規定により通知をすべき地方裁判所は当該家庭裁判所の所在地を管轄する地方裁判所とする。

2 前項の被疑者が同項の地方裁判所の管轄区域外に在る刑事施設に収容された場合において、法第三十七条の二第一項の請求をするときは、前項の規定にかかわらず、法第三十七条の三第二項の規定により法第三十一条の二第一項の申出をすべき弁護士会は当該刑事施設の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内に在る弁護士会とし、当該弁護士会が法第三十七条の三第三項の規定により通知をすべき地方裁判所は当該刑事施設の所在地を管轄する地方裁判所とする。

(平一八最裁規一一・追加)

(勾留に代わる措置の請求・少年法第四十三条)

第二百八十一条 少年事件において、検察官が裁判官に対し勾留に代わる措置の請求をする場合には、第四百七条から第四百五十条の八までの規定を準用する。

(令五最裁規一〇・一部改正)

(準用規定)

第二百八十二条 被告人又は被疑者が少年鑑別所に収容又は拘禁されている場合には、この規則中刑事施設に関する規定を準用する。

(昭二五最裁規九・昭二七最裁規一九・平一八最裁規六・平一八最裁規一一・一部改正)

第五編 再審

(請求の手續)

第二百八十三条 再審の請求をするには、その趣意書に原判決の謄本、証拠書類及び証拠物を添えてこれを管轄裁判所に差し出さなければならない。ただし、法第二百七十一条の二第二項の規定による起訴状抄本等の提出があつた場合、法第二百九十九条の四第一項、第三項、第六項若しくは第八項の規定による措置がとられた場合、法第二百九十九条の五第三項の規定による措置がとられた場合又は法第三百十二条の二第二項（法第四百四条において準用する場合を含む。）の規定による訴因変更等請求書面抄本等の提出があつた場合であつて、原判決の謄本を添えることができないときは、原判決の抄本であつてこれらの措置に係る個人特定事項又は氏名若しくは住居の記載がないものを添えれば足りる。

(令五最裁規一〇・一部改正)

(準用規定)

第二百八十四条 再審の請求又はその取下については、第二百二十四条、第二百二十七条、第二百二十八条及び第二百三十条の規定を準用する。

(請求の競合)

第二百八十五条 第一審の確定判決と控訴を棄却した確定判決とに対して再審の請求があつたときは、控訴裁判所は、決定で第一審裁判所の訴訟手続が終了するに至るまで、訴訟手続を停止しなければならない。

2 第一審又は第二審の確定判決と上告を棄却した確定判決とに対して再審の請求があつたときは、上告裁判所は、決定で第一審裁判所又は控訴裁判所の訴訟手続が終了するに至るまで、訴訟手続を停止しなければならない。

(意見の聴取)

第二百八十六条 再審の請求について決定をする場合には、請求をした者及びその相手方の意見を聴かなければならない。有罪の言渡を受けた者の法定代理人又は保佐人が請求をした場合には、有罪の言渡を受けた者の意見をも聴かなければならない。

第六編 略式手続

第二百八十七条 削除（昭二八最裁規二一）

(書面の添附・法第四百六十一条の二等)

第二百八十八条 略式命令の請求書には、法第四百六十一条の二第一項に定める手続をしたことを明らかにする書面を添附しなければならない。

(昭二八最裁規二一・全改)

(書類等の差出)

第二百八十九条 検察官は、略式命令の請求と同時に、略式命令をするために必要があると思料する書類及び証拠物を裁判所に差し出さなければならない。

2 検察官は、前項の規定により被告人以外の者の供述録取書等（法第二百九十条の三第一項に規定する供述録取書等をいう。）であつて、その者が法第三百五十条の二第一項の合意に基づいて作成したもの又は同項の合意に基づいてされた供述を録取し

若しくは記録したものを裁判所に差し出すときは、その差出しと同時に、合意内容書面（法第三百五十条の七第一項に規定する合意内容書面をいう。以下同じ。）を裁判所に差し出さなければならない。

3 前項の規定により合意内容書面を裁判所に差し出す場合において、当該合意の当事者が法第三百五十条の十第二項の規定により当該合意から離脱する旨の告知をしているときは、検察官は、あわせて、同項の書面を裁判所に差し出さなければならない。

4 第二項の規定により合意内容書面を裁判所に差し出した後、裁判所が略式命令をする前に、当該合意の当事者が法第三百五十条の十第二項の規定により当該合意から離脱する旨の告知をしたときは、検察官は、遅滞なく、同項の書面をその裁判所に差し出さなければならない。

5 検察官は、次条第二項の略式命令の謄本に代わるものの謄本を被告人に送達するのを相当と思料するときは、起訴状に記載された個人特定事項が法第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認めるべき資料を裁判所に差し出すことができる。

（平三〇最裁規一・令五最裁規一〇・一部改正）

（略式命令の時期等）

第二百九十条 略式命令は、遅くともその請求のあつた日から十四日以内にこれを発しなければならない。

2 裁判所は、略式命令を発する場合において、起訴状に記載された個人特定事項が法第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当し、かつ、相当と認めるときは、略式命令の謄本に代えて当該個人特定事項の記載がない略式命令の抄本その他の略式命令の謄本に代わるものの謄本を被告人に送達してその告知をすることができる。

3 前項の略式命令の謄本に代わるものには、同項の規定によるものである旨を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

4 裁判所は、略式命令又は略式命令の謄本に代わるものの謄本の送達ができなかつたときは、直ちにその旨を検察官に通知しなければならない。

(令五最裁規一〇・一部改正)

(準用規定)

第二百九十一条 法第四百六十三条の二第二項の決定については、第二百十九条の二の規定を準用する。

(昭二八最裁規二一・全改)

(起訴状の謄本の送達等・法第四百六十三条等)

第二百九十二条 法第四百六十三条第四項の規定による起訴状の謄本の提出があつた場合には、第七十六条の規定の適用があるものとする。

2 法第四百六十三条第五項において読み替えて適用する法第二百七十一条の二第二項の規定により起訴状抄本等を提出する場合には、検察官は、当該起訴状抄本等及び第六十五条の二第二項の規定により差し出す起訴状抄本等に、法第二百七十一条の二第一項の規定による求めに係る者がそれぞれ同項第一号イ、ロ若しくはハ(1)若しくは(2)又は第二号イ若しくはロのいずれに該当するかの別を記載しなければならない。

(昭二八最裁規二一・令五最裁規一〇・一部改正)

(準用規定)

第二百九十二条の二 法第四百六十八条第五項において読み替えて適用する法第二百七十一条の二第二項の規定により起訴状抄本等を提出する場合には、前条第二項の規定を準用する。

(令五最裁規一〇・追加)

(書類等の返還)

第二百九十三条 裁判所は、法第四百六十三条第三項又は第四百六十五条第二項の通知をしたときは、直ちに第二百八十九条第一項の書類及び証拠物並びに合意内容書面及び法第三百五十条の十第二項の書面を検察官に返還しなければならない。

(昭二八最裁規二一・全改、平三〇最裁規一・一部改正)

(準用規定)

第二百九十四条 正式裁判の請求、その取下又は正式裁判請求権回復の請求については、第二百二十四条から第二百二十八条まで及び第二百三十条の規定を準用する。

第七編 裁判の執行

(拘置請求書の記載要件・法第四百九十四条の五等)

第二百九十四条の二 法第四百九十四条の五の規定による拘置の請求をするには、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

一 法第三百四十五条の二（法第四百四条（法第四百十四条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。次条第二号、第二百九十四条の四及び第二百九十四条の七第一項において同じ。）又は第四百九十四条の三の規定による決定を受けた者の氏名、年齢、職業及び住居

二 罰金の裁判を告知した裁判所、当該裁判が確定した日、当該裁判に係る罰金の金額及び罰金を完納することができない場合における留置の期間

三 罰金の裁判が確定した者が法第四百九十四条の五各号に掲げる者であること。

2 第四百十二条第二項及び第三項の規定は、法第四百九十四条の五の規定による拘置の請求について準用する。この場合において、これらの規定中「被疑者の」とある

のは「法第三百四十五条の二（法第四百四条（法第四百十四条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は第四百九十四条の三の規定による決定を受けた者の」と、第四百二十二条第二項中「被疑者を」とあるのは「その者を」と読み替えるものとする。

（令七最裁規二・追加）

（資料の提供・法第四百九十四条の五等）

第二百九十四条の三 法第四百九十四条の五の規定による拘置の請求をするには、次に掲げる資料を提供しなければならない。

- 一 罰金の裁判の裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本
- 二 法第三百四十五条の二又は第四百九十四条の三の規定による決定の裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本
- 三 法に定める拘置の理由が存在することを認めるべき資料

（令七最裁規二・追加）

（裁判所書記官の立会・法第四百九十四条の六）

第二百九十四条の四 法第四百九十四条の六の規定により法第三百四十五条の二又は第四百九十四条の三の規定による決定を受けた者に対し理由を告げこれに関する陳述を聴く場合には、裁判所書記官を立ち合わせなければならない。

（令七最裁規二・追加）

（調書の作成・法第四百九十四条の六）

第二百九十四条の五 前条に規定する場合には、調書を作らなければならない。

- 2 前項の調書については、第三十八条第二項（第三号前段に係る部分に限る。）、第三項、第四項及び第六項並びに第四十二条第一項の規定を準用する。

(令七最裁規二・追加)

(拘置状の記載要件等・法第四百九十四条の七等)

第二百九十四条の六 拘置状には、法第四百九十四条の七第二項において読み替えて準用する法第六十四条に規定する事項のほか、罰金の裁判が確定した者が法第四百九十四条の五各号に掲げる者であることを記載しなければならない。

2 第七十一条、第七十二条、第七十四条第一項及び第二項並びに第七十五条第一項の規定（これらの規定のうち勾留に関する部分に限る。）は、拘置状について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十一条	法第六十九条	法第四百九十四条の八第二項において読み替えて準用する法第六十九条
第七十二条	裁判所又は裁判官	裁判所
第七十四条第一項	被告人は	者は
	被告人への交付	交付
第七十四条第二項	次項各号に掲げるときを除き、被告人	その請求をした者

(令七最裁規二・追加)

(拘置の通知等・法第四百九十四条の八)

第二百九十四条の七 法第三百四十五条の二又は第四百九十四条の三の規定による決定を受けた者を拘置した場合において、その者に法定代理人、保佐人、配偶者、直系

の親族及び兄弟姉妹がないときは、その決定を受けた者の申出により、その指定する者一人にその旨を通知しなければならない。

2 検察官は、法第四百九十四条の五の規定による拘置をした裁判所の裁判長の同意を得て、拘置されている者を他の刑事施設に移すことができる。

3 検察官は、拘置されている者を他の刑事施設に移したときは、直ちにその旨及びその刑事施設を法第四百九十四条の五の規定による拘置をした裁判所並びに拘置されている者の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹のうち拘置されている者の指定する者一人に通知しなければならない。

4 前項の場合には、第一項の規定を準用する。

(令七最裁規二・追加)

(拘置についての準用規定・法第四百九十四条の八等)

第二百九十四条の八 第八十一条から第八十二条まで、第八十四条から第八十六条の二まで、第八十八条、第九十条、第四百四十条、第四百四十一条及び第四百五十条の規定は、法第四百九十四条の五の規定による拘置について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八十一条第二項	法第八十二条第二項	法第四百九十四条の八第二項において読み替えて準用する法第八十二条第二項
第八十一条第二項及び第八十二条第二項	被告人	拘置されている者

第八十二条第三項	、弁護人及び補佐 人並びに請求者	及び請求者
第八十五条	裁判所	法第四百九十四条 の五の規定による 拘置をした裁判所
第八十五条の二	被告人又は弁護人	拘置されている者
第八十五条の三第 一項	法第八十四条第二 項本文	法第四百九十四条 の八第二項におい て読み替えて準用 する法第八十四条 第二項本文
第九十条	勾留されている被 告人	拘置されている者
	被告人を出頭させ る	拘置されている者 を出頭させる
第四百四十条、第百 四十一条及び第百 五十条	裁判官	法第四百九十四条 の五の規定による 拘置をした裁判所
第四百四十条	記名押印	裁判長が、記名押 印
第四百五十条	被疑者	法第三百四十五条 の二（法第四百四 条（法第四百十四 条において準用す る場合を含む。） において準用する 場合を含む。）又

		は第四百九十四条 の三の規定による 決定を受けた者
--	--	---------------------------------

(令七最裁規二・追加)

(勾引に関する準用規定・法第四百九十四条の十二等)

第二百九十四条の九 第七十一条から第七十四条第二項まで、第七十五条及び第七十六条の規定（これらの規定のうち勾引に関する部分に限る。）は、法第四百九十四条の十二第二項の規定による勾引について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十一条	法第六十九条	法第四百九十四条 の十二第三項にお いて読み替えて準 用する法第六十九 条
第七十二条、第七 十五条第二項及び 第三項並びに第七 十六条第三項	裁判所又は裁判官	法第四百九十四条 の十二第一項の規 定による決定をし た裁判所
第七十三条	勾引状又は勾引状 に代わるもの	勾引状
第七十四条第一項	被告人は	者は
	被告人への交付	交付

第七十四条第二項	次項各号に掲げる ときを除き、被告 人	その請求をした者
第七十六条第一項 及び第三項	被告人	法第三百四十五条 の二（法第四百四 条（法第四百十四 条において準用す る場合を含む。） において準用する 場合を含む。）又 は第四百九十四条 の三の規定による 決定を受けた者
第七十六条第二項	被告人を	法第三百四十五条 の二（法第四百四 条（法第四百十四 条において準用す る場合を含む。） において準用する 場合を含む。）又 は第四百九十四条 の三の規定による 決定を受けた者を
	被告人が	その者が

(令七最裁規二・追加)

(訴訟費用免除の申立等・法第五百条等)

第二百九十五条 訴訟費用の負担を命ずる裁判の執行免除の申立又は裁判の解釈を求める申立若しくは裁判の執行についての異議の申立は、書面でこれをしなければならない。申立の取下についても、同様である。

2 前項の申立又はその取下については、第二百二十七条及び第二百二十八条の規定を準用する。

(免除の申立裁判所・法第五百条)

第二百九十五条の二 訴訟費用の負担を命ずる裁判の執行免除の申立は、その裁判を言い渡した裁判所にしなければならない。但し、事件が上訴審において終結した場合には、全部の訴訟費用について、その上訴裁判所にしなければならない。

2 前項の申立を受けた裁判所は、その申立について決定をしなければならない。但し、前項但書の規定による申立を受けた裁判所は、自ら決定をするのが適当でないと認めるときは、訴訟費用の負担を命ずる裁判を言い渡した下級の裁判所に決定をさせることができる。この場合には、その旨を記載し、かつ、裁判長が認印した送付書とともに申立書及び関係書類を送付するものとする。

3 前項但書の規定による送付をしたときは、裁判所は、直ちにその旨を検察官に通知しなければならない。

(昭二八最裁規二一・追加)

(申立書が申立裁判所以外の裁判所に差し出された場合・法第五百条)

第二百九十五条の三 前条第一項の規定により申立をすべき裁判所以外の裁判所（事件の係属した裁判所に限る。）に申立書が差し出されたときは、裁判所は、すみやかに申立書を申立をすべき裁判所に送付しなければならない。この場合において申立書が申立期間内に差し出されたときは、申立期間内に申立があつたものとみなす。

(昭二八最裁規二一・追加)

(申立書の記載要件・法第五百条)

第二百九十五条の四 訴訟費用の負担を命ずる裁判の執行免除の申立書には、その裁判を言い渡した裁判所を表示し、かつ、訴訟費用を完納することができない事由を具体的に記載しなければならない。

(昭二八最裁規二一・追加)

(検察官に対する通知・法第五百条)

第二百九十五条の五 訴訟費用の負担を命ずる裁判の執行免除の申立書が差し出されたときは、裁判所は、直ちにその旨を検察官に通知しなければならない。

(昭二八最裁規二一・追加)

(差押え等の令状請求書の記載要件・法第五百九条)

第二百九十五条の六 法第五百九条の規定による差押え、搜索、電磁的記録提供命令又は検証のための令状の請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 差し押さえるべき物、搜索すべき場所、身体若しくは物、提供させるべき電磁的記録、提供させるべき者及び提供の方法又は検証すべき場所、身体若しくは物
- 二 請求者の官公職氏名
- 三 裁判の執行を受ける者の氏名（その者が法人であるときは、その名称）
- 四 執行すべき裁判を特定するに足りる事項
- 五 前号の裁判が確定した後でなければこれを執行することができないものであるときは、当該裁判が確定した日及び確定した事由
- 六 七日を超える有効期間を必要とするときは、その旨及び事由
- 七 法第五百九条第二項の場合には、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲
- 八 日出前、日没後に差押え、搜索又は検証をする必要があるときは、その旨及び事由

九 法第五百十三条第一項又は第六項において準用する法第二百二十二条第八項の許可を請求するときは、その旨及び立ち入るべき住居、邸宅、建造物又は船舶

十 前号に規定する場合において、同号に規定する住居、邸宅、建造物又は船舶において、日出前、日没後に、電磁的記録提供命令をする場合における法第五百十三条第一項又は第六項において準用する法第一百十条の規定による令状の提示をする必要があるときは、その旨及び事由

2 法第五百九条の規定による身体検査令状の請求書には、前項に規定する事項のほか、法第五百九条第四項に規定する事項を記載しなければならない。

3 裁判の執行を受ける者の氏名又は名称が明らかでないときは、その旨を記載すれば足りる。

(令五最裁規四・追加、令七最裁規一七・一部改正)

(資料の提供等・法第五百九条等)

第二百九十五条の七 前条第一項の請求をするには、執行すべき裁判の裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を差し出さなければならない。

2 前項の請求をする場合において、郵便物、信書便物又は電信に関する書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するもの（裁判の執行を受ける者から発し、又は裁判の執行を受ける者に対して発したものを除く。）の差押えのための令状を請求するには、その物が裁判の執行に関係があると認めるに足りる状況があることを認めるべき資料を提供しなければならない。

3 第一項の請求をする場合において、裁判の執行を受ける者以外の者の身体、物又は住居その他の場所についての捜索のための令状を請求するには、差し押さえるべき物の存在を認めるに足りる状況があることを認めるべき資料を提供しなければならない。

(令五最裁規四・追加)

(身体検査令状の記載要件・法第五百十条)

第二百九十五条の八 法第五百九条第一項後段又は第五百十一条第一項後段の身体検査令状には、正当な理由がなく身体を検査を拒んだときは過料又は刑罰に処せられることがある旨をも記載しなければならない。

(令五最裁規四・追加)

(令状の返還に関する記載・法第五百十条)

第二百九十五条の九 法第五百九条第一項の令状には、有効期間内であつても、その必要がなくなつたときは、直ちにこれを返還しなければならない旨をも記載しなければならない。

(令五最裁規四・追加)

(電磁的記録提供命令の令状の記載要件・法第五百十条)

第二百九十五条の十 法第五百九条第一項の規定による電磁的記録提供命令の令状には、正当な理由がなく、同項の規定による電磁的記録提供命令に違反したときは、法第五百十三条の二の規定により刑罰に処せられることがある旨をも記載しなければならない。

(令七最裁規一七・追加)

(鑑定処分許可請求書の記載要件・法第五百十五条)

第二百九十五条の十一 検察官が法第五百十五条第二項の規定によつてする請求に係る請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 請求者の官公職氏名
 - 二 裁判の執行を受ける者の氏名（その者が法人であるときは、その名称）
 - 三 執行すべき裁判を特定するに足りる事項
 - 四 前号の裁判が確定した後でなければこれを執行することができないものであるときは、当該裁判が確定した日及び確定した事由
 - 五 鑑定人の氏名及び職業
 - 六 鑑定人が立ち入るべき住居、邸宅、建造物若しくは船舶、検査すべき身体、解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物
 - 七 許可状が七日を超える有効期間を必要とするときは、その旨及び事由
- 2 前項の請求をする場合には、第二百九十五条の六第三項及び第二百九十五条の七第一項の規定を準用する。

（令五最裁規四・追加、令七最裁規一七・旧第二百九十五条の十繰下）

（準用規定等）

第二百九十五条の十二 第三百九条第一項、第四百十条及び第四百十一条の規定は、検察官が法第五百九条第三項又は第五百十五条第二項の規定によつてする請求について準用する。

2 第四十一条、第四十三条及び第一編第九章の規定（第百条第一項の規定を除く。）は裁判所又は裁判官が法第五百十一条及び第五百十二条の規定によつてする押収又は搜索について、第百一条の規定は裁判所又は裁判官が法第五百十一条の規定によつてする検証について、第四十一条、第九十三条、第九十八条及び第百条第一項の規定は裁判所又は裁判官が法第五百十一条の二の規定によつてする電磁的記録提供命令（当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。）について、それぞれ準用する。この場合において、第四十三条第一項中「被告人若しくは被疑者」とあるのは、「裁判の執行を受ける者」と読み替えるものとする。

3 裁判所又は裁判官が法第五百十一条の規定によつてする検証については、執行をする者が、自ら調書を作らなければならない。

4 前項の調書については、第四十一条第二項（第一号に限る。）及び第四十三条第二項の規定を準用する。

（令五最裁規四・追加、令七最裁規一七・旧第二百九十五条の十一繰下・一部改正）

第八編 補則

（申立その他の申述の方式）

第二百九十六条 裁判所又は裁判官に対する申立その他の申述は、書面又は口頭でこれを行うことができる。但し、特別の定めのある場合は、この限りでない。

2 口頭による申述は、裁判所書記官の面前でこれをしなければならない。

3 前項の場合には、裁判所書記官は、調書を作らなければならない。

（昭二四最裁規一二・一部改正）

（刑事収容施設に収容中又は留置中の被告人又は被疑者の申述）

第二百九十七条 刑事施設の長、留置業務管理者若しくは海上保安留置業務管理者又はその代理者は、刑事収容施設に収容され、又は留置されている被告人又は被疑者が裁判所又は裁判官に対して申立てその他の申述をしようとするときは、努めてその便宜を図り、ことに、被告人又は被疑者が自ら申述書を作ることができないときは、これを代書し、又は所属の職員にこれを代書させなければならない。

（平一八最裁規六・平一九最裁規六・一部改正）

（書類の発送、受領等）

第二百九十八条 書類の発送及び受領は、裁判所書記官がこれを取り扱う。

2 訴訟関係人その他の者に対する通知は、裁判所書記官にこれをさせることができる。

3 訴訟関係人その他の者に対し通知をした場合には、これを記録上明らかにしておかなければならない。

(昭二四最裁規一二・一部改正)

(裁判官に対する取調等の請求)

第二百九十九条 検察官、検察事務官又は司法警察職員の裁判官に対する取調、処分又は令状の請求は、当該事件の管轄にかかわらず、これらの者の所属の官公署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官にこれをしなければならない。但し、やむを得ない事情があるときは、最寄の下級裁判所の裁判官にこれを行うことができる。

2 前項の請求は、少年事件については、同項本文の規定にかかわらず、同項に規定する者の所属の官公署の所在地を管轄する家庭裁判所の裁判官にもこれを行うことができる。

(令状の有効期間)

第三百条 令状の有効期間は、令状発付の日から七日とする。但し、裁判所又は裁判官は、相当と認めるときは、七日を超える期間を定めることができる。

(書類、証拠物の閲覧等)

第三百一条 裁判長又は裁判官は、訴訟に関する書類及び証拠物の閲覧又は謄写について、日時、場所及び時間を指定することができる。

2 裁判長又は裁判官は、訴訟に関する書類及び証拠物の閲覧又は謄写について、書類の破棄その他不法な行為を防ぐため必要があると認めるときは、裁判所書記官その

他の裁判所職員をこれに立ち合わせ、又はその他の適当な措置を講じなければならない。

(昭二四最裁規一二・一部改正)

(裁判官の権限)

第三百二条 法において裁判所若しくは裁判長と同一の権限を有するものとされ、裁判所がする処分に関する規定の準用があるものとされ、又は裁判所若しくは裁判長に属する処分をすることができるものとされている受命裁判官、受託裁判官その他の裁判官は、その処分に関しては、この規則においても、同様である。

2 法第二百二十四条又は第二百二十五条の請求を受けた裁判官は、その処分に関し、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

(検察官及び弁護人の訴訟遅延行為に対する処置)

第三百三条 裁判所は、検察官又は弁護士である弁護人が訴訟手続に関する法律又は裁判所の規則に違反し、審理又は公判前整理手続若しくは期日間整理手続の迅速な進行を妨げた場合には、その検察官又は弁護人に対し理由の説明を求めることができる。

2 前項の場合において、裁判所は、特に必要があると認めるときは、検察官については、当該検察官に対して指揮監督の権を有する者に、弁護人については、当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求しなければならない。

3 前項の規定による請求を受けた者は、そのとつた処置を裁判所に通知しなければならない。

(昭二五最裁規二八・追加、平一七最裁規一〇・令五最裁規一〇・一部改正)

(被告事件終結後の訴訟記録の送付)

第三百四条 裁判所は、被告事件の終結後、速やかに訴訟記録を第一審裁判所に対応する検察庁の検察官に送付しなければならない。

2 前項の送付は、被告事件が上訴審において終結した場合には、当該被告事件の係属した下級の裁判所を経由してしなければならない。

(昭六二最裁規八・追加)

(代替収容の場合における規定の適用)

第三百五条 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第十五条第一項の規定により留置施設に留置される者については、留置施設を刑事施設と、留置業務管理者を刑事施設の長と、留置担当官（同法第十六条第二項に規定する留置担当官をいう。）を刑事施設職員とみなして、第六十二条第三項、第七十条の二第一項第五号、第八十条第一項及び第二項、第九十一条第一項第二号及び第三号、第九十二条の二第一項、第四百四十九条の二第一項第六号、第五百十条の三第一項第五号、第五百十三條第四項、第八百八十七條の二、第八百八十七條の三第二項、第二百十六條第二項、第二百二十七條（第三百三十八條の八、第二百二十九條、第二百八十四條、第二百九十四條及び第二百九十五條第二項において準用する場合を含む。）、第二百二十八條（第三百三十八條の八、第二百二十九條、第二百八十四條、第二百九十四條及び第二百九十五條第二項において準用する場合を含む。）、第二百二十九條、第二百四十四條、第二百八十条の二第三項及び第四項並びに第二百八十条の三第二項の規定を適用する。

(平一九最裁規六・全改、令五最裁規一〇・一部改正)

附則

この規則は、昭和二十四年一月一日から、これを施行する。

附則（昭和二十四年五月二十八日最高裁判所規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和二十四年七月一日最高裁判所規則第一二号）

この規則は、昭和二十四年七月一日から施行する。

附則（昭和二十五年四月一五日最高裁判所規則第九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和二十五年四月二八日最高裁判所規則第一一号）

1 この規則は、裁判所法等の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第九十六号）の公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

（公布の日＝昭和二十五年四月一四日）

2 前項に掲げる法律附則第二項の規定により裁判所事務官を兼ねて少年調査官補に任命され、且つ、現にその者の勤務する裁判所に勤務することを命ぜられたものとみなされる者の任命及び勤務裁判所の規定は、この規則第四条による改正後の同条に掲げる規則の規定によつて行われたものとみなす。

附則（昭和二十五年一月二〇日最高裁判所規則第二八号）

この規則は、昭和二十六年一月四日から施行する。

附則（昭和二十六年一月二〇日最高裁判所規則第一五号）

1 この規則は、昭和二十七年二月一日から施行する。

2 この規則施行前に行われた公判手続については、この規則施行後も、第四十四条の改正規定、第四十四条の二の規定及び第四十六条の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則施行前から進行を始めた法定の期間の延長については、第六十六条の改正規定及び第六十六条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（昭和二十七年七月三十一日最高裁判所規則第一九号）

この規則は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附則（昭和二十八年三月一四日最高裁判所規則第五号）

1 この規則は、昭和二十八年四月一日から施行する。

2 この規則施行前に高等裁判所が宣告した判決に対する第二百五十七条の申立については、この規則施行後も、なお従前の例による。

附則（昭和二十八年一〇月一五日最高裁判所規則第二一号）

1 この規則は、刑事訴訟法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第七十二号）施行の日から施行する。但し、第二百二十条の二、第二百二十二条の二、第二百二十二条の三、第二百二十二条の五後段、第二百二十二条の六、第二百二十二条の七及び第二百二十二条の九の規定は、刑法等の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第九十五号）施行の日から施行する。

（刑事訴訟法の一部を改正する法律施行の日＝昭和二十八年十一月七日、刑法等の一部を改正する法律施行の日＝昭和二十八年十二月一日）

2 この附則で、「新規則」とは、この規則による改正後の刑事訴訟規則をいい、「旧規則」とは、従前の刑事訴訟規則をいう。

3 新規則は、この附則に特別の定がある場合を除いては、新規則施行前に生じた事項にも適用する。但し、旧規則によつて生じた効力を妨げない。

4 前項但書の場合において、旧規則によつてした訴訟手続で新規則にこれに相当する規定があるものは、新規則によつてしたものとみなす。

5 新規則（この附則第一項但書に掲げる規定を除く。以下同じ。）施行前に旧規則第三十六条の規定により旧規則第五十七条第二項から第四項までの規定による判決書又は判決を記載した調書の抄本で懲役又は禁錮の刑の執行指揮に必要であるものを検察官に送付した事件については、新規則第三十六条第二項の規定は、適用しない。

6 新規則第六十七條第一項後段の規定は、新規則施行前に公訴の提起があつた事件については、適用しない。

7 新規則施行前に略式命令の請求があつた事件の略式手続については、なお従前の例による。

8 新規則施行の際まだ略式命令の請求をしていない事件であつても、新規則施行の際すでに検察官から被疑者に対し略式命令の請求をすることを告げているものについては、新規則施行後も、なお旧規則第二百八十七条及び第二百八十八条の規定により略式命令の請求をすることができる。

附則（昭和二十九年五月二九日最高裁判所規則第五号）

この規則は、昭和二十九年六月一日から施行する。

附則（昭和三二年二月一五日最高裁判所規則第一号）

この規則は、昭和三十二年四月一日から施行する。

附則（昭和三五年三月二五日最高裁判所規則第二号）

1 この規則は、昭和三十五年四月一日から施行する。

2 この規則施行前に裁判所速記官がした速記については、なお従前の例による。

3 この規則施行前に判決の宣告があつた事件については、第二百十八条の二の規定及び第二百十九条の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（昭和三六年六月一日最高裁判所規則第六号）

- 1 この規則は、昭和三十七年一月一日から施行する。
- 2 改正後の規則第一百七十八条の三から第一百七十八条の十一までの規定は、この規則施行後に公訴の提起があつた事件に適用する。ただし、簡易裁判所においては、昭和三十八年一月一日以後に公訴の提起があつた事件に適用する。
- 3 この規則施行前に公訴の提起があつた事件（簡易裁判所においては、昭和三十七年十二月三十一日以前に公訴の提起があつた事件）については、改正前の規則第一百七十八条の三の規定は、この規則施行後も、なお効力を有する。

附則（昭和四七年六月二四日最高裁判所規則第五号）

- 1 この規則は、昭和四十七年七月一日から施行する。
- 2 刑事訴訟規則についての罰金等臨時措置法に関する規則（昭和二十四年最高裁判所規則第三号）は、廃止する。

附則（昭和五一年六月七日最高裁判所規則第四号）

この規則は、刑事訴訟法の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第二十三号）施行の日から施行する。

（施行の日＝昭和五一年七月一日）

附則（昭和五一年一月二〇日最高裁判所規則第八号）

この規則は、昭和五十二年一月一日から施行する。

附則（昭和五七年九月三日最高裁判所規則第七号）

この規則は、民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第八十三号）の施行の日（昭和五十七年十月一日）から施行する。

附則（昭和六二年一二月一日最高裁判所規則第八号）

この規則は、昭和六十三年一月一日から施行する。

附則（平成四年二月三日最高裁判所規則第一号）

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

附則（平成七年六月一日最高裁判所規則第一号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に確定した裁判における刑の執行猶予の言渡しの取消しの請求については、なお従前の例による。

附則（平成九年七月二十九日最高裁判所規則第五号）

この規則は、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成一〇年一月一日）

附則（平成一一年一二月一日最高裁判所規則第九号）

この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

附則（平成一二年九月二七日最高裁判所規則第一二号）

この規則中第一条の規定は刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律（平成十二年法律第七十四号）の施行の日から、第二条の規定は同法第一条中刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）第一百五十七条の次に三条を加える改正規定（同法第一百五十七条の四に係る部分に限る。）の施行の日から施行する。

(刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律施行の日＝平成一二年一一月一日、同法第一条中刑事訴訟法第百五十七条の次に三条を加える改正規定(同法第百五十七条の四に係る部分に限る。))の施行の日＝平成一三年六月一日)

附則(平成一二年一二月一五日最高裁判所規則第一五号)

この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附則(平成一三年二月一九日最高裁判所規則第一号)

この規則は、少年法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第百四十二号)の施行の日(平成十三年四月一日)から施行する。

附則(平成一五年三月一九日最高裁判所規則第七号)

この規則は、民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十四年法律第百号)及び日本郵政公社法施行法(平成十四年法律第九十八号)の施行の日(平成十五年四月一日)から施行する。

附則(平成一七年六月二二日最高裁判所規則第一〇号)

(施行期日)

1 この規則は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第六十二号)の施行の日(平成十七年十一月一日)から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に開始された準備手続及びその結果を公判期日において明らかにする手続については、なお従前の例による。

附則(平成一八年五月一二日最高裁判所規則第六号)

この規則は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成十七年法律第五十号）の施行の日（平成十八年五月二十四日）から施行する。

附則（平成一八年七月二五日最高裁判所規則第九号）

（施行期日）

1 この規則は、執行猶予者保護観察法の一部を改正する法律（平成十八年法律第十五号）の施行の日（平成十八年九月十九日）から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に保護観察に付する旨の判決の宣告があった事件については、なお従前の例による。

附則（平成一八年七月二八日最高裁判所規則第一一号）

（施行期日）

1 この規則は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十二号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十八年十月二日）から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に裁判所に係属している事件については、改正前の刑事訴訟規則第七十九条の六第二項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

附則（平成一九年五月二五日最高裁判所規則第六号）

この規則は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十八号）の施行の日（平成十九年六月一日）から施行する。

附則（平成一九年一二月七日最高裁判所規則第一五号）

この規則は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。

附則（平成二〇年五月二一日最高裁判所規則第五号）抄

第二条の規定は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）の施行の日（平成二十一年五月二十一日）から施行する。

附則（平成二〇年五月二一日最高裁判所規則第六号）抄

（施行期日）

1 この規則は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十五号）の施行の日から施行する。ただし、第一条中刑事訴訟規則第四十四条第一項第十号の改正規定（「第二百九十一条第二項」を「第二百九十一条第三項」に改める部分に限る。）並びに同規則第九十七条の二及び第二百二十二条の十四第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正後の刑事訴訟規則第三十八条第二項第八号及び第九号、第四十一条第二項第二号及び第三号、第四十四条第一項第八号から第十号まで及び第四十二号並びに第二編第三章第三節の規定は、この規則の施行の際現に係属している刑事被告事件については、適用しない。この規則の施行の日前判決が確定した刑事被告事件であってこの規則の施行の日以後再審開始の決定が確定したものについても、同様とする。

附則（平成二〇年一〇月二日最高裁判所規則第一四号）

（施行期日）

1 この規則は、少年法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十一号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成二〇年一月一五日）

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に少年法の一部を改正する法律による改正前の少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第三十七条第一項の規定により公訴の提起があった成人の刑事事件については、この規則による改正後の刑事訴訟規則及び犯罪収益に係る保全手続等に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第二十六条第四項の規定により家庭裁判所が権限を有する成人の刑事事件についても、同様とする。

附則（平成二〇年一〇月二一日最高裁判所規則第一七号）抄

（施行期日）

1 この規則は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律（平成二十年法律第十九号）の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

附則（平成二四年二月二〇日最高裁判所規則第一号）

この規則は、情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十四号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成二四年六月二二日）

附則（平成二八年四月七日最高裁判所規則第四号）

この規則は、刑法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十九号）の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成二八年六月一日)

附則（平成二八年一〇月一八日最高裁判所規則第六号）抄

(施行期日)

第一条 この規則は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十四号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年十二月一日）から施行する。

附則（平成三〇年一月一五日最高裁判所規則第一号）抄

(施行期日)

第一条 この規則は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第三条の規定は、同法の施行の日から施行する。

附則（令和三年四月二六日最高裁判所規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（令和三年一二月二二日最高裁判所規則第三号）

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第一条中少年審判規則第二十四条の二第二項の改正規定は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十三号）の施行の日から施行する。

附則（令和五年七月一八日最高裁判所規則第三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（令和五年九月一九日最高裁判所規則第四号）抄

(施行期日)

第一条 この規則は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年十一月一五日）から施行する。ただし、第一条中刑事訴訟規則第六条の改正規定及び附則第二条の規定は、公布の日から施行する。

附則（令和五年一二月二五日最高裁判所規則第一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号。以下「改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一五日）から施行する。ただし、第一条中刑事訴訟規則目次、第八十七条及び第九十一条の改正規定並びに同規則第九十二条の二の次に一条を加える改正規定は、改正法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和六年五月一五日）から施行する。

附則（令和七年二月一二日最高裁判所規則第二号）

この規則は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（令和七年五月一五日）から施行する。

附則（令和七年二月一二日最高裁判所規則第三号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。次条において「刑法等一部改正法」という。）の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 第一条の規定による改正前の刑事訴訟規則第三十六条第一項又は第一条の規定による改正後の同項の規定により送付した抄本が刑事訴訟規則第五十七条第二項から第四項までの規定による判決書又は判決を記載した調書の抄本で刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下この項及び次項において「懲役」という。）又は旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下この条において「禁錮」と

いう。)の刑の執行指揮に必要なものである場合における第一条の規定による改正後の刑事訴訟規則(次項において「新刑事訴訟規則」という。)第三十六条第二項の規定の適用については、懲役又は禁錮の刑の執行指揮は、それぞれ拘禁刑の執行指揮とみなす。

2 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号。次項において「整理法」という。)の施行前にした行為に係る罪の事件に関しては、新刑事訴訟規則第一百七十七条、第一百七十八条第一項及び第二百二十二条の十九の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に当たる事件はそれぞれ無期拘禁刑に当たる事件と、有期の懲役又は禁錮に当たる事件はそれぞれその事件に係る罪について定めた刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑に当たる事件とみなす。

附則(令和七年一二月二六日最高裁判所規則第一七号)

この規則は、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律(令和七年法律第三十九号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和八年五月二十一日)から施行する。